

官報

号外

平成三十年六月十九日

○第百九十六回 会衆議院會議録 第三十九号

平成三十年六月十九日(火曜日)

議事日程 第三十一号

平成三十年六月十九日

午後一時開議

- 第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出)
- 第四 特定複合観光施設区域整備法案(内閣提出)
- 第五 健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出)

平成三十年六月十九日 衆議院會議録第三十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案外一案

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方創生に関する特別委員長渡辺博道君。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務、権限の移譲を行うこととし、関係三法律の改正を行うこと、
第二に、地方がみずからの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見

直し等を行うこととし、関係十四法律の改正を行うこと
であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月七日日本委員会に付託され、翌八日梶山国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案、日程第三、法務局における遺言書の保管等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。法務委員長平口洋君。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案及び同報告書
法務局における遺言書の保管等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

民法及び家事事件手続

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君 ただいま議題となりました民法法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化、特別の寄与の制度の新設等を行うものであるとあります。

次に、法務局における遺言書の保管等に関する法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書の検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る六月五日本委員会に付託され、翌六日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、八日質疑に入り、十三日参考人から意見を聴取しました。十五日、質疑を終局し、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案については、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、また、法務局における遺言書の保管等に関する法律案については、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案中、日程第二につき討論の通告があります。これを許します。山尾志桜里君。

〔山尾志桜里君登壇〕

○山尾志桜里君 立憲民主党の山尾志桜里です。

まずは冒頭、昨日からの近畿地方における地震で命を落とされた方々と御遺族に対し心からのお悔やみを、そして被害に遭われ厳しい状況に置かれている皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

本日は、立憲民主党・市民クラブを代表し、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案につき、反対の立場から討論いたします。(拍手)

反対の理由は、本質的な一点です。今回創設される特別寄与制度の対象から事実婚や同性パートナーが排除されていること、そして、その判断が象徴する現政権の冷たさ、人権意識の致命的な鈍感さを容認できないからであります。

高齢化が進む中、一人一人が自分らしく人間関係を築き、互いに支え合いながら人生の終盤を彩っていくあり方はさまざまです。しかし、今の相続制度では、そうした多様な支え合いの形を保障できず、不公平が生じています。

ですから、法律上の相続人以外の方が献身的に介護や看病などの貢献をしたとき、それを評価し、相続人への金銭請求を認めて実質的な公平を図る制度をつくらう、この提案に、私たちは賛成です。

しかし、その趣旨は、いわゆる長男の嫁のみならず、むしろ、長年連れ添い、実質的には相続人と同じ法的利益を受け取るべき立場にありながら、法律上の相続人になることのできない事実婚や同性パートナーにこそ当てはまるものではありませんか。にもかかわらず、対象からあえて排除するのは、制度趣旨をねじ曲げる不正ではありませんか。

委員会質疑でその点を繰り返したましたが、政府の弁解は、ただひたすらに、事実婚や同

性パートナーを含むと遺産分割が長期化、複雑化するの一点張りでした。

しかし、そもそもこの新制度は、形式的な都合を事実的に解消するものでありますから、一定の長期化、複雑化は織り込まれております。だからこそ、期間制限、すなわち、この制度が利用できるのは、相続開始や相続人を知ったときから六カ月、実際に相続が始まったときから一年と、権利行使が限定されているのです。

長期化、複雑化対策には、この期間制限を全ての対象者に公平に運用することが王道であり、対象者を分断し、社会的マイノリティーを排除することでは対応するのは、人権国家として致命的な過ちです。

そもそも、事実婚の当事者の中には、政府が選択的夫婦別姓から逃げ続けているがために、法律婚を望みつつ事実婚を選択しているカップルが大勢います。同性パートナーは、政府が同性婚を認めないがために、法律婚を望んでもできない状態に置かれています。

選択的夫婦別姓やLGBT差別解消法、同性パートナーシップ制度あるいは同性婚は、多様な差別のない社会を選択する近代国家の標準装備であります。しかし、私たち野党の中の多くの政党がこうした法案を提案しても、政府・与党は審議や協力を拒否しています。

法律婚を望むカップルすら法律婚できない環境をあえて放置しながら、他方で、提出してくる閣法では、法律婚でないという理由で排除するのは、無責任な差別と言われても仕方がないのではありませんか。

法制審のパブリックコメントでも、限定すべきとする立場は九、限定すべきでないとする立場は二十六、約三倍でした。法制審そのものにおいても、終盤まで、親族に限定しない立場を基本として検討を進めると明記されておりました。

法務委員会では、野党推薦の参考人はもちろん、与党推薦の参考人すら、一学者としての見解においては親族に限定しないことが望ましいという立場に立たれていたことが明らかにされました。

にもかかわらず、政府はなぜ無理筋、真逆の結論を出したのでしょうか。大変不可解です。

実は、この法案のきっかけは、二〇一三年の最高裁において、婚外子差別による民法相続格差を違憲とする判決にありました。

報道によれば、そのころの自民党部会において、次のような声が上がったとされております。

自民党として、最高裁の判断はおかしいというメッセージを発するべきではないか、国権の最高機関が、司法判断が出たからといって、はいはいと従うわけにはいかない。これほどまでに三権分立の本質を無視する発言が複数与党内からあったとすれば、改めて驚きを禁じ得ません。

実際、法制審の第一回においても、法務省の事務方が、今回の相続法制見直しの理由について、さきの最高裁判決を受け、法律婚の尊重を図るための措置を別途検討すべきとの指摘がなされたと言及しています。この指摘をしたのは誰なのでしょう。むしろ、この最高裁判決を受けた世論の中には、多様な家族のあり方を保障するための制度改正を加速すべしとの指摘が多数あったにもかかわらず、なぜそちらは無視されたのでしょうか。

つまるところ、この法案は、婚外子差別は正判決と法律への巻き返し策としてスタートし、その色合いを今もなお残しているものではありませんか。だから、あらゆる議論の場で、法律上の親族に限るべきでないという意見が優勢を占めても、最終最後、何の合理的説明もないまま親族要件が復活したではありませんか。また、法制審の委員においては、親族要件をつ

けるべきだという立場に明確に立った委員はたった一人であり、この委員は、メディアにおいて安倍総理の側近であると自認し、総理を人懐っこい兄貴分のような存在と語っていることを付言いたします。

私たち立憲民主党は、この法案の賛否について最後まで判断を留保しておりました。

しかし、最終的に、法案の一部であれ、多様で差別のない社会という譲れない価値に本質的に反する法案には、反対の姿勢を明確にし、その理由を議事録にとどめることで、今の安倍政権には発信できないリベラルな価値の発信者となることを選択いたします。

少なくとも、この社会の普遍的な価値である個人の尊厳を尊重するならば、個人の価値観の多様化がパートナーシップの形の多様化につながることを自然に受けとめ、その多様なパートナーシップを包摂する社会へと進むべきです。

これに対して、今回の法案は、国家の側が考える個人やパートナーシップの形に当てはまらない人々を排除し、人格の本質的な平等性を傷つけるもので、容認できません。

法務委員会で、LGBT当事者である鈴木賢明治大学法学部教授が参考人としてお話しされた言葉を紹介します。

同性カップルを婚姻から排除することは、国が法律によって同性愛者を差別することに加担することにほかなりません。せめて相続法による特別寄与制度から排除しないという姿勢を示すことで、同性愛者に対する法による差別をやめる方向へと転換すべきことを強く求めたいと存じます。法律の小さな文言ですけれども、それが日本を変える力になります。

私たちは、親族というこの法案の小さな文言が、差別に加担し、固定化する見えない力となることに反対いたします。

自民党、公明党の中にも、多様性を認める社会

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案外一案 特定複合観光施設区域整備法案

を標榜する方がおられます。本当にその価値を信じているなら、たまには国会議員の本分である採決で示していただきたいと思えます。

そして、無所属の議員も含めて、野党の議員の皆さんに心からお願いをいたします。

国会議員が採決で示すことのできる価値観は、たとえ今は法律が通ってしまうとしても、これらの社会を変える力になります。

人は、誰しもが、どこかを切り取れば少数者です。小さい文言による大きな差別を見逃さずに、毅然と行動していただきたいと思えます。

私たち立憲民主党は、立憲の言葉を民主の上に置き、多数決でも侵すことのできない少数者の権利と価値を全力で守ることを約束し、反対の討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。自席にお戻りください。

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。福田昭夫君。

日程第四 特定複合観光施設区域整備法案

〔内閣提出〕

○議長(大島理森君) 日程第四、特定複合観光施設区域整備法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山際大志郎君。

特定複合観光施設区域整備法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山際大志郎君登壇〕

○山際大志郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めるものであります。

本案は、去る五月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十五日に石井国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同日質疑に入りました。三十一日には参考人から意見を聴取し、翌六月一日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、十五日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。福田昭夫君。

〔福田昭夫君登壇〕

○福田昭夫君 立憲民主党の福田昭夫です。

私は、立憲民主党・市民クラブを代表して、特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR法案について、反対の立場で討論を行います。(拍手)

その前に、昨日の大阪北部地震におきましてお亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を表します。また、被災された方々に対しお見舞いを申し上げますとともに、政府におきましては、全力を挙げて救助活動、災害復興対策に取り組んでいただきたいをお願い申し上げます。

それでは、反対の主な理由を十一點申し上げます。

第一点、立法事実がない。

政府は、カジノを含むIR施設をつくり、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光を実現すると言いますが、カジノがなくても、外国人観光客は既に昨年二千八百万人を超え、ことはそれを上回る勢いでふえています。しかも、カジノを目的に来日する外国人はごくわずかです。

平成二十九年、日本政策投資銀行と日本交通公社が、六千二百七十四人のアジア、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアの訪日観光客の意向調査を実施しました。IRができたら行ってみたいと六割が回答。しかしながら、肝心なカジノ施設へ行きたいはたった七％。しかも、政府が強調する日本版統合型リゾートには行きたいくないが一％もいません。多くの人の行きたい先は、商業施設、ホテル、アミューズメント施設、温浴施設等で、カジノではありません。

第二点、立法目的が不明瞭。
観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とするとしていますけれども、何の試算もせずに、どうして経済効果があると言えるのか。政府は、具体的な場所や

施設の規模が決まっていけないので試算できないと無責任な答弁を繰り返すばかりでありました。

第三点、違法性の阻却が不十分。

我が国では、今回初めて賭博が民間事業者に許可されるにもかかわらず、法務省で有識者を集めた議論が一度も行われませんでした。

政府は、目的の公益性、運営主体の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止について、全体として刑法の賭博に関する法制との整合性は図られていると繰り返し答弁してきました。

しかしながら、刑法が保護する法益がカジノ合法化で守られているという立証、新しい公益性が法益の侵害より大きいの実証は全くなされておられません。その実例として、外国のあるカジノ業者の収益構造を見ると、もうけのほとんどを株主に還元しています。

第四点、政省令等に委任し過ぎ。

政令五十八、国土交通省令四十四、カジノ管理委員会規則二百二十九、合計三百三十一項目以上が委任されており、不明な点が多過ぎて議論が深まりません。我が国では初めて違法な賭博を民間事業者に許可するのですから、三百三十一項目以上の委任事項の案を全て国会に提出して、丁寧な議論が必要なのではないでしょうか。

第五点、カジノを含むIR事業者の破綻処理が不明確。

都道府県等とIR事業者が実施協定を締結するとき、IR事業者が破綻した場合に、地権者に更地にして返還する旨の条文を入れられるかどうかはIR事業者との交渉次第。都道府県等とIR事業者との関係は、圧倒的な力を持つ外国のカジノ資本にかなわないのではないのでしょうか。ここはやはり、法律で明確に規定する必要があるでしょう。

第六点、カジノゲーミング区域の面積上限値規制なし。

当初、ゲーミング区域の面積の上限を、一万五千平米又はIR施設の延べ床面積又は区域の面積のいずれか大きい面積の三%のいずれか小さい数値としたのに、いつの間にか、上限値一万五千平米と、区域の面積が削除されました。これで、カジノ事業者は日本にシンガポールより大きい世界最大規模のカジノを三カ所もつくれることになりました。

第七点、カジノへの入場に際して、本人の入場回数を確認手段としてマイナンバーカード及びその公的認証を義務づけました。

本人確認なら、運転免許証でも健康保険証でも可能。わざわざマイナンバーカードで本人確認をする必要はありません。マイナンバーカードで入場回数を確認することもできません。マイナンバーカードなら、本人が了承すれば、全金融機関とつながって貸付枠が設定しやすくなるからではないですか。

第八点、カジノ事業者による無利子貸付制度。賭博場の中に貸付けなどの特定金融業務を認めるのも我が国では初めてです。しかも、貸金業法の適用を受けないので、総量規制もありません。マイナンバーカードで本人の金融資産を確認して、その枠内で貸付枠を設定できるではありませんか。カジノに日本人向け貸付制度は必要ないでしょう。

第九点、ギャンブル依存症対策が不十分。

日本人等の入場回数を、連続する七日間で三回、連続する二十八日間で十回は多過ぎます。我が国は諸外国と比べてギャンブル依存症が多いので、最も厳しい回数制限、連続する七日間で一回、連続する二十八日間で七回を採用すべきです。

第十点、これが一番大きな問題。外資規制がない。

IR事業者は国内の事業者に限るとしておりまして、外資規制がなければ、カジノ運営のノウハウを持つ国内事業者がいないので、実質的に外資に賭博場を開放することになります。違法性を十分に阻却せずに開放するとして、国富、国民の富を売るようなものではありませんか。

政府は、WTOのルールで外資規制はできないと言っていますが、悪法をつくってまで外資に貢ぐ必要があるのでしょうか。

第十一点、余りにも拙速な審議。

本文二百五十一条、附則十六条の大部分は法律です。二十時間にも満たない審議で採決できるのでしょうか。なぜそんなに急ぐ必要があるのか。誰の都合なのか、外国カジノ資本の都合なのか。マカオの免許が二〇二〇年に切れるためなのか。

委員会でも強行採決をして、会期延長してまで成立させるだけの価値のある法律ではありません。疑問だらけです。

終わりに一言申し上げます。

我が国は、自然、歴史、文化、気候、食という観光振興に必要な四つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つです。カジノつきIRで国際観光客急増のシンガポールを見習えと言いますが、カジノがない日本の方が、外国人観光客とその消費額の増加が数倍大きいことも周知の事実です。

うそつきは泥棒の始まりと言いますが、うそは国を滅ぼし、国民を不幸にします。カジノ実施法案は国を滅ぼし、国民を不幸に陥れます。決して成長戦略にはなりません。

安倍総理も与党の皆さんも、この辺で思いとどまっただけがでしよう。思いとどまることをお勧めして、私の反対討論といたします。合掌。

(拍手)

○議長(大島理森君) 木原誠二君。

(木原誠二君登壇)

○木原誠二君 自由民主党の木原誠二です。

冒頭、昨日発生した大阪北部を震源とする地震で被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。政府には引き続き万全の対応を求めたいと思います。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました特定複合観光施設区域整備法案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。(拍手)

まず、一言申し上げます。

内閣委員長解任決議案及び国土交通大臣不信任決議案、ともに否決との本院の明確かつ圧倒的な意思が表明された後にもかかわらず、先週金曜日の内閣委員会の採決時、一部野党議員が、内閣委員長のみならず速記者にまで激しく詰めるなど、大変な混乱を引き起こしました。極めて残念であり、猛省を促すものであります。

さて、二千八百万人、安倍政権によるビザ緩和やCIQ整備などの積極的な施策により、わずか数年で訪日外国人旅行者の数は驚くほど増加しました。

しかし、本格的な観光立国、観光先進国の実現に向けては、さらなる高みを目指す必要があります。その際課題となるのが、MICEビジネスの強化や滞在型観光の促進であります。日本型IRは、こうした課題に対応しつつ、観光立国を実現するためのツールの一つとなるものです。

このため、本法案では、国際会議場施設、展示施設、宿泊施設、送客機能施設等を中核施設として定義し、こうした施設の整備があつて初めて、すなわち、IRの一部としてのみカジノの設置が認められることとしております。

IRというとカジノばかりに焦点が当たりがち

ですが、日本型のIRは、国際的ビジネス会議を世界じゅうから招致し、水族館やプール等が集まり、高いクオリティーのショーやスポーツ等が繰り広げられ、家族連れで日本を訪ねてもらえる、まさに総合的なリゾート施設として、新たな成長とビジネスの起爆剤となり、観光、地域振興、雇用創出効果を発揮することが期待されております。

一部の野党の方々からは、MICE機能等は個別に整備すればいいではないか等の御議論がありますが、規模の経済性や連結の経済性を理解しない、全く現実を見ない議論と言わざるを得ません。

それでは、以下、本法案に賛成する主な理由を、IR整備の側面と弊害防止措置の両面から順次申し上げます。

まず第一に、本法案では、IR区域の整備について、区域整備計画の内容、認定手続、評価の仕組み等を規定し、真に国際競争力の高い魅力ある潜在型観光を推進する仕組みとなつていことが挙げられます。

第二に、立地予定地域の住民の合意形成を重視していることです。本法案では、都道府県等の議会の議決や住民公聴会を義務づけ、住民の理解を得て、地域の実情や独自性を反映した区域整備計画とすることとしております。

第三に、来訪客をIRに囲い込むのではなく、IRを拠点に全国津々浦々に観光客を送り出す送客機能を有する施設を整備することとしております。

第四に、カジノ事業者に対し、その粗利の三〇%の納付金を納付させることとし、国と地方の新たな財源として幅広い公益目的に使われることとなることです。

他方、カジノを含むIRの設置については、さまざまな弊害を心配する声があることも事実であります。

ります。このため、本法案では、重層的、多段階での世界最高水準のカジノ規制を設けています。具体的には、事業者の廉潔性の確保として、カジノ事業者のみならず、その主要株主や従業員、取引先、IR区域の土地所有者等について、それぞれ免許制等の参入規制を課すとともに、カジノ管理委員会が徹底した調査を行い、関係者の社会的信用等を厳格に審査することとしております。これが賛成の第五の理由であります。

第六に、依存防止対策として、日本人等に対し、他国には例のない長期、短期の一律の入場回数制限や高額の入場料を課すとともに、本人、家族の申出による利用制限措置等の措置を講じることとを事業者が義務づけていることでもあります。また、本法案では、先ほど触れた納付金も依存症対策に幅広く使用することができるとされております。

シンガポールでは、カジノの設置を契機にギャンブル依存症を劇的に減少させることに成功しております。我が国も、本法案を契機として、既存の公営ギャンブル場や遊技場等に起因する依存症を含めて、対応策を強化することが期待をされます。

第七に、マネーロンダリング対策として、犯罪収益移転防止法の規制に加え、一定額以上の現金取引は全て報告すること等を義務づけることとにも、他人へのチップの譲渡や持ち出しを禁止しております。さらに、カジノ施設への暴力団員の入場、滞在を厳格に規制し、違反に対して罰則を適用することとしています。

以上、本法案は、国際競争力の高い魅力ある潜在型観光を実現するとの重要な政策目的を達成するものであると同時に、世界最高水準のカジノ規制等によって、さまざまな懸念に万全の対策を講じるものとなっており、早期の成立を期待するものであります。

議員各位の御賛同を強くお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 源馬謙太郎君。

(源馬謙太郎君登壇)

○源馬謙太郎君 国民民主党の源馬謙太郎です。(拍手)

まず初めに、昨日大阪で起きた地震によって、九歳の小さな命を含め、とうとい命を落とされた方々の御冥福を心からお祈りし、また、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興のために、国を挙げて、一丸となつての対応をお願いいたします。

ただいま議題となりましたいわゆるIR整備法案につきまして、会派を代表して、反対の立場から討論を行います。

私が今回のIR法案に反対する理由はただ一つ。IR施設の中に必置施設としてつくられ、またIR全体の収益を左右する肝心な金のカジノ施設について、不安が払拭し切れていないことに尽きます。

カジノはギャンブルです。このギャンブルにお金を使つてもらうことがIR施設成功の前提です。しかも、表向きは、海外からの誘客や、日本の魅力の世界への発信などと、海外からの観光客に焦点を絞っているような言葉が並びながら、実際には多くは日本人客だろうと想定していることが明らかになっています。IR施設全体の収益を上げるには、その中核であるカジノでお金を使つてもらわなくてはならず、しかも、その対象の多くは日本人ということなのです。

ゲーミングの一つとしてカジノを楽しむことにお金を使うことまでも、全てを否定するつもりはありません。パチンコや公営ギャンブルである競馬など、それそのものを楽しむ人もいるからです。

問題なのは、そこにのめり込んでしまう要素をいかに排除するかということです。

カジノをめぐる不安は幾つかありますが、私は、その中でも特に、このギャンブルにのめり込んでしまう要素を排除するという観点から、特定金融業務についての不安を取り上げたいと思います。

ギャンブルにはまってお金をどんどん使つてしまふ人が陥る典型例は、負けが込んだら取り返そうとして更にお金を使つてしまふという連鎖です。貸金業法でいわゆる総量規制を導入したのは、ギャンブルに限らず、こうした連鎖に陥り、お金を際限なく借りてしまふという多重債務の問題に対処するためと理解しています。つまり、そうしたことが起きないように法律でキャップをしているのだと思います。

にもかかわらず、カジノ事業者がギャンブル客にお金を貸すことができるというこの法案には、はつきり申し上げて驚きはありません。手持ちのお金がなくなつた客にその場でお金を貸すことは、常識的に考えて、ギャンブル依存や多重債務に直結するように思えます。

これまでも、外国人と一定の預託金を預けられる富裕層のみが対象だから問題ないのだという政府からの説明がありました。果たして本当にそうでしょうか。

ギャンブルで負けが込んだ人が陥るのは、あと少しやったら取り返せるんじゃないかという気持ちです。これは、その人が裕福かそうでないかは関係ありません。逆に言えば、一般の人にとつての限界金額よりも富裕層の限界金額は高いわけですから、はまり込んでしまったときの被害額は大きくなります。

しかも、そのカジノ事業者は、どこの国の企業が担うのでしょうか。今有力と言われているのは海外の事業者だと聞いています。つまり、海外の

事業者がやってきて、カジノに来る日本人の富裕層に対して、顧客ごとに自分たちで決めた限度額まで金を貸し、二カ月以内に返せなかったら、一四・六％の遅延損害金をつけて、債権を第三者に委ねて取り立てるといふ恐るべき貸金業務が行われることになるのです。しかも、この遅延損害金については、つい二カ月はど前に急につけ加えられました。

政府は、委員会でも、なぜこの貸金業務が盛り込まれることになったのかという質問に対し、利用者やカジノ事業者が個別具体的に聞き取りはしていないが、海外のカジノ事業者はどこでもやっていることなので、当然事業者のニーズがあると考へて盛り込んだという答弁がありました。事業者が多分必要だからということでも盛り込んだということです。

日本人のために、日本の魅力を発信し、日本にたくさん観光客に来てもらい、日本全体の経済成長につなげていくためのIR施設であつたはずが、これではよその国のカジノ事業者のために日本人がお金を使う仕組みになつていませんか。

私は、保守の先輩の皆様にご訴へさせていただきます。

IR施設の経済的基盤はカジノ事業であり、そのカジノ事業の対象は日本人です。その日本人に対して、海外からカジノ事業者がやってきて、その事業者が、この人には幾ら、この人には幾らと好き勝手に決めてお金を貸す。しかも、その事業者がカジノ管理委員会のメンバーに入る可能性もある。日本の国益の観点から、本当にこれで大丈夫なんですか。日本人の生命と財産を守ることとは、保守政治家の大切な価値観の一つではないでしょうか。

細かな点を加えれば、カジノ施設内にはATMの設置はできないことになっていきます。しかし、IR施設内にはATMを設置することができ、ま

た、クレジットカードで現金を引き出すことができるATMが設置されることもあり得ると、政府参考人の発言がありました。

そうだったら、そもそも、いわゆるマスと言われる普通の日本人客は対象でないから大丈夫という理屈が覆されませんか。預託金を預けられる富裕層はカジノ施設でお金を借り、一般人は同じIR施設内のホテルかどこかでクレジットカードを使ってお金を借りる。ほとんど同じではありませんか。

多くの国民が反対し、不安を持っているカジノ、それを含むIRを、今すぐにどうしても決めてはいけぬ理由は見当たりません。

せめて、カジノ事業者が貸し出す金額を事業者みずから自由に決めるのではなく、法律で上限を定められないか、貸金業務を行うカジノ事業者への外資の参入を規制できないか、カジノにおいてマックスベットを定めたり、みずから上限金額を設定する仕組みにできないかなどしても、IR施設にとつて困ることはないかと思ひます。

日本人の富裕層が海外のカジノ事業者から金を借り、そのお金が海外に流れていくのは、日本の政治家として、私は見たくありません。

議員の皆様にはもう一度立ちどまつてこの法案に反対していただくことをお願いし、討論といたしますが、最後に一言申し上げます。

この法案に限らず、まだまだ議論し修正する余地があるのに、いつの時代も与党が採決を急ぐのは、国会に会期があるからのように、新人の私には思ひます。会期に限りがなければ、少なくともこのIR整備法案のようなそう緊急性が高い案件は、もっと時間をかけて議論することができるとは思ひません。

どの政権の時代にも当てはまりますが、これまで繰り返されてきた与党による強行採決と野党に

よる抵抗戦術は、全てこの限られた会期の中での時間の奪い合いではないかと思ひます。

与野党を超えて国会改革を実現し、通年国会が実現すれば、この不毛な時間の奪い合いは与野党ともにできなくなるはずですが、そして、問題がまだ残っていると思われる法案については、今よりもじっくりと議論することができないではないでしょうか。

この国会改革も、与党の皆さんが反対すればできません。ぜひ、国会改革を行い、議論すべきことは徹底的に議論できる国会にしたいと強く心をからお願いし、私の討論といたします。

○議長(大島理森君) 濱地雅一君。

○濱地雅一君 公明党の濱地雅一です。

冒頭、昨日、大阪北部を中心に発生した地震により犠牲となられた方々、また被害に遭われた方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

公明党では、いち早く北側一雄副代表を中心に対策本部を設置し、被害状況の把握に当たっております。政府におかれても、迅速かつ十分な支援をお願い申し上げます。

私は、公明党を代表し、特定複合観光施設区域整備法案に対し、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

第二次自公連立政権発足後、訪日外国人数は飛躍的な伸びを示しております。これは、我が国が誇る文化、芸術、伝統、温泉やアニメなどの観光資源が世界の注目を集めたことにありますが、同時に、世界の国際観光市場の拡大がその背景にあります。

国際観光客数は、二〇一〇年の約九億人から、二〇一六年は約十二億人に増加、二〇三〇年には十八億人と予想され、世界各国が国際観光を重要

な成長分野としての力を削る時代に入りました。

観光客数に加え、重要な視点が滞在日数と消費額の増加です。

例えば、昨年の沖縄の観光客数はハワイを抜きましたが、平均滞在日数は、ハワイの八・九五日に比べ、沖縄は三・七八日、一人当たりの消費額は、ハワイの十九万六千円に比べ、沖縄は七万五千円と、我が国は安近短の観光市場として見られております。

滞在日数の増加に最も寄与し経済波及効果が高いのが国際会議や大規模展示会の開催ですが、この点に目を向けると、アジア大洋州での国際会議の我が国のシェアは、一九九一年の五二・二から二〇一五年は二六・六に低下、我が国最大の展示場である東京ビッグサイトの面積は九万平方メートルにすぎず、隣の中国には、上海の四十五万平方メートルを超える展示場を始め、東京ビッグサイトをしのぐ展示場が十五カ所もあるのが現状です。

加えて、MICE施設は単体では収益性が低く、我が国のMICE施設は民間で運用されているものはありません。これまでの規模を大きく上回るMICE施設を整備し、これにレジャー、ショッピング施設、ホテルなどを統合した施設を民間の資金で建設、運用するためには、一定の収益性が見込めるカジノを併設させた特定観光複合施設を整備することが必要です。

この点、カジノなしのIRをつくれればよいとの意見がありますが、シンガポールのIRでは運営費用の七割から八割をカジノ収益で賄っており、大規模なIR施設を民間が安定的に運営するにはカジノ施設の併設が必要とす。

IR整備による経済効果について、具体的な申請がない今の段階において政府が正確な数字を示すことができないのは当然ですが、理事会において提出された大和総研の試算では、シンガポール

と同等のⅠＲ施設を我が国に三カ所設置した場合、ⅠＲ建設による経済効果が合計で五兆五百億円、ⅠＲ運営による経済効果が年間一兆九千八百億円であり、その経済効果とともに、ⅠＲ事業者からの税収、納付金によって、国、設置自治体の財政健全化に資する効果があります。

他方、ギャンブル依存症を始めとする弊害防止策を講じなければならないことは言うまでもありません。公明党では二十回の党内議論を重ね、与党協議においても、世界最高水準の規制にふさわしい内容の策定をリードしてきました。

具体的には、全国にカジノが乱立するのではなくとの懸念の声に応え、ⅠＲ区域認定数を三カ所までに限定、入場回数制限については、七日間で三回、かつ二十八日間十回という、世界に類のない短期、長期を組み合わせた制限を設けました。本人確認手段もマイナンバーカードによる公的認証のみに限定、また、安易な入場を抑制するため、一人当たりＧＤＰに換算するとシンガポールを実質的に上回る一回六千円の入場料を徴収することや、地元自治体との関係では、申請自治体の議会の議決に加え、立地市町村の同意を要件とし、更に条例で定めれば立地市町村の議会の議決も必要となり、地元住民の声を反映させる仕組みを明確化するなど、国民の懸念に応える規制の策定がなされております。

なお、委員会では、韓国の江原ランドや米国のアトラティックシティを引き合いに、依存症の増加やカジノ事業の斜陽化の懸念が議論されました。しかし、江原ランドは、内国人にカジノを解禁した唯一の施設として、交通アクセスや周辺観光施設とのネットワークが図れない場所に立地し、本法案が目指す国際競争力の高い統合型ⅠＲとは別物であり、比較の対象とすべきではありません。また、米国では一部で過当競争になっておりますが、東アジアにおけるカジノ売上げは、マ

カオで前年比一九％増加、シンガポールでは一四％増加するなど、東アジアのカジノ事業は引き続き拡大傾向にあります。

また、カジノ事業者の顧客への貸付けについての指摘もありました。貸付けは、一定の預託金を預けた顧客のみにしか行うことができず、かつ信用情報をもとに一人一人の限度額を定めるなど極めて厳格な条件のもとに行うもので、あまねく一般の顧客に貸付けを行うものではありません。

ただ、私は、ⅠＲ新設によりカジノ由来の依存症者が全く出ないと申し上げるつもりはありません。しかし、我が国の現状に目を向けると、一万店を超えるパチンコ等の遊技施設に加え、競馬、競輪、オートレースなどの公営ギャンブル場が数多く存在し、直近の調査ではギャンブル依存症者が約三・六％存在することが明らかとなりましたが、これまで本格的な対策はなされてきませんでした。

我が国が参考とするシンガポールは、カジノ事業者からの納付金を活用し、本格的な依存症対策に乗り出し、依存症者の割合をⅠＲ開業前の四・一％から〇・九％に減少をさせております。

我が国においても、本法案前に衆議院を通過したギャンブル等依存症対策基本法に示された施策を包括的かつ徹底的に進めることが重要ですが、委員会審議では、カジノ事業者からの納付金をギャンブル依存症対策費に充てることができると石井担当大臣が明確に答弁をしました。

これまで、アルコール依存症を含めてわずかに六億円程度にすぎなかった依存症対策費を大幅に拡充し、パチンコを始めとする既存のギャンブル依存症に苦しむ方々も含め、広報活動、相談業務、医療体制の充実、青少年教育、本人、家族の申告による入場制限などの有効な施策を推進し、結果、我が国のギャンブル依存症者の割合を減少させることが期待されます。

最後に、ⅠＲ成功の鍵は、我が国固有の歴史、文化、自然、食などの魅力を生かし、これまでにないスケールとクオリティーの高い日本型ⅠＲ施設を整備できるかにあります。政府においては、区域認定において、我が国が観光先進国に成長するためのツールにふさわしい計画となつていくかという点を厳格に審査していただき、安易な認定がなされないようにすること、並びに、ギャンブル依存症対策には十分な予算確保と包括的かつ徹底的な施策の実施を強く要望申し上げ、私の賛成討論とします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) もとむら賢太郎君。(もとむら賢太郎君登壇)

○もとむら賢太郎君 無所属の会のもとむら賢太郎です。

私は、会派を代表し、いわゆるⅠＲ整備法案に対し、反対の立場から討論いたします。(拍手)冒頭、大阪府北部を震源とする地震で亡くなった方々とその御家族、御関係者の皆様々に心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、五月二十二日、この衆議院本会議場でⅠＲ整備法案の審議が始まり、私も質問に立ちました。本法案は、条文二百五十一条、附則十六条という大部です。それが二十時間未満の審議で採決を強行されようとは思いませんでした。

これまでの審議で明らかになったのは、余りにずさんな制度設計だけです。三百三十一もの項目が政省令やカジノ管理委員会規則に委ねられ、具体的な説明ができず、言葉ばかりが躍るような法案は、本来ならば撤回すべきです。大手マスコミのほとんどが慎重な論調、国民の多くも反対しているのに、なぜ法案成立を急ぐのか、理解に苦しみます。以下、本法案に反対する理由を申し述べます。

第一に、日本の国柄、国としての品格、そして我が国悠久の歴史に照らして、私たちと安倍政権には根本的な違いがあるからです。

カジノは刑法上の賭博罪であるにもかかわらず、民間賭博の解禁を成長戦略の柱などと主張する安倍政権の感覚と、国民感覚との間には乖離があり、国民の常識と大きく異なっています。

週末、ある集会で、カジノよりも我が国の文化へ投資し、大切にすべきだと訴えたところ、大きな拍手をいただきました。これが国民の声なのです。

カジノの収益は賭博客の負け分です。誰かの散財に期待し、不運、不幸のもとに成り立つ観光振興、まちづくりは余りにも不健全です。

第二に、審議時間が全く不十分であり、法案の中身が明らかになっていないからです。

成長戦略の大きな柱だとしながら、政府は経済効果を試算すらしていません。日本人入場者が大半であるという自治体や民間の試算に対しては、その前提に疑問を呈す答弁がありました。ならば、政府が試算を示すべきです。

これまでの審議を通じて、日本型ⅠＲをイメージできた人はいるのでしょうか。特に、第二条で特定複合観光施設等について定義していますが、その規模や機能が政令に委ねられているため、何をもって国際競争力があるのか、日本を代表する施設なのかさっぱりわからず、議論は全く深まっています。これでは、整備法案でなく、丸投げ法案であります。

日本型ⅠＲのイメージを具体的に共有させていたため全国の全国キャラバンを実施していく、安倍総理の言葉です。法案成立前に具体的なイメージを共有しなければ、何のための委員会審議なのでしょう。とりあえず法案を通して、ルールは後で決める。これでは、加計ありきで基準を決め

た国家戦略特区と同じ経路をたどるのではありませんか。

ほかに、第二条七項で、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保するとありますが、何をもち、どのような基準で民間賭博について国民の信頼を確保したと判断できるのか、説得力ある説明はありません。

また、我が国において社会通念上相当と認められる民間賭博の具体的な種類と方法も明確ではありません。そもそも、民間賭博について社会通念など存在するのでしょうか。

大きな論点となっている特定資金貸付業務についても、二十四時間営業のカジノ業者がカジノ利用者にお金を貸し付けることは、借り手の射幸性を助長すると同時に、運営主体の廉潔性の観点から不適切と言わざるを得ません。

国会は、憲法に定められた唯一の立法機関です。国民生活にかかわるルールである法律を決める国会に丁寧で具体的な説明ができずに、国民の理解を得られるわけがありません。国会軽視、国民軽視の安倍内閣の姿勢のあらわれだと強く非難し、私の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) 浦野靖人君。

(浦野靖人君登壇)

○浦野靖人君 日本維新の会の浦野靖人です。(拍手)

初めに、大阪北部を震源とする地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。依然余震の続く中、政府として万全の体制を整え、対策を講じていただきますようお願いを申し上げます。討論に入ります。

私は、我が党を代表して、本日の議題となりました特定複合観光施設区域整備法案について、賛成の立場から討論いたします。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法

律案は、一昨年の十二月に可決、成立し、それに基づいて統合型リゾート施設の設置に向けて議論を進めてまいりました。統合型リゾート施設に関しては、これまで深く議論が進み、議論が尽くされてきました。

東京一極集中を打破し、地方の活性化、地方創生を推進するためには、統合型リゾートを活用することによって観光地としての魅力を高め、外国人観光客数をふやし、観光産業を更に成長させるだけでなく、日本の国際的地位を高める効果も期待できることから、地方に魅力ある観光施設をつくることは重要な手段の一つであります。

この法案が対象とする統合型リゾートはほとんどの先進国に存在しているにもかかわらず、日本では、こうした施設を含めナイトライフが充実していないために、夜間の観光やアミューズメントを好む欧米系の観光客の需要を取り逃がしているとも言われてきました。

カジノに限らず、日本には、数千人を一堂に集めて国際的な会議等を開催する施設もなく、中国、シンガポール等におけることをとっています。先般行われた米朝首脳会談はシンガポールのリゾート地のホテルで行われ、世界じゅうの注目を集めました。こうした例だけでなく、多くの国々が集まる重要な国際会議を開催できる場所が少ないことは、日本の国際的な地位を低下させることにもなりかねません。

統合型リゾートで重要な国際会議を開催することができると、開催地に選ばれることこそが、日本は安全な国であるという、世界に向けた強いアピールにつながり、国際的な信頼を高めるのではないのでしょうか。

少子高齢化と人口減少が続く中で、我が国が文化的、社会的に成熟した先進国として魅力を高め、世界じゅうからの外国人を魅了するような国

づくりを進めることは、成長戦略の重要な一環であります。統合型リゾートは、その起爆剤として期待されております。カジノから得られた収益を活用し、施設内に併設された魅力ある観光施設を安価で利用できるようにする、そのような視点を持つべきではないでしょうか。

一方で、IR実施法案に係る世論調査では、国民の間で理解が進んでいない結果が出ており、カジノという言葉への反発や抵抗感もある中、統合型リゾート施設を核とした地方創生計画を国民の理解を得ながら進めるためにも、正しく内容を理解していただくことが必要であり、また、社会的な問題にもなっているギャンブル依存症対策との両輪で進めることによって、健全性を担保することが必要と考えています。

日本維新の会は、海外の人々をも魅了してやまない日本の持つ魅力を世界に示すためにも、国民の皆様の声に耳を傾けながら、統合型リゾートを核とした健全な地方創生を進めるべきであることとを訴えて、私からの賛成討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、カジノ法案に対する反対討論を行います。(拍手)

討論に先立ち、昨日の大阪北部地震で亡くなられた方の御冥福を心からお祈りいたします。また、被害に遭われた方々へのお悔やみとお見舞いを申し上げます。政府として、被災者救援と支援、災害復旧に全力を挙げることが求められるものです。

第一に、カジノ法案に対して、国民の六割、七割という圧倒的多数が反対をしています。にもかかわらず、先週六月十五日の内閣委員会、野党の審議継続を求める動議を一顧だにせず、自民、

公明両党と維新の会で強行採決をしたことは、断じて認められません。

カジノ法案は、刑法で禁じられた賭博を合法化するものです。カジノは、民間事業者が私的利益のために開設するものであり、公設、公営で公益を目的として認められた公営競技とは全く違います。

ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念されます。既に、公営競技やパチンコなど既存ギャンブルによる依存症の疑いのある人は三百二十万人と、世界で最も深刻です。依存症者を新たにふやすカジノを国民が認めないのは当然であります。公明党の石井力雄大臣も、カジノの弊害を心配する声が多いと認めたのであります。

しかも、法案は、二百五十一条の条文で、政省令事項は三百三十一項目に上っています。野党側が、国民の疑問に答えるため、地方公聴会の実施など徹底審議を要求したのに対して、与党側は、委員会定例日にも質疑を行わず、審議拒否を繰り返したあげく、わずか十八時間の審議で採決を強行したのであります。法案内容を国民に知らせずに押し切ろうという政府・与党の姿勢は、議会制民主主義のじゅうりんとは言わなければなりません。

第二に、政府は、世界最高水準のカジノ規制だ、依存症対策だと言ってきました。ところが、当初想定していたカジノ面積の上限規制をも外し、世界最大規模のカジノ施設をつくらうとしています。極めて重大です。

カジノ企業やカジノ誘致を目指す自治体の試算を見ても、カジノのターゲットが日本国民であることは明らかです。IRの収益の八割はカジノのもうけです。そもそも、人のお金を巻き上げるだけの賭博に経済効果などありません。

第三は、公営ギャンブルやパチンコでは認められていない客への金の貸付けをカジノ企業には認めることです。賭博の胴元が客にどんな金を貸すことができます。貸金業法では貸付限度額は年収の三分の一と決まっているのに、カジノの貸付けには適用されません。過剰貸付けへの歯どめもなく、依存症や多重債務者の拡大につながることは必至であります。

第四に、カジノを規制するために新たに設置されるカジノ管理委員会の問題です。

独立した規制機関だといながら、そのカジノ管理委員会の経費を負担するのは、規制されるはずのカジノ企業です。石井カジノ担当大臣は、カジノ管理委員会の事務局にはカジノの実態を知る人を採用することもあると、カジノ事業者がカジノ管理委員会に入ることを認めました。金も人もカジノ企業に依存するカジノ管理委員会は、カジノ推進機関になりかねません。

最後に、このカジノ法案の背景にあるのは、アメリカのカジノ企業の要求です。

昨年二月、安倍総理がトランプ大統領との初めての首脳会談を行った日の朝食会には、カジノ企業のトップ三人が出席をしていました。そのうちの一人は、トランプ大統領の最大の支援者であります。安倍総理はその場で、日本におけるカジノ推進の取組を紹介しました。その後、カジノに貸付けは不可欠だ、カジノ面積をもっと広げると要求してきたのは、米国カジノ企業でした。本法案は、まさに米国カジノ企業によるカジノ企業のためのカジノ事業法案であります。

このようなカジノ法案は廃案にするしかありません。

以上、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、健康増進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長高島修一君。

健康増進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(高島修一君登壇)

○高島修一君 ただいま議題となりました健康増進法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととする、

第二に、多数の者が利用する施設等を第一種施設、第二種施設等に区分し、何人も、区分に応じて限定された喫煙可能な場所以外の場所で喫煙をしてはならないこととする、

第三に、一定の要件を満たす既存の飲食店に限って、別に法律で定める日までの間、屋内禁煙に対する特例措置を設けること等であります。

本案は、去る六月八日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日から質疑に入り、十五日には参考人から意見を聴取し、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。池田真紀君。

(池田真紀君登壇)

○池田真紀君 立憲民主党の池田真紀です。

冒頭、昨日大阪府北部で起きた地震により亡くなられた方々の御冥福と、そして被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

我が党といたしまして、関係府県連と連携し、二次災害の防止等に緊張感を持って取り組んでまいります。

それでは、本日議題となりました健康増進法の一部を改正する法律案に、立憲民主党・市民クラブを代表して、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

討論に先立ち、一言申し上げます。

東京目黒区で起きた児童虐待事件を受け、我が党を始め野党が集中審議を求めたにもかかわらず、それを無視し、参議院先議の医療法・医師法が既に衆議院に送付されている中で、この健康増進法を改正する法律案

増進法を無理やり押し込んできました。

また、六月十五日には参考人質疑を行いました。が、五名の参考人からさまざまな御指摘をいただいた点についてもその後の質疑で十分に審議していく必要があるにもかかわらず、たったの二時間で審議を打ち切り、採決に踏み切る判断をしたことに、大変遺憾であり、強く抗議をいたします。

それでは、政府案に対する理由を申し上げます。

今回の法改正は、受動喫煙により年間一万五千人の命が失われているという現実から、国民、とりわけがんの患者さんや子供、妊婦さんなどを受動喫煙から守るため、そして、二〇二〇年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに備え、WHOとIOCの合意に基づいたたばこフリーのオリンピックを実現するため、受動喫煙防止対策を強化しようというものであります。

しかし、改正案の本身は、昨年の塩崎前厚労大臣の時代の案からは大きく後退し、一九九八年以来、オリンピック開催都市としては初めて、飲食店での喫煙を認めるという国際的にも恥ずかしい内容となっております。

受動喫煙被害が最も多いとされている飲食店の約五五％が例外となる経過措置が設けられ、その期限も明らかにされていません。これでは、受動喫煙防止対策としては余りにも不十分であると指摘せざるを得ません。

受動喫煙防止ということであれば、屋内全面禁煙こそその対策であつて、それが国際標準なのだということをまず認識するべきであると思えます。

また、今回の政府案では、受動喫煙の前に「望まない」という言葉がつけました。その理由について、加藤厚生労働大臣は、対象者をより明確化するためと答弁しましたが、果たしてそうなのでしょうか。

我が党の西村智奈美筆頭理事の質疑において、社長さんと社員の関係で、喫煙できる店がいいよねと言われたら、望まないけど嫌とは言えないのではないかという問いに、加藤大臣は、そこは内心の問題で、嫌々ついていった、そこをどう考えるかというハラスメントの話にすりかえました。嫌々ついていかざるを得なかった受動喫煙に対して受動喫煙防止対策はとらなくてよいのか、その問いには、加藤大臣は、嫌々ついていくということが問題なんだと言いました。お得意の御飯論法です。

「望まない」という言葉をつけたことにより、かつて法の抜け穴をつくり、受動喫煙の被害が表面化することなく、拡大していくことが懸念されます。これでは、さる法と言わざるを得ません。国民の健康を守る厚生労働省としては、望むと望まざるにかかわらず、国民の健康を第一に、受動喫煙そのものをなくすということに全力を尽くすべきではないでしょうか。

もう一つ、昨年の塩崎前厚労大臣の時代の案では、官公庁は屋内全面禁煙でありました。今回の法案では、官公庁は行政機関と書きかえられ、立法府であるこの国会は喫煙スペースを設けることが可能とされています。

この点について、驚くべきことが起きました。何と、厚生労働委員会ががん患者当事者の参考人を国会にお招きした六月十五日、その控室に灰皿が二つもあったのです。

がん患者である天野参考人は、大変驚きました、これではいいのかと思いましたが、産業界でもある黒澤参考人は、私がこの産業界なら、即時喫煙所を撤去するよう責任者に意見を申し上げるとお答えになりました。

国民に禁煙をお願いする立場の国会議員こそ、範を垂れるべきです。これでは国民に示しがつきません。

今からでも遅くありません。立法機関も行政機関と同じ扱いにするよう改稿を求めます。

また、従業員の受動喫煙を防止する対策においては、努力義務どまりとなっています。

私は、居室における訪問介護を行っていました。まさに肺がんで亡くなるみとりも多く経験させいただきました。ケアにかかわる人たちは、チームみんな、必死に最善のケアを目指します。御本人にとつての最善です。援助に当たり、喫煙の可否は大変悩みます。さりげなく見守ったり見逃したり、最後には、持つていくのがやつとで、吸えなくなる、そういう状況も目にいたしました。

居室訪問業で受動喫煙に対する法規制はありません。捨て身の覚悟で支援を全うするのでありますから、知らないうちに受動喫煙にさらされることとなります。

また、ニコチン依存症のお宅へ精神保健福祉士として訪問することも多々ありました。家から煙が漏れるほどのチェインスモーカーの場合には、顔がうつすら見えるくらい煙の部屋で、茶色だか金色だかのようなところとしたつきの壁や壁や畳の部屋にも訪問します。

受動喫煙は嫌でも、プロですから、奉仕の精神で我慢せざるを得ません。次の訪問の方に影響がないか心配でした。

法案提出の理由には、受動喫煙をなくすということに待ったなしの状況と書かれてありますが、それならば、あらゆる職場において規制をしなければならぬのではないのでしょうか。

政府の方針として、受動喫煙全体を防止するんだという考え方に立たなければいけなかったのではないかと思います。

以上、政府案につきましては、受動喫煙防止対策としては全く不十分であるとの反対理由を述べました。

次に、六月十五日の参考人質疑の一部を紹介したいと思います。

患者当事者である長谷川参考人は、八年前に肺がんを発症しました。進行ステージはレベルⅣ、生存率は五%と言われたそうです。長谷川さんは喫煙歴がありません。

長谷川さんの発言です。

親から受動喫煙を受けていた、自分の病気がそこに原因があるのではないかとということで、たまに、どう思っているか聞かれることがある。それは、親です。私を産み育ててくれた人です。で、非常にその感情は複雑です。言葉にはあらわせない。また、あらわすつもりありません。

そして、私がこうして言えるのは、父が亡くなっているからです。亡くなっているの言えるという、そんな状況です。そんなふうに、受動喫煙を身内から受けて、もし、それが原因でがんを発症し、自分の命にかかわる、そんな状況が起こっているのであれば、それは本当に言葉にあらわせない苦しみがあるということはお伝えしたいという御発言でした。

今回の案では、家族の受動喫煙の規制は難しいと配慮規定になっていますが、社会全体が完全禁煙に向かってくことで、結果として喫煙率も下がっていく、受動喫煙を望まない人の対策だけではだめで、喫煙者の健康も守っていく、双方向で取り組むべきと考えます。

最後に、昨日、子供がテレビ台の引き出しに閉じ込められて亡くなるという痛ましい事件の報道がありました。待ったなしは、命を守る本気の法律をつくることではないのでしょうか。

先ほどの長谷川さんの当事者としての言葉は、受動喫煙の部分で虐待という言葉に置きかえると、虐待を受けた子供たちの心の叫びに通ずるものがあると、私は、胸が詰まる思いで受けとめました。この国から虐待という言葉がなくす、虐待

ゼロ社会に向けて、今まさに真剣に取り組んでいかねばなりません。

受動喫煙の被害者のような声なき声こそ、耳も心も傾け、真摯にその課題解決に向けて全力を挙げていくこと、命を守る法案は政争の具にせず、与野党ともに全力で実現すること、そのことを強く申し上げ、本日議題の健康増進法についての反対の討論を終えます。

御清聴ありがとうございました。

そして、最後にもう一言。維新の皆さん、本法案につきましては、同じ方向の結論をいただき、また心に心から感謝をいたします。とりわけ、ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、健康増進法改正案の反対討論を行います。(拍手)

まず、国民の健康に影響する本法案を、会期末に近い中、拙速に委員会採決を行ったことに抗議をするものです。

日本は、たばこ規制枠組み条約を批准しているが、屋内完全禁煙を義務づける法律を持たず、WHOから世界最低レベルとされています。毎年一万五千人とも言われる受動喫煙による死亡者をなくすこと、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックをたばこフリーで開催することが国際的にも求められています。

本法案は、今まで努力義務とされていた受動喫煙の防止を、罰則付きの規制を設けた点では一歩前進であるものの、みずから掲げた目標である喫煙室なしの屋内完全禁煙からはほど遠く、国際的責務を果たしたとは言えません。

反対の理由の第一は、学校や病院等を対象とする第一種施設においても敷地内喫煙を可能とするからです。

特定屋外喫煙場所は、煙を外に出す構造上、児

童や患者の受動喫煙は避けられず、近隣住民にも影響を与えることは明白であり、設置するべきではありません。

第二に、第二種施設に喫煙専用室を設けても、受動喫煙をなくすることはできないからです。

既存特定飲食提供施設として全体の半分以上が例外とされ、それは無期限に等しいものです。喫煙専用室などに立入りを禁止するのは二十歳未満だけであり、従業員の受動喫煙防止策がありません。

加熱式たばこは、WHOでも紙巻きたばこ同様の規制を求めています。ところが、加熱式たばこ専用喫煙室は、飲食や読書、パチンコさえ可能となります。長く滞在することにもなり、これでは喫煙率をむしろ上げることになりかねず、看過できません。

加藤大臣は、繰り返し、望まない受動喫煙との言葉を使いました。受動喫煙を望む人など、いるわけがありません。本気で受動喫煙防止を言うなら、一日も早く完全禁煙に踏み出すべきです。また、国会も率先して敷地内完全禁煙にするべきです。

喫煙は、深刻な健康破壊になるだけでなく、身近な家族や誰かを苦しめます。喫煙権は幸福追求権だと主張する人がいますが、他人を不幸にしての幸福追求権など絶対にあり得ません。

以上、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君 日本維新の会の浦野靖人です。ただいま議題となりました健康増進法改正法案について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

日本維新の会は、昨年の五月に続き、本年二月二十八日、加藤厚労大臣に対して、受動喫煙防止に関する提言を行いました。

他の先進国と比較すると、受動喫煙対策が不十分な我が国でも、国際社会の動きと調和した受動喫煙対策を講ずることによって、より一層の健康増進施策を推進することが必要と考えます。

本法案では、飲食店に対しては原則屋内禁煙としているものの、経過措置等によって事実上骨抜きとなつてしまつていゝる点は、政府の受動喫煙対策への本気度が感じられません。

我が党は、店舗面積三十平米以下の飲食店については、未成年者の入店を禁止した上で喫煙可能とする提言を行いました。政府の提案内容では、全飲食店のおよそ五五％に当たる中小企業や個人が運営する店舗面積百平米以下の店舗では、表示をすれば喫煙可能としています。

未成年者を始めとした多くの国民が受動喫煙から守るという姿勢や、国としての責務がまるで感じられず、世界と比べて大きくおくれをとる受動喫煙対策しか行われないことは、国民の一人として残念でなりません。多くの地方議会において条例での規制強化を進めていることも踏まえ、いまだ、地域の声に耳を傾けていただきたいと考えます。

喫煙を望まない人が、自分が吸わないたばこの煙によつて被害を受け、がんのリスクが高まるような状況を看過することは、がん対策基本法の趣旨にも反するのではないのでしょうか。

肺がんは、部位別のがん死亡者数が最も多く、喫煙との関連が大きいだけでなく、子供を含む非喫煙者も受動喫煙により発症リスクが高まることもわかつています。がんによる死亡率を下げるという目標を掲げているのであれば、そのリスク要因となつていゝる環境整備として、分煙や喫煙所の設置などの措置を直ちに進めるのが国としての責務です。

受動喫煙の被害を防止し、不十分な政策案に対して、世界的に遜色のない受動喫煙防止対策を実施すべきであるということを要求するとも、私たちは、国民の健康を守り、クリーンな社会を目指すことをお約束して、本法案への反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第六、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長平沢勝栄君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔平沢勝栄君登壇〕

○平沢勝栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、参議院選挙区選出議員の選挙における

政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者はみずから政見を録音し又は録画する、いわゆる持込みビデオ方式ができることとするものであります。

本法案は、参議院提出に係るもので、去る六月十五日日本委員会に付託され、昨十八日、参議院議員足立信也君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

出席国務大臣

総務大臣 野田 聖子君
法務大臣 上川 陽子君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
国務大臣 石井 啓一君
国務大臣 梶山 弘志君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
鉄道軌道整備法の一部を改正する法律
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

官民データ活用推進基本法第八條第八項において準用する同条第六項の規定に基づく世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更の報告
障害者基本法第十三條の規定に基づく「平成二十九年障害者施策の概況」に関する報告
交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく「平成二十九年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告
交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく「平成三十年度交通安全施策に関する計画」の報告

男女共同参画社会基本法第十二條第一項の規定に基づく「平成二十九年男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告
男女共同参画社会基本法第十二條第二項の規定に基づく「平成三十年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
国会法附則第十一項の規定に基づく平成二十九年東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
犯罪被害者等基本法第十條の規定に基づく「平成二十九年犯罪被害者等施策」に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八條の規定に基づく「平成二十九年人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五條の規定に基づく平成二十九年拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
教育基本法第十七條第一項の規定に基づく教育振興基本計画の報告
一、去る十五日、人事院総裁一宮なほみ君から次の報告書を受領した。
国家公務員法第二十四條の規定に基づく平成二十九年人事院業務状況の報告
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 遠山 清彦君 補欠 佐藤 茂樹君
法務委員 安藤 裕君 補欠 星野 剛士君
菅家 一郎君 木村 次郎君
谷川 とむ君 鳩山 二郎君
中曽根康隆君 三浦 靖君
古川 康君 杉田 水脈君
松田 功君 高木 健太郎君
松平 浩一君 長尾 秀樹君
木村 次郎君 鈴木 憲和君
杉田 水脈君 古田 圭一君
鈴木 憲和君 菅家 一郎君
鳩山 二郎君 谷川 とむ君
古田 圭一君 古川 康君
星野 剛士君 安藤 裕君
三浦 靖君 中曽根康隆君
高木 健太郎君 松田 功君
長尾 秀樹君 松平 浩一君

厚生労働委員 辞任 木村 弥生君 補欠 宗清 皇一君
国光あやの君 神田 裕君
小林 鷹之君 藤井比早之君
塩崎 恭久君 田中 和徳君
繁本 護君 中曽根康隆君
長尾 敬君 神谷 昇君
船橋 利実君 大見 正君
尾辻かな子君 長尾 秀樹君
足立 康史君 浦野 靖人君
中曽根康隆君 高木 啓君
大見 正君 船橋 利実君
神谷 昇君 長尾 敬君
藤井比早之君 小林 鷹之君
宗清 皇一君 木村 弥生君
神田 裕君 国光あやの君
田中 和徳君 塩崎 恭久君
高木 啓君 繁本 護君
長尾 秀樹君 尾辻かな子君
浦野 靖人君 足立 康史君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 大塚 拓君 補欠 根本 幸典君
田所 嘉徳君 務台 俊介君
百武 公親君 高木 啓君
本田 太郎君 杉田 水脈君
浦野 靖人君 杉本 和巳君
務台 俊介君 細田 健一君
杉田 水脈君 高木 啓君
根本 幸典君 大塚 拓君
細田 健一君 杉本 和巳君
杉本 和巳君 浦野 靖人君
地方創生に関する特別委員 辞任 大西 宏幸君 補欠 神谷 昇君
小林 茂樹君 岡下 昌平君
古川 禎久君 八木 哲也君
渡辺 孝一君 安藤 高夫君
長谷川嘉一君 日吉 雄太君
日吉 雄太君 神谷 裕君
安藤 高夫君 渡辺 孝一君
岡下 昌平君 小林 茂樹君
神谷 昇君 大西 宏幸君
八木 哲也君 古川 禎久君
神谷 裕君 長谷川嘉一君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 田所 嘉徳君 補欠 八木 哲也君
藤井比早之君 田野瀬太道君
古川 康君 高木 啓君
田野瀬太道君 藤井比早之君
高木 啓君 古川 康君
八木 哲也君 田所 嘉徳君

(議案受領)

一、去る十五日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第一六号)

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第一七号)

(議案付託)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一六号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力福島第二原発の廃炉に対する政府の受け止めに關する質問主意書(逢坂誠二君提出)

下書き段階の原本でない判決書での判決に關する質問主意書(初鹿明博君提出)

イギリス・アシアの配備に關する質問主意書(緑川貴士君提出)

原発ゼロ・再生可能エネルギーへの全面転換に關する再質問主意書(中谷一馬君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

島根県西部地域における米軍機の低空飛行訓練に關する質問主意書(亀井亜紀子君提出)

米朝首脳会談を踏まえた外交・安全保障の諸問題に關する質問主意書(中谷一馬君提出)

カジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案に關する質問主意書(中谷一馬君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員青山雅幸君提出防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問に對する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出送電線問題等に関する質問に對する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に關する再質問に對する答弁書

衆議院議員城井崇君提出国民投票制度に關する洋上投票の拡充に關する質問に對する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出財務省の公表した調査結果の調査方法に關する質問に對する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出財務省の公表した調査結果に對する政府の受け止めに關する質問に對する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出福島県の「県民健康調査」委託事業に關する質問に對する答弁書

衆議院議員大河原雅子君提出放射線照射シヤガイイモに關する質問に對する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出外務省ロシア課長の更迭理由に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山崎誠君提出原子力発電に關する環境負荷に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山崎誠君提出河野外務大臣のアブダビに關するIRENA(国際再生可能エネルギー機関)総会に關する発言に關する質問に對する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出国民投票と国政選挙の同日実施に關する質問に對する答弁書

衆議院議員井出庸生君提出尊い命が失われたカンボジアPKOを評価、検証し、未来の政策に活かすことに關する質問に對する答弁書

衆議院議員松平浩一君提出プロファイリングに關する質問に對する答弁書

衆議院議員松平浩一君提出プライバシーポリシーの在り方等に關する質問に對する答弁書

衆議院議員落合貴之君提出原子力発電所の国民負担に關する質問に對する答弁書

衆議院議員青山雅幸君提出日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に對する政府の支援策に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山井和則君提出幼児教育の無償化の予算と効果等に關する質問に對する答弁書

平成三十年六月五日提出
質問 第三五一号

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

提出者 青山 雅幸

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問主意書

査報告書と防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分について発表した。本処分に對して、以下質問する。

一 本処分は、減給一名、戒告二名、訓戒五名、注意四名、口頭注意五名の合計十七名に下されたが、それぞれの処分を下す判断基準となつた根拠は何か、具体的に示されたい。

二 本処分について、複数の有識者より「処分が軽すぎる」との指摘がなされているが、これらの指摘に對する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第三五一号
平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員青山雅幸君提出防衛省に關するイラク等の日報問題に關する關係者の処分に關する質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねの「判断基準となつた根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省が平成三十年五月二十三日「イラク等の日報問題に關する關係者の処分について」により公表した關係者の処分については、防衛省において、それぞれ、調査により明らかになつた事実關係に基づき総合的に評価した上で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十六条の規定に違反したものとして、従来の事例も考慮しつつ、厳正に行つたものである。

平成三十年六月五日提出
質問 第三五二号

送電線問題等に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

送電線問題等に関する質問主意書

我が国エネルギーをめぐる諸問題に関連して、次の事項について質問する。

- 一 東京電力福島第一原発事故による被害は甚大であった。七年経つても未だに避難生活を余儀なくされている方が数多くおられる。そして少なからぬ方が生活困窮に陥っている。また、甲状腺がんをはじめとした健康被害を訴えている方がおられる。これらのことを考えると、二度と同じことが起こらないよう、原発はできる限り早く廃止すべきである。しかし、今の政府の姿勢は原発再稼働ありきで、原発廃止に向けて最大限努力しているとは言いがたい。
- 1 安倍政権は原発依存度低減に向けてどのように最大限努力しているのか。
- 2 安倍政権は再生可能エネルギーの導入拡大に向けてどのように最大限努力しているのか。

- 二 再生可能エネルギーの導入が進まない理由の一つに送電線へ接続できない問題がある。電力会社は送電線に空き容量がないと言ふものの、専門家による最近の調査によると実際には容量の十から二十パーセント程度しか使われていないことが判明している。その理由の一つが、送電線への接続契約について先着順で容量を確保する「先着優先」の考え方がとられていることから、電力会社が原発を優先し、動いていない原発用に容量を確保しているためとされている。
- 1 現在、送電線の有効利用のために日本版コネクト・アンド・マネージが検討されており、一部四月から実施されている。平成三十

議長報告

年三月二十八日に行われた経済産業委員会

世耕大臣は、東北の北部エリアでは最大一・

六倍の容量の電源を新たに接続できるように

なると答弁されている。日本版コネクト・ア

ンド・マネージの実施状況はどうか。また、

二〇三〇年までに新たにどのくらいの容量を

空けることができると見積もっているか。

2 現在、原発用に送電線が空けてあると聞く

が、その総容量はいくらで、平均的な出力の

原発何基分に相当するのか。また、その容量

を再生可能エネルギーに使用した場合、新た

にどのくらいの電力量を接続できると見積も

られるか。

3 政府のエネルギー基本計画によると、二〇

三〇年度の原発比率を二十から二十二パーセ

ントとしているが、原発用に空けてあるとさ

れる送電線の容量は、それに比べて多過ぎな

いか。

4 東京電力福島第二原子力発電所に送電線

の容量は空けてあるのか。

5 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に送電線

の容量は空けてあるのか。

6 原発用として長期間にわたって送電線が無

使用の状態を維持することは、社会インフラ

の有効利用の観点からも適当ではないと思う

がどうか。ある一定期間使用していない場合

は、先着優先による権利を無効にするべきと

考えるがどうか。

7 再生可能エネルギーの導入拡大のために、

再生可能エネルギーを優先的に送電線に接続

できるようにすべきと考えるがどうか。

三 政府は、現在見直し作業が行われている第

五 次エネルギー基本計画(案)の中で、「送電線

で他国とエネルギーを共有することが容易には

できない島国である我が国は、常にエネルギー技

術という希少資源を開発し確保しなければなら

ない」としている。我が国は南北に長く、気象

状況が大きく異なる地域を含んでいるので、地

域間の連系線をしっかりと強化すれば、ヨー

ロッパで行われている他国とのエネルギー交換

に近い状況が作れるはずである。

1 東京電力と中部電力の間にある周波数変換

設備における地域間連系線の容量はどうか。

2 1の連系線の使用状況はどうか。

3 関東と関西で天気異なることが多いた

め、1の連系線を増強することで太陽光発電

等の再生可能エネルギーの導入が拡大でき

と思われるがどうか。

4 北海道電力と東北電力の間にある地域間連

系線の容量はどうか。

5 4の連系線の増強を図っていると聞くが、

新たに増強した場合の容量はどうか。

6 5の増強により再生可能エネルギーの導入

拡大はどれほどに見込まれるか。

7 その他、地域間連系線の増強に関する現在

の計画と政府の考え方に關して説明された

い。特に、二〇三〇年度までに新たに整備さ

れ、再生可能エネルギーが使用可能になると

見込まれる送電線の全空き容量の概算値はど

のくらいか。

四 以上の二及び三の質問を踏まえ、以下質問す

る。

1 コネクト・アンド・マネージの効果、二〇

三〇年度までに空けられる原発分の送電線容

量、そして地域間連系線の増強による効果な

どにより、二〇三〇年度までにどのくらい新

たな送電線の空き容量ができる予定か。

2 1の空き容量分を全て再生可能エネルギー

が使用した場合、どのくらい新たなエネル

ギーを得ることができ、それは全使用電力量

の何パーセント程度か。

3 二〇三〇年度の再生可能エネルギーの導入

量が電源構成比で二十四パーセントを超えた

場合は、その分、原発の電源構成比の割合を

減らすという理解でよいか。

右質問する。

内閣衆質一九六第三五二号
平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮川伸君提出送電線問題等に関する

質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮川伸君提出送電線問題等に関

する質問に対する答弁書

一 1について

エネルギー政策については、可能な限り原発

依存度を低減するとの考え方の下、徹底した省

エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大

限の導入、火力発電所の高効率化等に取り組む

ことが、政府の一貫した方針となっている。

一 2について

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負

担の抑制の両立に向け、電気事業者による再生

可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(平成二十三年法律第百八号)に基づく入札制

度、中長期的な調達価格の目標の設定等の再生

可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促す

仕組みの活用等を通じた発電コストの低減、既

存の電力系統の最大限の活用等の取組を進めて

いるところである。

二 1について

既存の電力系統を最大限活用するため、電力

系統に接続された電源の発電電力量が当該系統

の容量を上回ることが見込まれる場合には電源

の出力を制御する等の一定の条件を付した上

で、電力系統への接続を認める等の運用の仕組

みである「日本版コネクト・アンド・マネージ」の検討を行っているところである。このうち、電力系統への接続を可能とする容量の計算について、その前提とする電力系統に流れる電気の量の想定を過去の実績等を評価し合理的なものとする運用の変更については、本年四月一日から実施されている。

また、お尋ねの二千三十年までに新たに電力系統への接続を可能とする容量については、その前提とする個々の電力系統に流れる電源の種類等により変動するため、政府として試算していない。

二の2から5までについて

事業者間の個々の電力系統への接続に関する契約(以下「接続契約」という。)の内容については、電源の種類にかかわらず、一般送配電事業者は公表していないものと認識しており、お答えすることは差し控えたい。

二の6及び7について

電源の種類にかかわらず、接続契約を締結した電源については、これが送電線を利用することを前提として、電力系統への接続を可能とする容量が計算される。この取扱いは、接続契約を締結した発電事業者の予見可能性を確保するためのものであり、後から接続契約の申込みをした発電事業者を優先的に接続することは適切でないと考えている。

三の1及び2について

お尋ねの「容量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京中部間連系設備における運用容量は百二十万キロワットである。

また、お尋ねの「使用状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該連系設備の平成二十九年度の利用率(運用容量から電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して

電気を供給する等のために、連系線の潮流方向ごとの運用容量の一部として電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が管理する容量を除いた容量に対する、実際に流れた電力量の割合は八十二パーセントである。

三の3について

電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合には、一般送配電事業者は、広域機関が策定した電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針に基づき、再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制の要請を行う前に、地域間連系線を活用した他地域への電気の供給等の措置を講ずることとしている。御指摘の東京中部間連系設備の運用においては、現時点において、電気の供給量が需要量を大きく上回ることが見込まれていないので、こうした措置を講じる蓋然性が低いと、現時点においては、当該連系設備の増強が再生可能エネルギーの導入拡大につながることは見込まれないと考えられる。

三の4から6までについて

お尋ねの「容量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北海道本州間連系設備における運用容量は六十万キロワットである。

当該連系設備において現在行われている増強工事の完了後の運用容量は九十万キロワットである。

また、お尋ねの再生可能エネルギーの導入拡大の見込みについては、増強される地域間連系線容量について特定の電源の利用を想定しているものではないため、政府として試算していない。

三の7について

お尋ねの地域間連系線の増強に関する現在の計画について、政府として承知しているものと

しては、北海道本州間連系設備が、平成三十一年三月までに三十万キロワットを、東北東京間連系線が、平成三十九年十一月までに四百五十万キロワットを、東京中部間連系設備が、平成三十二年度末までに九十万キロワットを、平成三十九年度末までに更に九十万キロワットを、それぞれ増強する計画があると承知している。

また、今後の個別の地域間連系線の増強については、広域機関において、平成二十九年三月に策定された「広域系統長期方針」に基づき、検討することとしている。

さらに、お尋ねの再生可能エネルギーが使用可能になると見込まれる電力系統への接続を可能とする容量の概算値については、増強される地域間連系線容量について特定の電源の利用を想定しているものではないため、政府として試算していない。

四の1について

二〇三〇年度までにどのくらい新たな送電線の空き容量ができる予定か」とのお尋ねについては、政府として試算していないため、お答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の3について

仮定の御質問についてお答えすることは差し控えたい。なお、平成二十七年七月十六日に経済産業省が策定した「長期エネルギー需給見通し」(以下「エネルギーミックス」という。)においては、平成四十二年時点の総発電電力量に占める再生可能エネルギーによる発電の割合を二十二パーセントから二十四パーセントとしており、その際、固定価格買取制度の下では、年額

三・七兆円から四・〇兆円程度の買取費用を伴うこととなっている。我が国における再生可能エネルギーの発電コストは依然として高い中で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく入札制度、中長期的な調達価格の目標の設定等の再生可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促す仕組みの活用等を進めつつ、まずは、エネルギーミックスで示した水準の実現を目指していくことが重要と認識している。

平成三十年六月五日提出
質問 第三五三号

イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する再質問主意書

提出者 宮川 伸

イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する再質問主意書

海外に派遣された現地の部隊が日々作成する日報は、上級部隊への定時報告で、防衛大臣又は上級部隊の判断に資するものであるとともに、自衛隊の任務の教訓をまとめる際の重要な一次資料である。

その日報の管理状況を、平成三十年四月二十三日付の「イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問主意書」(以下「前回主意書」という。)において質問したが、平成三十年五月十一日付の答弁書(以下「前回答弁書」という。)では、明確な回答が得られなかったため、再度質問する。

一 前回主意書では、①イラク人道復興支援特別措置法に基づき派遣された陸上自衛隊の部隊(以下「イラク派遣陸自部隊」という。)が作成した日報の報告先であった上級部隊、②防衛省が

イラク派遣陸自部隊の日報が存在する可能性が高いとして探索した関連部局、③イラク派遣陸自部隊の日報が確認された機関及び④海上自衛隊及び航空自衛隊の教訓業務を行っている部署におけるイラク派遣陸自部隊の日報の取得状況と廃棄された年月日について質問した。

これに対し、前回答弁書では、イラク派遣陸自部隊の「日報の保有状況に関する記録」が確認できないため、その他のお尋ねについてお答えすることは困難である」との回答であった。

1 「日報の保有状況に関する記録」とは、具体的に何を指すのか明らかにされたい。

2 「記録が確認できない」とは、「日報の保有状況に関する記録」が廃棄され、現存しないことから記録が確認できないという意味か、それとも、「日報の保有状況に関する記録」自体は存在するが、その内容からは、日報の取得状況や廃棄の年月日を確認できないという意味か、明らかにされたい。

二 政府は、イラク人道復興支援特別措置法に基づき、イラク派遣陸自部隊を平成十六年一月から平成十八年七月までの間、航空自衛隊の部隊（以下「イラク派遣空自部隊」という。）を平成十五年十二月から平成二十年十二月までの間、イラクに派遣していた。しかし、これら部隊の日報は、平成三十年四月二十七日現在、イラク派遣陸自部隊が四百六十九日分、イラク派遣空自部隊が三分しか発見されていない。

1 イラク派遣陸自部隊又はイラク派遣空自部隊が派遣されていた当時の行政文書の管理は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び同法施行令等により行われていたと承知している。当時の法令等では、行政文書ファイルの名称やその他必要な事項を記載した帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）の保存期間は三十年とされていた。

そこで、イラク派遣陸自部隊又はイラク派遣空自部隊の派遣期間中の行政文書ファイル管理簿の現在の保存期間は何年で、現在も保存されているか確認したい。また、その保存単位は、各年もしくは各年度毎になっているか明らかにされたい。

2 イラク派遣陸自部隊又はイラク派遣空自部隊の派遣期間中の行政文書ファイル管理簿から、これら部隊から上級部隊が日報を取得した年月日及びそれを廃棄した年月日が確認されるものと考ええる。については、これらの年月日を明らかにされたい。もし、明らかにすることが不可能な場合には、なぜできないか、その理由について明確に説明されたい。

三 行政文書ファイルについては、その名称が抽象的であったことが、イラク派遣陸自部隊及びイラク派遣空自部隊の日報の発見を遅らせた原因の一つであった可能性が指摘されている。

行政文書ファイルの名称については、行政文書の探索に資するよう、よりわかりやすい名称に変更するとともに、廃棄された行政文書ファイルであっても、そのファイルに、どのような行政文書がいつから保存され、いつ廃棄されたかを確認できるよう行政文書ファイル管理簿の在り方を改善すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質一九六第三五三号
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 宮川伸君提出イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮川伸君提出イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する再質問に対する答弁書

一の1について

先の答弁書（平成三十年五月十一日内閣衆質一九六第二四九号。以下「前回答弁書」という。）二から五までについて述べた「イラク日報の保有状況に関する記録」とは、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）に基づき派遣された陸上自衛隊の部隊が作成していたいわゆる「日報」について、当該「日報」の取得の有無、取得した日又は廃棄された日といった保有状況についての記録を意味している。

一の2について

前回答弁書二から五までについては、一の1について述べたような「日報」の保有状況についての記録について、平成三十年五月九日時点において、その存在が確認できない旨をお答えしたものである。

二について

お尋ねの「イラク派遣陸自部隊又はイラク派遣空自部隊の派遣期間中の行政文書ファイル管理簿」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、行政文書ファイル管理簿については、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号。以下「公文書管理法施行令」という。）別表においてその保存期間が無期限とされており、随時更新されているものである。

三について

行政文書ファイルの名称の設定については、公文書管理法施行令第八條第一項において、行政文書及び行政文書ファイルについて、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならないとされている。また、行政文書の管理に関するガイドライン（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）において、行政文書ファイルや当該行政文書ファイルに含まれる行政文書を容易に検索することができるよう、行政文書ファイルの内容を端的に示す複数のキーワードを記載すること等に留意するものとされている。なお、ガイドラインにおいて、保存期間が一年以上の行政文書ファイルについては、公文書管理法施行令第十一條第一項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならないこととされ、保存期間が満了した行政文書ファイルを廃棄した場合は、その廃棄日等を移管・廃棄簿に記載しなければならないこととされている。

防衛省としては、行政文書ファイルの名称の設定に関するものを含め、行政文書の管理に係る関係法令にのっとり適切な行政文書管理を行うよう、今後とも、職員に周知徹底していく考えである。

平成三十年六月五日提出
質問 第三五四号

国民投票制度における洋上投票の拡充に関する質問主意書

提出者 城井 崇

国民投票制度における洋上投票の拡充に関する質問主意書

洋上で働く船員は一般の陸上社会に比べ、選挙権をはじめとする参政権の行使が困難な状況にある。

この状況を解消するため、平成十一年の公職選挙法の一部改正により、国政選挙において、遠洋

航海などに従事する船員にフアクシミリによる投票を可能とする洋上投票制度が導入された。

さらに、平成二十八年の公職選挙法の一部改正により、便宜置籍船を含む日本人船員二名以下の船舶に加え、船員手帳を持たない船員教育機関の実習生等も、洋上投票ができるようになった。

一方で、平成二十二年に施行された、日本国憲法第九十六条に定める憲法改正に関する手続きを内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律」にも洋上投票が規定されているが、公職選挙法のような洋上投票の適用対象者の拡充がなされていない。

そこで、船員が陸上社会と同様に権利を行使できるように、国民投票制度における洋上投票の拡充について、以下、質問する。

一 国民投票制度における洋上投票をすることが出来る船舶に、いわゆる便宜置籍船(外航船舶運航事業を営む日本の事業者が使用する外国船舶の船舶)を加えるべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 不在者投票管理者及び立会人がいない船舶での国民投票制度における洋上投票をすることが出来るよう、不在者投票管理者および立会人の要件を撤廃すべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 国民投票制度における洋上投票の対象となる船員に、実習生等を加えるべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

内閣衆質一九六第三五四号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出国民投票制度における洋上投票の拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号

議長 報告

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出国民投票制度における洋上投票の拡充に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「国民投票制度における洋上投票の拡充」については、現在各党各会派において、お尋ねの内容を含む日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の改正について御議論がなされているものと承知しており、政府としては、その動向を注視したいと考えている。

平成三十年六月六日提出
質問 第三五五号

財務省の公表した調査結果の調査方法に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

財務省の公表した調査結果の調査方法に関する質問主意書

平成三十年六月四日、財務省は学校法人「森友学園」との国有地取引に関する決裁文書の改ざんに関わる調査結果(「本調査」という)を公表した。

同日、麻生太郎財務大臣は記者会見し、「行政文書を改ざんし、それを国会に提出することはあってはならないことで、はなはだ遺憾だ。交渉記録について極めて不適切な取り扱いがなされ、改めて深くおわびを申し上げる」と陳謝を表明し、「財務省として、今回の事態を真摯に反省し、二度とこうしたことが起こらないよう、文書管理や決裁手続きなどに関する再発防止策を直ちに進める」「財務省が担当行政分野の課題について引き続き責任をもつて取り組んでいく。私のリーダーシップの下、職員一同が一致団結する」とした。

て、財務大臣の職務を引き続き務める意向を示した。

他方、「文書改ざんのような行為が全般的かつ日常的に行われていたわけではない。調査結果を踏まえれば、当時の理財局で行われたと考えている」と文書改ざんが組織的であったことを否定し、「一連の不祥事に対する麻生大臣の責任論が与野党から出ていることについては二度とこうしたことが起こらないよう、文書管理の徹底など大臣としての職責を全うしていく。自身の進退については考えていない」と述べ、記者からの、なぜ財務省で決裁文書の改ざんや交渉記録の廃棄が行われたかとの問いについては、「それが分かれば苦勞はしない。どうしてそうなったのか、正直分からなところがある」と不誠実な発言を行うなど、本調査によって本質的な問題解決は全くなされていないことは明らかである。

このような観点から、以下質問する。

一 本調査の責任者は誰か。麻生大臣か。麻生大臣ではないとすれば、誰か。また、どのような体制で本調査を実施したのか。

二 具体的な調査の方法は聞き取り以外にどのような方法を行ったか。

三 本調査を行う上で、麻生大臣を含む財務省の政務三役には聞き取りを行ったか。行ったとすれば、いつ、誰が行ったか。

四 福田淳一前財務事務次官には聞き取りを行ったのか。行ったとすれば、いつ、誰が行ったか。

五 本調査の結果、関係職員二十人が処分されたことと承知しているが、そもそも調査対象者は誰か。具体的な人数とともにその範囲を明示されたい。またそれは既に財務省を退職した者を含むのか。

六 本調査ではどのような事項を調べたのか。例えば、文書改ざんの有無、その作業に従事した

者とその職位、国会議員やその秘書からの働きかけ、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の関与、森友学園前理事長夫妻と財務省のやり取り、当該土地の値引きの妥当性などは検証したのか。具体的に示されたい。

七 本調査では財務省職員からの聞き取りだけではなく、本調査に関連する事項についての職員からの自発的な申し出も活用したのか。

八 本調査は財務省理財局以外の関与の有無は調査したか。その結果はどうだったのか。理財局以外の部局にも調査を行ったとすれば、その部局はどこか。

九 八に関連して、その場合、どのような手法で調査したか。具体的に明示されたい。

十 安倍総理や菅内閣官房長官、政務や事務の内閣官房副長官の関わりは調査したか。また調査した場合、どのような手法で、いつ、誰が調査したか。

十一 本調査にあたり、調査対象者に対して聞き取りなどを行った際にメモの作成、録音なども活用したかと思うが、その調査内容はどのように記録されているのか。またその聞き取りメモや録音は現在も保存されているのか。

十二 十一に関連して、本調査を遂行するにあたって作成した様々な記録は、公文書等の管理に関する法律第二条第四項の「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」という「行政文書」にあたるものか。理解でよいのか。

十三 本調査を行うにあたって関係者などからの聞き取りのために作成した際の一次資料に該当するいわゆる調査や供述書、上申書に該当する文書を財務省は保管しているか。

十四 本調査は財務省内部の調査に過ぎず、第三

者による検証を経ていない。本調査の客観性はどのように確保されていると考えるのか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一九六第三五五号
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出財務省の公表した調査結果の調査方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出財務省の公表した調査結果の調査方法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの平成三十年六月四日に財務省が公表した「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」の基となった調査（以下「本件調査」という。）は、麻生財務大臣からの指示を受け、財務省大臣官房長を責任者として、大臣官房の人事担当部局を中心に実施したものである。

二、七及び九について

「本調査に関連する事項についての職員からの自発的な申し出」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件調査は、職員からの聞き取り、関連文書の確認、サーバーや各職員のコンピュータ上に残されたファイルの探索等により行ったものである。

三について

本件調査の過程で、文書改ざん等の一連の行為は財務省理財局において行われたものであることが明らかとなったことから、本件調査において、麻生財務大臣を含む財務省の政務三役に對しての聞き取りは行っていない。

四、五及び八について

具体的にいつ誰から聞き取りを行ったかを明らかにすることは、問題行為に関与していないと認められた職員の情報までもが含まれかねず、今後の監察業務において協力を得ることが難しくなるという支障も見込まれることから、お答えは差し控えるが、本件調査は、平成三十年三月以降、既に退職した者も含め、財務省職員等五十名程度を対象として行ったものである。

六及び十について

本件調査は、平成二十九年二月以降の学校法人森友学園を相手方とする国有地処分案件に係る決裁文書の改ざん等に関する経緯や目的等を明らかにするべく行ったものであり、価格算定手続の妥当性等を含め、事案が終了した平成二十八年六月二十日以前の状況について調査を行ったものではない。

また、本件調査においては、財務省大臣官房の人事担当部局が、職員からの聞き取り、関連文書の確認、サーバーや各職員のコンピュータ上に残されたファイルの探索等を行ったが、その中で、文書改ざん等の一連の行為に関連して、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、政務及び事務の内閣官房副長官、国会議員やその秘書及び安倍内閣総理大臣の夫人からの働きかけがあったことは認められなかった。

十一から十三までについて

本件調査の詳細を明らかにすることは、今後の監察業務において協力を得ることが難しくなるという支障も見込まれることから、お答えは差し控えたい。

また、本件調査にかかる個別の文書が公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書に該当するかどうかは、個別具体的に判断されるものであり、当該行政文書の保管は、財務省において適切に行っている。

本件調査については、別に検査当局による捜査も進められてきたところであり、その上で、財務省自身が決裁文書の改ざん等の一連の経緯や目的等について説明責任を果たすべきとの考えから、大臣官房の人事担当部局において監察制度に基づき、職員からの聞き取り、関連文書の確認、サーバーや各職員のコンピュータに残されたファイルの探索等の調査を実施し、その結果に基づいて具体的な事実関係の特定を行ったものである。

平成三十年六月六日提出
質問第三五五号

財務省の公表した調査結果に対する政府の受け止めに係る質問主意書
提出者 逢坂 誠二

財務省の公表した調査結果に対する政府の受け止めに係る質問主意書
平成三十年六月四日、財務省は学校法人「森友学園」との国有地取引に関する決裁文書の改ざんに関わる調査結果（本調査という。）を公表した。

同日、麻生太郎財務大臣は記者会見し、「行政文書を改ざんし、それを国会に提出することはあってはならないことで、はなはだ遺憾だ。交渉記録について極めて不適切な取り扱いがなされ、改めて深くおわびを申し上げる」と陳謝を表明しつつも、「財務省が担当行政分野の課題について引き続き責任をもって取り組んでいく。私のリーダーシップの下、職員一同が一致団結するとして、財務大臣の職務を引き続き務める意向を示した。」

また麻生大臣は、「文書改ざんのような行為が

全省的かつ日常的に行われていたわけではない。調査結果を踏まえれば、当時の理財局で行われたと考えている」と文書改ざんが組織的であったことを否定し、記者からの、なぜ財務省で決裁文書の改ざんや交渉記録の廃棄が行われたかとの問いについては、「それが分かれば苦労はしない。どうしてそうだったのか、正直分らないところがある」と不誠実な発言を行った。

本調査によつて本質的な問題解決は全くなされていないことは明らかであり、このような観点から、以下質問する。

一 本調査によつては、麻生大臣自身が「それが分かれば苦労はしない。どうしてそうだったのか、正直分らないところがある」と述べているとおり、なぜ財務省で決裁文書の改ざんや交渉記録の廃棄が行われたかの真相究明はなし得なかったという理解でよいのか。

二 麻生大臣は、「それが分かれば苦労はしない。どうしてそうだったのか、正直分らない」と発言しているが、なぜ財務省で決裁文書の改ざんや交渉記録の廃棄が行われたかについての説明がなし得なかったのか、その理由を明らかにされたい。

三 麻生大臣は本調査によつても問題解決をなし得なかったものであり、かかる人物が「財務省が担当行政分野の課題について引き続き責任をもって取り組んでいく。私のリーダーシップの下、職員一同が一致団結したとしても実効性がないことは明らかであり、二度とこうしたことが起こらないよう、文書管理の徹底など大臣としての職務を全うしていく」との意向を示したとしても、「どうしてそうだったのか、正直分らない」というような認識を持っている限り、再発防止はなし得ない。麻生大臣は速やかに財務大臣を辞任すべきではないか。麻生大臣の見解如何。

四 三に関連して、麻生大臣が辞任しない場合、安倍総理は日本国憲法第六十八條第二項でいう「内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができ」との規定によつて麻生大臣を罷免すべきではないか。また安倍総理は麻生大臣の任命責任についてどのように考えているのか。安倍総理の見解如何。

五 麻生大臣は、「この問題が財務省、行政全体の信頼を損なつたということ」を踏まえて、私自身も閣僚給与の十二カ月分を自主返納すると発言し、国務大臣の俸給に相当する給与である約百七十万円を自主返納することで責任を明確にすることを表明している。安倍総理は、今回の一連の改ざん等の事案に対し麻生大臣が果たすべき責任として、この約百七十万円の自主返納で十分だと認識しているのか。安倍総理の見解如何。

六 麻生大臣は「文書改ざんのような行為が全省的かつ日常的に行われていたわけではない。調査結果を踏まえれば、当時の理財局で行われたと考えている」と発言しているが、かかる文書改ざんが日常的に行われているとすればそれはそもそも国家公務員法にも反し、かつ犯罪行為であろう。その上で、麻生大臣のかかる発言は理財局の職員が主導して行っているに過ぎず、財務省という組織として行われていないという認識なのか。財務省理財局は財務省内の重要な組織であり、今回の公文書の改ざんなどは組織的に実施されたものと考えるが、政府の見解如何。

七 麻生大臣の「文書改ざんのような行為が全省的かつ日常的に行われていたわけではない。調査結果を踏まえれば、当時の理財局で行われたと考えている」との見解は、まさに「局あつて省なし」と揶揄される霞が関の行政機構の構造的な問題を放置、容認するもので、たとえ理財局

の職員が主導して文書改ざんを行つていたとしても、政府の行政組織の運営そのものに関わる問題として受け止めるべきであらう。当該文書改ざんは財務省の一部局の問題ではなく、政府の行政組織全体の問題として受け止めるべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆議院一九六第三五六号
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出財務省の公表した調査結果に対する政府の受け止めに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出財務省の公表した調査結果に対する政府の受け止めに關する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、平成三十年六月四日に財務省が公表した「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」で、「応接録の廃棄や決裁文書の改ざんは、国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることが、主たる目的であつたと認められる。」とされているところであり、「財務省で決裁文書の改ざんや交渉記録の廃棄が行われたかの真相究明はなし得なかつた」との御指摘は当たらない。

なお、御指摘の平成三十年六月四日の記者会見における麻生財務大臣の発言の趣旨については、同月五日の衆議院財務金融委員会において、同大臣が「今回の調査報告を読んでいたとしてもわかると思ひますけれども、少なくとも

も、さらなる質問につながる材料については極力少なくしたいという思いが極めてあつたということははっきりしておると思ひます。

もともとの動機は、自分の答弁と、上がつてきた現状の書類との間に乖離があつた、自分の答弁というものと、いわゆる文書との間の乖離というものに関して、いかにその差を詰めようかというところが一番大きな気持ちだつたと思ひます。詰めねばならぬのは、普通、答弁の方を訂正するという方が通常だというのは、私もそう思ひます。しかし、現実問題としてはそうはならなかつたというところでありまふ。問題は、こういつたような改ざんをしうということを示したのに対して、それに抵抗した職員もかなりおられます。そういった意味では、それを従つた方と従わなかつたところの差が出てきているというのとは事実であると思ひますので、私といたしましては、そういったのを拒否したという方が私どもとして見れば通常の対応だと思ひますけれども、そうはならなかつたというところ、拒否した者と拒否しなかつた者との差というものに関しては何となくのようなどころかがわからぬというのを申し上げて、その気持ちかがわからぬと申し上げたということでありまふ。」と述べているとおりである。

三から五までについて
お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が平成三十年六月四日の記者会見において「二度とこうしたことを起こさないように、公文書の在り方を徹底的に見直し、そして再発防止策を講じてまいります。麻生副総理にはその先頭に立つて、責任を果たしていただきたい、責任を全うしてもらいたい」と、このように考えております。『及び「政治責任とは正にこうしたこと

が二度と起こらないように、対策を徹底して講じていくことであらう」と、このように思ひま

す。」と述べ、菅内閣官房長官が同日の記者会見において「今回の問題について先程、麻生大臣自身が認識を示されて、そしてお詫びされた上で、こうした問題が行政全体の信頼を損なつたことを踏まえ、閣僚給与の自主返納について話をされたところでありまふ。今後、財務省とし、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策を進めるとともに、財務省全体の意識改革を進めていただきたいと思ひます。が、その際、麻生大臣には今回の調査結果を重く受け止め、そうした反省に立つて、財務省の陣頭で改革を進めていただくとともに、財務省が担う行政上の様々な課題について、引き続き責任を持つて対応していただきたい、こういうふうに思ひます。」と述べたとおりである。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、麻生財務大臣が平成三十年六月五日の衆議院財務金融委員会において「私としては、財務省という役所は、少なくとも全省を挙げて日常的に改ざんを行う、書換えを行うというようなことをしているわけではないということから、組織的ではないという表現をさせていただいたということでありまふ。しかし、財務省理財局固有財産管理課等々、また、それに関連して総務課等々が関与しておりますので、そういった点を考えて、今回、理財局が組織的にという言葉になつたというように御理解いただければと思ひますので。少なくとも、それを小さく見せようというようなことではなくて、財務省全体としてやっているわけではないということを理解していただこうと思ひて申し上げたと思ひております。」と述べたとおりである。

七について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が平成三十年六月五日の行政文書の管理の在り方等に

関する閣僚會議において「公文書は国民共有の知的資源である。私たちは、この原点に立ち返り危機感を持って、再発防止に全力を挙げなければなりません。今回の調査結果を踏まえ、何が問題だったのか、反省すべきは真摯に反省し、公文書管理の適正を確保するために必要な見直しを政府を挙げて徹底的に実施してまいります。」と述べ、菅内閣官房長官が同月四日の記者会見において「政府全体として、一連の公文書を巡る問題の調査、解明を踏まえ、問題点を洗い出しながら職員の意識向上や制度の見直しなど、実効性のある対策を講じていく必要があると考えております。」と述べたとおりである。

平成三十年六月六日提出
質問 第三五七号

福島県の「県民健康調査委託事業に関する質問主意書」

提出者 阿部 知子

福島県の「県民健康調査」委託事業に関する質問主意書

今年一月二十二日に提出した「東京電力原子力事故後に行われている甲状腺検査に関する質問主意書」への政府答弁(以後、答弁)によれば、福島県民健康管理基金には、政府から九百六十一億六千四百四十万千円が交付、東京電力株式会社(当時)から二百五十億円が拠出され、この基金から県民健康調査事業への支出額は、平成二十三年度から二十八年度までで計約百九十一億円に上る。その県民健康調査事業の一つである甲状腺検査は、事故当時十八歳以下の福島県民を対象に、福島県が福島県立医科大学に委託して行っているが、答弁によれば、国は委託費を把握していない。また、二次検査で「経過観察」とされた子どもたちの現状は、甲状腺検査四巡目の現在なおべー

ルに包まれている。

答弁は、放射線が人の健康に及ぼす危険について未解明であることを踏まえて、長期にわたる悉皆調査を可能とすべきではないかとの問いには、「福島県においては、委員会の意見を踏まえて県民健康調査が実施されており、政府としては、委員会の議論を注視してまいりたい」との政府見解を明らかにしている。

しかし、委託によって得た甲状腺検査の結果は、福島県が主催する「県民健康調査検討委員会(以下、検討委員会)に対して、小出しにしか提供されていない。

一部の情報しか提供されない「委員会の意見を踏まえて」も、政府が支出する交付金が有効かつ適正に使われていることを確認できない。政府は責任を持つて、甲状腺検査の結果を適正に把握する必要がある。

そこで、政府として主体的に情報を把握し、政府の見解や答えを示されたい。

一 二次検査の「診断」欄に記載され、検討委員会では公表されない情報について。

検討委員会での公表情報は、診療で得られている情報よりも限定的である。二次検査で医師が実際に検査結果を記入する用紙「県民健康調査 甲状腺検査(二次検査)受付票を見ると、「初診」に続いて「診察2」から「診察6」までの記入欄がある。

1 検討委員会では公表されてきた「細胞診受診者数」は、「初診」で細胞診を受診し、その数が検討委員会で公表されている数だと考えられるが、政府の見解はどうか。

2 「診察2」から「診察6」までは、検討委員会で「診療(予定)」または「経過観察」と説明されてきた数に入ると考えられるが、政府の見解はどうか。

二 二次検査の「診断」欄に記載され、検討委員会

では公表されない情報について。

検討委員会では現在、二次検査の診断結果として、①結節やのう胞を認めなかった場合の「A1相当」、②五・〇ミリメートル以下の結節や二十・〇ミリメートル以下ののう胞を認めた場合の「A2相当」、③五・一ミリメートル以上の結節や二十・一ミリメートル以上ののう胞を認めた場合の「A1、A2相当以外」に三分類して人数を報告している。

しかし、「県民健康調査 甲状腺検査(二次検査)受付票」を見ると、「二次検査診断」の欄には、検討委員会では公表されている三分類より詳しく、「診断名」も含めて医師が記入する形式となっている。甲状腺検査の一巡目から三巡目それぞれ、以下1・5について政府の承知するところを明らかにされたい。

1 「二次検査診断」の欄で、「診断名」の欄が記入されている数。

2 1のうち「結節性病変」「甲状腺がん疑い」などと診断された人数。

3 「次回の一次検査」にチェックが入った人数。

4 「保険診療(甲状腺結節およびのう胞に関するもの)にチェックが入った人数。

5 「その他の保険診療にチェックが入った人数。

三 二次検査で「経過観察」がどれほどの期間に及んでいるかが検討委員会では明らかではない点について。

1 二次検査の「初診」から「最終診断日」まで、一巡目から三巡目まで、最も診察回数が多かったケースの一次検査の受診年度と、二次検査診察の回数とその期間について、政府の承知するところを示されたい。

2 二次検査の「初診」から「最終診断日」までが最も長期化したケースの期間について政府の

承知するところを示されたい。

3 1や2の情報は、本来、県が公表すべきものと考えらるがどうか。

四 環境省の梅田珠実環境保健部長は、二〇一七年六月五日に開催された第二十七回検討委員会で、「保険診療の方に行ってしまうと、何かあたたかも別ルートのように、がんを発症しても全く把握されないというような、何か漏れがあるかのように思われる」「ブラックボックスに行ってしまうのではないかと誤解が世の中にある」と発言されている。誤解を解くには、二次検査の超音波検査で「結節性病変」や「甲状腺がん疑い」などと診断された場合は、「診察(予定)」または「経過観察」にしない扱いが必要ではないか。

五 二次検査における血液試料の扱いについて。

1 県民健康調査甲状腺検査の二次検査で収集し、冷凍保存されている血液試料があることを政府は承知しているか。二〇一八年三月三十一日現在でその血液試料は何人分何本となっているか、政府の承知するところを示されたい。

2 厚生労働省は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を定め、試料を収集・保存する場合、研究計画書に「試料・情報の収集・分譲の目的及び意義」を記載することを求めている。しかし、同検査の計画書に目的の記載がないことを承知しているか。また患者への同意書にも具体的な使途を示さずに大量の血液を収集している。厚生労働省は、指針が遵守されない場合は補助金の返還などの厳しい措置も講ずる場合がある。県民健康調査甲状腺検査の二次検査においても、指針を遵守し、試料収集および保存の目的と意義は何かを明らかにするよう指導を行うべきではないか。

六 甲状腺検査予算の使途に不明な点があることについて。

1 福島県議会の質疑等により、平成二十六年
度以降、福島県立医科大学は、甲状腺検査の
予算で、三億円に上る生体保存システムや卓
上遠心機など、総額十億円を上回る機器を購
入していることが明らかになっている。環境
省は総額十億円を超える機器の種類とその目
的を明らかにしたうえで、甲状腺検査の予算
の使途として適正なのかどうか、理由と共に
明らかにされたい。

2 県民健康調査の検査費用は受診者数の低下
や検査の縮小に伴い、年々減額しているが、
その一方で、人件費は、二〇一六年度九億
円、二〇一七年度十億円、二〇一八年度十一
億円と毎年一億円ずつ増えている。どのよう
な検査や専門家が揃っているのか、検査の種
類や職種について、政府の承知するところを
明確にされたい。

3 報道では、県民健康調査の委託費には、福
島県立医科大学の副学長や元理事ら一人あた
り千四百三十七万七千七百円の年収の三分
も含まれているとされる。これは事実なの
か。事実であるとするれば、これは適正な使途
と政府は考えているのか、明らかにされたい。

4 検査には関与せず、一般の保険診療に携わ
る病院の臨床医や検討委員会には公表されて
いないようなゲノム研究に關与している研究
者などの給与も県民健康調査の委託費から支
出されているとされる。これは事実なのか。
事実であるとするれば、県民調査の委託費から
支払う医師給与について、誰が、どのような
権限で、決定しているか、政府の承知するこ
ろを明確にされたい。また、これは適正な

使途であると政府は考えているのか、明らか
にされたい。

七 県民健康調査甲状腺検査サポート事業につ
いて。

福島県は「県民健康調査甲状腺検査サポート
事業（以下、サポート事業）を二〇一五年から
行っている。同県は、サポート事業を、県民健
康調査甲状腺検査が「将来にわたり県民の健康
を見守っていくために実施している」にもかか
わらず、「二次検査までが県民健康調査として
位置付けられていたことから、それ以降の診療
情報の収集に支障が生じている」とし、その状
況を解消するために、「検査により甲状腺がん
が疑われ、その後、保険診療の対象となった
ケースの診療情報を収集し県民健康調査データ
へ集約、その後の分析等に活用すると共に、診
療により生じた経済的な負担を解消するため」
実施すると説明している。

1 サポート事業の目的を達成するために、県
は「収集した情報を集計・分析し、公表する」
としているが、これまでどのような集計・
分析を公表したのか、政府の承知するところ
を明らかにされたい。

2 サポート事業の当初の実施要綱には、診療
情報の活用（第五卷）に「収集した情報は県民
健康調査検討委員会等で公表するとともに、
将来の甲状腺がんの増加の有無に関する科学
的知見を得るためのデータとして保存および
管理する」と記載されていたが、「収集した情
報は県民健康調査検討委員会等で公表すると
ともに」は削除された。それは事実か。事実
であるとするれば、それが何故か、政府の承知
するところを明らかにされたい。

3 サポート事業による協力の金の支給対象は、
福島県の甲状腺検査を受け、指定医療機関で

二次検査を受けた人のみとなっている。その
ために、中には、一次検査でがんを見落とさ
れた患者や、受験などで指定された医療機関
を受診できなかった患者などが対象外となっ
ていると聞く。それは事実か。事実であると
すれば、このような理由で、申請を希望して
いるにも関わらず支給対象外と判断された患
者は何人いるのか、政府の承知するところを
明らかにされたい。

4 サポート事業の当初の実施要綱（案）には、
協力の金支給の対象者について、「特別な事情
がある場合はこの限りではない」と記載さ
れ、弾力的な運用を規定していたが、それが
削除されたと聞くが、本来は、患者の事情を
優先して、弾力的な運用がなされるべきでは
ないか。政府の見解を明らかにされたい。

5 サポート事業の対象となる指定医療機関に
は、伊藤病院を始め、甲状腺悪性腫瘍の治療
実績の高い病院が含まれていない。また、新
潟県や山形県、千葉県など、福島県からの避
難者や学生の多い県に指定医療機関がないま
まである。患者の事情に配慮して指定医療機
関の範囲を広げるべきだと考えるが政府の見
解を明らかにされたい。また、なぜ、福島県
は広げようとしなかったのか、政府の知ること
を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一九六第三五七号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員阿部知子君提出福島県の「県民健康
調査」委託事業に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出福島県の「県民
健康調査」委託事業に関する質問に対する
答弁書

一、二並びに三の1及び2について
お尋ねについては、政府として承知する立場
にない。

三の3及び四について
東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の
事故に係る住民の健康調査の実施に係る検討を
行うに当たっては、医学等の専門家の意見を十
分に尊重することが重要であると考えていると
ころ、福島県においては、福島県「県民健康調
査」検討委員会（平成二十五年以前は福島県
「県民健康管理調査」検討委員会。以下「委員会」
という。）の意見を踏まえて県民健康調査（平成
二十五年以前は県民健康管理調査。以下同
じ。）が実施されており、政府としては、委員会
の議論を注視してまいりたい。

五の1について
お尋ねの「県民健康調査甲状腺検査の二次検
査で収集し、冷凍保存されている血液試料」が
あることは承知している。また、二〇一八年
三月三十一日現在でその血液試料は何人分何本
となっているか」とのお尋ねについては、政府
として承知する立場にない。

五の2について
県民健康調査は福島県から委託を受けた公立
大学法人福島県立医科大学で行われているた
め、御指摘の「同検査の計画書」については政府
として承知しておらず、また、御指摘の「試料
収集および保存」が御指摘の「指針」における「研
究に該当するかについて、政府として把握し
ておらず、お尋ねについてお答えすることは困
難である。

六について

福島県知事から環境大臣に提出された、平成二十六年度分、平成二十七年年度分及び平成二十八年年度分の原子力被災者健康確保・管理関連交付金に係る基金事業実施状況報告書等には、お尋ねのような機器購入及び人件費の記載がなく、政府として承知していないため、お答えすることは困難である。

七の1について

福島県が実施する県民健康調査甲状腺検査サポーター事業(以下「サポーター事業」という。)の実施状況については、平成二十九年六月五日に開催された第二十七回の委員会において報告され、同県のホームページで公表されているものと承知している。

七の2について

御指摘の「サポーター事業の当初の実施要綱」の意味するところが必ずしも明らかではないが、福島県が定め、平成二十七年七月十日に施行された「県民健康調査甲状腺検査サポーター事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)については、施行日以降の改定は行われていないと承知している。

七の3から5までについて

サポーター事業の実施については、福島県において検討されるものと承知している。なお、お尋ねの「サポーター事業による協力金の支給対象は、福島県の甲状腺検査を受け、指定医療機関で二次検査を受けた人のみとなっていることについては、事実ではなく、また、実施要綱では、「甲状腺検査二次検査実施医療機関又は当該医療機関から紹介のあった医療機関で保険診療を受けていること」が「対象者」の要件の一つとされているが、この「甲状腺検査二次検査実施医療機関」については順次拡充が図られていると承知している。

平成三十年六月六日提出
質問第三五八号
放射線照射ジャガイモに関する質問主意書
提出者 大河原雅子

放射線照射ジャガイモに関する質問主意書

二〇〇五年十月、内閣府原子力委員会は原子力政策大綱で食品照射を推進する方針を決め、同年十二月、食品照射専門部会を設置し、「基本的考え方」をまとめました。食品への放射線照射は四十年以上にわたる安全問題があり、照射食品にはアルキルシクロブタン類等の発がん性の疑いのある物質の生成が報告されており、その生産状況について消費者は憲法以下で保障された知る権利を有するものと考え以下、政府の承知するところについて質問する。

一 北海道士幌農協における照射ジャガイモ生産は、一九七四年に農林省(当時)の補助事業として開始されたもので一企業の情報とは言えないと考える。士幌町農業協同組合において放射線照射されたジャガイモの生産量を開始以来から各年度ごとに平成二十九年年度まで示されたい。
二 照射ジャガイモで保管中に腐敗等の理由で商品として出荷されず廃棄された量を開始以来から各年度ごとに、平成二十九年年度まで示されたい。

三 平成三十年年度に入って照射されたジャガイモがあれば月間生産量を示されたい。
四 士幌町農協にある士幌アイソトープ照射センターに保管されたコバルト60が詰められたステンレスカプセル(五本入りケースに入ったもの)は何本がセンター貯蔵プールに保管されているか示されたい。
五 士幌アイソトープ照射センターがこれまでコバルト60の購入にかかった総費用を示されたい。
六 貯蔵プールの清掃は誰が年何回行っているか

示されたい。
七 清掃後の廃棄物はどのように処理されているか示されたい。
八 士幌アイソトープ照射センターの維持管理にかかる費用を示されたい。また負担は全額士幌農協であるか明らかにされたい。
九 原子力委員会またはその外郭団体またはその関係団体による士幌農協からの照射ジャガイモの購入の有無を明らかにされたい。

十 我が国はE.U.と経済連携協定(EPA)を締結することになったが、遺伝子組み換え表示について少しでも近づけることを検討しなかったのか、説明されたい。また食料自給を目指すべきとは言え、輸入するにしても、できるだけリスクを分散することが食料安保の観点で望ましいと考えるが、将来的なE.U.からの穀物等の輸入に関して、どのように検討されているか説明されたい。

十一 士幌アイソトープ照射センターの耐用年数はあるのか。
十二 照射ジャガイモを示す表示シールが貼られていない場合の罰則規定はあるか。

内閣衆質一九六第三五八号
平成三十年六月十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員大河原雅子君提出放射線照射ジャガイモに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員大河原雅子君提出放射線照射ジャガイモに関する質問に対する答弁書
士幌町農業協同組合において放射線が照射さ

れたじやがいもの量について、昭和四十八年度から平成十七年度までのものは、衆議院議員坂展人君提出照射食品に関する質問に対する答弁書(平成十八年六月二十二日内閣衆質一六四第三四六号)二六について「昭和四十八年度約一万四千トン、昭和四十九年度約一万九千トン、昭和五十年年度約二万二千トン、昭和五十一年度約一万四千トン、昭和五十二年年度約一万五千トン、昭和五十三年年度約一万五千トン、昭和五十四年度約七千トン、昭和五十五年年度約八千トン、昭和五十六年度約一万トン、昭和五十七年度約一万三千トン、昭和五十八年度約一万二千トン、昭和五十九年度約一万三千トン、昭和六十年年度約一万二千トン、昭和六十一年度約一万二千トン、昭和六十二年年度約一万四千トン、昭和六十三年年度約一万五千トン、平成元年度約一万四千トン、平成二年度約一万三千トン、平成三年度約一万三千トン、平成四年度約一万三万トン、平成五年度約一万三万トン、平成六年度約一万三万トン、平成七年度約一万三万トン、平成八年度約一万三万トン、平成九年度約一万四千トン、平成十年度約一万四千トン、平成十一年度約九千トン、平成十二年度約七千トン、平成十三年度約八千トン、平成十四年度約九千トン、平成十五年約九千トン、平成十六年度約九千トン及び平成十七年度約八千トンとのことである」とお答えしたとおりであり、平成十八年度以降のものは、同組合によれば、平成十八年度約三千トン、平成十九年度約四千トン、平成二十年約五千トン、平成二十一年度約六千トン、平成二十二年約六千トン、平成二十三年約六千トン、平成二十四年度約六千トン、平成二十五年度約五千トン、平成二十六年約五千トン、平成二十七年約六千トン、平成二十八年約六千トン及び平成二十九年約四千トンとのことである。

二について

土幌町農業協同組合によれば、同組合において放射線が照射されたじゃがいものうち出荷されず廃棄されたものの量について、具体的な数値は把握していないとのことである。

三について

土幌町農業協同組合によれば、平成三十年度に同組合において放射線が照射されたじゃがいもの量は、四月約〇・五千トンとのことである。

四について

お尋ねについて、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号。以下「放射線障害防止法」という。)に基づき、土幌町農業協同組合から提出のあった平成二十八年度放射線管理状況報告書によれば、土幌アイソトープ照射センターにおける密封された放射性同位元素の平成二十八年度末時点の在庫は、四十八本とのことである。

五から八まで及び十一について
お尋ねの「コバルト60の購入にかかった総費用」、「貯蔵プールの清掃は誰が年何回行っているか」、「清掃後の廃棄物はどのように処理されているか」、「土幌アイソトープ照射センターの維持管理にかかる費用」、「負担は全額土幌農協であるか」及び「土幌アイソトープ照射センターの耐用年数」については、放射線障害防止法により報告等の義務が課されていないため、政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。

九について

お尋ねの「その外郭団体またはその関係団体」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力委員会の庶務を総括し、又は処理する内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)において保存されている文書において確認した範囲では、平成二十五年度以降、原子

力委員会が土幌町農業協同組合から放射線が照射されたじゃがいもを購入した記録は確認できなかった。

十について

お尋ねについては、先の答弁書(平成三十年五月十五日内閣衆質一九六第二七二号)十についてでお答えしたとおりである。

十二について

食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定に基づき定められた食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第十八条第二項の規定において、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち放射線を照射した食品を販売する際には、原則として、放射線照射に関する事項として、放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日が表示されなければならないこととされ、同法第五条の規定において、食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないとされているところ、同法第六条第一項の規定において、食品表示基準に定められた同法第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。)の販売をする等の食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示すべき等の旨の指示をすることができることとされ、同法第六条第五項の規定において、内閣総理大臣は、同条第一項等の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に對し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされ、同法第二十条の規定において、同法第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとされている。

平成三十年六月六日提出
質問 第三五九号

外務省ロシア課長の更迭理由に関する質問
章書

提出者 逢坂 誠二

外務省ロシア課長の更迭理由に関する質問
主意書

平成三十年六月五日、外務省は毛利忠敦ロシア課長に「信用を損なう行為があったとして、国家公務員法に基づき停職九カ月の懲戒処分とし、ロシア課長の職を免じたことを明らかにした。毛利氏は大臣官房付に異動し、当面、欧州局審議官がロシア課長を兼務すると承知している。

同日、河野太郎外務大臣は、記者団の取材に対し「このような事案が起きたことは誠に遺憾だと陳謝し、「厳粛に受け止め、綱紀肅正に努める」と発言した。

複数の報道によると、ロシア課長の更迭はセクハラによるもので、対象は外務省内の女性であると報じられる。河野大臣は更迭理由について、「外交に関わる事案ではない。被害者のプライバシーがあるのと言えない」と記者らに語っている。

福田淳一前財務事務次官が辞任に至ったセクハラ事案において、財務省が被害者とされる女性記者に「直接連絡したくない」と呼びかけたことに批判が集まり、四月十八日に衆議院財務金融委員会が財務省の矢野康治官房長は「名乗り出るのがそんなに苦痛なことなのか」と発言し、批判を浴びたことは記憶に新しい。

財務省におけるセクハラ事案については被害者の女性記者には名乗り出ることを促し、外務省における今次のセクハラ事案と思しき事案については被害者のプライバシーがあるのと言えない」と外務大臣が見解を示している。このため、政府内

の省庁による取り扱いの差、さらには被害対象である女性が政府職員(非常勤職員を含む)であるか、民間人であるか、否かで差異を設けているのではないかと疑念を持たざるを得ない。

このような観点から、以下質問する。
一 外務省ロシア課長の更迭理由は「外交に関わる事案ではない」もので、「被害者のプライバシー」に関わる部分は詳らかにする必要はないものの、セクハラ事案であるという理解でよいのか。

二 財務省におけるセクハラ事案に関しては財務省官房長が「名乗り出るのが」そんなに苦痛なことなのか」と発言するなど、被害者のプライバシー保護が十分なされていたとは言えないものの、今次の外務省ロシア課長の更迭理由となった事案については「被害者のプライバシー」があるのと言えない」と外務大臣が見解を示しているが、省庁間ではかかる事案のプライバシー保護の取り扱いに差があるという理解でよいのか。

三 財務省におけるセクハラ事案の被害者女性には民間の報道機関に所属する記者であり、外務省ロシア課長の更迭理由となった事案の被害者女性には外務省職員(非常勤職員を含む)であると承知しているが、被害者の職務上の身分、すなわち国家公務員やそれに準ずる身分であるか否かにより、プライバシー保護の取り扱いに差が生じているのか。政府の見解如何。

四 安倍総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、財務省の前事務次官のセクハラ事案を受けて、各府省庁の課長級以上の幹部職員を対象にセクハラに関する研修への参加を義務づけ、内閣人事局が実施状況を確認するなどとした緊急対策の案を取りまとめると承知しているが、かかる緊急対策では被害者のプライバシー保護についてどのような規

定が設けられているのか。プライバシー保護について、被害者の身分の官民の差は生じないことを明記しているのか。政府の見解如何。

五 本件処分は、国家公務員法に基づく停職九カ月の懲戒処分であるが、停職九カ月とした理由を具体的に列挙し明示されたい。また財務省福田前次官に対する処分(減給二十%、六カ月)との違いはどのような理由によるのかも併せて明示されたい。

六 本件の発覚の端緒は何で、時期はいつか。また本件が発覚後のどのような場で処分を決めたのか。

右質問する。

内閣衆質一九六第三五九号
平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出外務省ロシア課長の更迭理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出外務省ロシア課長の更迭理由に関する質問に対する答弁書
一から三まで、五及び六について

御指摘の外務省欧州局ロシア課長(当時)については、国家公務員としての信用を損ない、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行ったことを理由として、平成三十年六月四日付けで同職員に対して停職九カ月の懲戒処分を行った。それ以上については、被害者のプライバシー保護の観点から、お答えすることは差し控えたい。

なお、セクシユアル・ハラスメント事案の調査においては、通常、被害者及び加害者の双方から事実関係を聴取することが必要と考えられ

るところ、御指摘の「財務省におけるセクハラ事案」に関しては、週刊誌による報道が先行し、被害者が特定できなかったことから、財務省が委託した弁護士がプライバシーに十分配慮しつつ対応する旨を公表することで、当該被害者に対し調査への協力を呼びかけたものであります。

四について

平成三十年六月十二日にすべての女性が輝く社会づくり本部が決定した「セクシユアル・ハラスメント対策の強化について」メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策として、各府省における外部の者に対するセクシユアル・ハラスメント事案に係る当該外部の者からの通報窓口を整備することとしており、具体的には、「相談を受けた際に、二次被害防止のために、プライバシー保護を徹底する」としているところである。

平成三十年六月六日提出
質問 第三六〇号

原子力発電における環境負荷に関する質問
意書

提出者 山崎 誠

原子力発電における環境負荷に関する質問
主意書

東日本大震災を端緒に、国民の多くは脱原発を求めている。海外に目を転じて、ドイツやイタリア、ベルギー、スイス、韓国、台湾など、脱原発に舵を切っている国も枚挙にいとまがない。こうした流れと連関して、世界的にも再生可能エネルギーの重要性がますます高まっていることに間違いはない。

我が国に於いても、世論は強い脱原発への支持があり、共同通信一月十五日の調査によれば、原

発の即時停止に賛成が四十九%、反対が四十二%。朝日新聞二月二十日では、原発再稼働に反対六十一%、賛成二十七%となっている。また二月二十四日の日本世論調査会によれば、「段階的に減らして将来的にゼロ」が六十四%、十一%が「いままずゼロ」と答え七十五%が原発のない社会を求めている。

これら世界の潮流や、日本の実態を鑑みると、原発ゼロ、自然エネルギーの全面展開に大きく舵を切るべき時が来ていると認識するが、一方で、原子力発電こそ、クリーンエネルギーであるとの指摘がある。核反応による熱エネルギーを元にした発電時にはCO₂を出さないものの、総体として見ると、果たして実態はどうであるのか。以下質問する。

一 原発は発電時にCO₂を出さずとも、発電するためのインフラが必要である。コンクリートや鋼鉄の巨大な塊の原発を建設する際や、燃料のウランの採掘・製錬・濃縮・加工の工程ごとに多くの資材や、化石燃料エネルギーを使い、膨大なCO₂を出している。

具体的に、原子力発電所を建設する時に必要となる資材の製造や、建設時に消費されるエネルギーを生み出すために排出されるCO₂はどう計算されるのか。その根拠と数量を明らかにされたい。

同じように、ウランの採掘、製錬、濃縮、加工、運搬において必要となる資材やそれぞれの工程に対して必要となるエネルギーを生み出すためには、どれくらいのCO₂排出量となるのか。その根拠と数量を明らかにされたい。

二 また使用済み核燃料の処理、原発の保守点検、放射性物質管理や、停止中の原発であつても核燃料の冷却、維持・管理のために、大量の電力を消費しCO₂を放出していると認識するが、これらのCO₂排出量はどのように把握している

のか。その根拠と数量を明らかにされたい。

三 原子炉内で発生した熱のうち、電気に変えられるのはおよそ三分の一で、残りの三分の二は海に捨てられる。原発は一秒当たりおよそ七十七トンの海水を汲み上げ、その温度を七度上げて海に戻し、地球温暖化を直接促進している、との指摘がある。この指摘について政府はどう認識しているのか。さらにそのことが環境にどう負荷をかけることになるのか。見解を明らかにされたい。

四 トータルで見ると、原子力発電は、クリーンエネルギーと言えるのか、政府の見解を明らかにされたい。仮に福島のような事故が起こった場合、環境への負荷は人智を超えることは言うに及ばず、平常時においてさえ、原子力発電のライフサイクルで大きな環境負荷となる、という面から、一刻も早く全ての原発廃炉を実現し、環境汚染を回避し、自然エネルギーによって必要な電源を確保し、同時に温室効果ガスの排出を抑止するという取り組みを、他国の事例も参考に実行するべきと考え、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第三六〇号
平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山崎誠君提出原子力発電における環境負荷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山崎誠君提出原子力発電における環境負荷に関する質問に対する答弁書
一及び二について
お尋ねの「原子力発電所を建設する時に必要

となる資材の製造や、建設時に消費されるエネルギーを生み出すために排出されるCO₂」。「ウランの採掘、製錬、濃縮、加工、運搬において必要となる資材やそれぞれの工程に対して必要となるエネルギー」及び「これらのCO₂排出量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力発電のライフサイクルにおける温室効果ガスの排出量については、例えば、原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」(平成二十九年七月二十日原子力委員会決定)において「原子力発電は、既に利用可能な技術の中では、低炭素かつ運転コストが低廉なベースロード電源であり、長期間安定的な原子力発電の利用を確保することが、温室効果ガス削減のみならず国民生活や経済面及び、安定供給面でも必要である」と記載されており、また、その参考資料において、電源ごとのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の分析が引用されており、当該資料には、「ライフサイクルベースで原子力発電は二酸化炭素排出量が少ない」と記載されていると承知している。

三について

御指摘の「地球温暖化を直接促進している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地球温暖化とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定されているとおり、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大气中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう」と認識している。

四について

「お尋ねの「クリーンエネルギー」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、原子力発電について、「エネルギー基本計画」(平成二十六年四月十一日閣議決定に記載

されているとおり、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国内産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と認識しており、また、同計画に記載されているとおり、「いかなる事情よりも安全性を完全に優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」という方針である。

平成三十年六月六日提出
質問 第三六一号

河野外務大臣の「アブダビにおけるIRENA(国際再生可能エネルギー機関)総会における発言に関する質問主意書

提出者 山崎 誠

河野外務大臣の「アブダビにおけるIRENA(国際再生可能エネルギー機関)総会における発言に関する質問主意書

河野外務大臣は、本年一月十四日、アラブ首長国連邦の「アブダビにおけるIRENA(国際再生可能エネルギー機関)第八回総会において、「日本の再生可能エネルギー外交―気候変動とエネルギーの未来と題する政策スピーチを行っている。(外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000324936.pdf>)以下政府の見解を伺う。

一 約百五十か国の政府関係者が参加する国際会議の、閣僚級ラウンドテーブルにおける外務大臣としての発言は、自ら言及している通り、外務大臣、すなわち政府の立場を代表した公式なものであるとの認識でよいのか。この場の発言に対する政府の見解を明らかにされたい。

二 河野外務大臣は当該会議で、「再生可能エネルギーの導入では世界から大きく遅れている日本は外務大臣が何を言うか、とお思いかも知れません。私も、日本国内の再生可能エネルギーを巡る現在の状況は嘆かわしいと思います。」と発言しているが、何をもって現在日本がおかれている再生可能エネルギーの状況に対し、嘆かわしいとされるのか、政府の状況認識について明らかにされたい。

三 河野外務大臣は当該会議で、「再生可能エネルギーの劇的な価格下落や、気候変動問題が脱炭素化を不可避にしている世界の趨勢から目を背け、変化を恐れて現状維持を優先した結果、日本の再生可能エネルギーの電源割合目標は二〇三〇年で二十二・二十四という大変低い数字にとどまっています。現在、再生可能エネルギーの電源割合の世界平均は二十四%であり、日本が二〇三〇年に目指す数値が今の世界平均ということは、日本の外務大臣として、何とも悲しく思います。」とも発言しているが、世界の趨勢からなぜ目を背けてきたのか。また変化を恐れて現状維持を優先するということは何を意味したものであるのか。政府の見解を明らかにされたい。

さらに、日本の二〇三〇年における再生可能エネルギーの電源割合目標が、現在の世界平均とほぼ同じである現状を肯定できないが故に、何とも悲しくなる」とすると、論理的帰結として、再生可能エネルギーの割合をさらに引き上げることが、今後の日本のエネルギー政策として進むべき方向として導き出されると理解して良いか。

四 河野外務大臣は当該会議で、「これまでの日本の失敗は、世界の動きを正しく理解せず、短期的なその場しのぎの対応を続けてきた結果です。」と発言しているが、これまでの日本の失敗とする判断根拠は何であるのか。また、短期的なその場しのぎとする、これらの対応に対する責任はどこにあるのか。政府の見解を明らかにされたい。

五 河野外務大臣は当該会議で、「また、世界的な太陽光や風力の劇的な価格低下を日本は享受できていません。分散型電源や再生可能エネルギーの熱利用も十分に活用されているとは言えません。」「いかに再生可能エネルギーの価格を下げるか知恵を絞る必要がある」と痛感しています。更に、再生可能エネルギーの大量導入を可能とするための送電網・連系線の増強や地域を越えた電力融通も大胆な投資や制度改革はなされていない状況です。」と発言しているが、世界的な太陽光や風力の劇的な価格低下を享受できない原因をどう認識しているのか政府の見解を伺う。

また、再生可能エネルギーの大量導入を可能とする送電網・連系線の増強や地域を越えた電力融通も大胆な投資や制度改革はなされていないとの指摘について、政府として所見を明らかにされたい。

当然、その原因に対して一つ一つ手を打つことにより、今後のエネルギー政策を誤りなきよう軌道修正をしなければならぬが、政府に於かれてはどう対応されるのか。見解を明らかにされたい。

六 河野外務大臣は当該会議で、「かように現在の日本の現状は嘆かわしいものですが、しかし、私は今日、このIRENA総会の場で、今

平成三十年六月十九日 衆議院會議録第三十九号

議長の報告

後、日本は新しい思考で再生可能エネルギー外交を展開し、世界の動きを正しく理解し、長期的視野に立った一貫した対応をとっていくことを宣言したいと思ひます。」とするが、日本の新しい思考とは何を意味するものか。また日本が長期的視野に立った一貫した対応を実現するための道筋について、政府の見解を明らかにされたい。

特に国際会議の場における閣僚の発言として、閣内の一一致した認識と理解するべきものと考え、エネルギー政策については、経済産業省が所管しながら、気候変動に密接に関連するエネルギー分野における外交に関する対応は外務省となるなど、所管がわかれていく。どのように長期的視野に立った一貫した対応を定めるのか。その手順について、責任の所在も含め、政府の見解を明らかにされたい。

七 政府としては、二〇一八年夏に予定されている第五次エネルギー基本計画策定に向け行われている議論において、これら外務大臣が表明した指摘をどのように反映していくのか。素案の段階で、相変わらず、原子力エネルギーをベースロード電源と位置付け、なおかつ、二〇三〇年におけるエネルギーミックスで再生可能エネルギーの割合を、現在の世界平均とほぼ同じである二十二パーセントとする案として進められているが、政府内で一致した議論となっていないと思はれる。一貫した対応をとるために政府はどのように計画策定の議論を進めていくのか。政府の見解を示されたい。

内閣衆議一九六第三六二号

平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員山崎誠君提出河野外務大臣のアブダビにおけるIRENA(国際再生可能エネルギー機関)総会における発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山崎誠君提出河野外務大臣のアブダビにおけるIRENA(国際再生可能エネルギー機関)総会における発言に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

御指摘の本年一月十四日(現地時間)にアブダビで開催された国際再生可能エネルギー機関第八回総会における河野外務大臣のスピーチは、再生可能エネルギーをめぐる近年の国際的動向を踏まえた今後の外交の在り方について、同大臣の決意を述べたものであると承知している。

また、エネルギー政策については、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項の規定により、政府はエネルギー基本計画を定めなければならないこと、同条第三項の規定により、経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し閣議の決定を求めなければならないこと、同条第四項の規定により、経済産業大臣は同条第三項の規定による閣議の決定があつたときは、エネルギー基本計画を速やかに国会に報告すること等とされている。政府としては、これらの規定に基づきエネルギー基本計画を定めるものである。

平成三十年六月七日提出
質問 第三六二号

国民投票と国政選挙の同日実施に関する質問
主意書

提出者 奥野総一郎

国民投票と国政選挙の同日実施に関する質問
主意書

一 日本国憲法の改正手続に関する法律にもとづく国民投票と、国政選挙の同日実施は法律上可能か。

二 前述の同日実施が可能な場合、どのようなメソッド、デメリットが考えうるか。政府としてどのような検討をしているか否かも併せて示されたい。

右質問する。

内閣衆議一九六第三六二号

平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員奥野総一郎君提出国民投票と国政選挙の同日実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員奥野総一郎君提出国民投票と国政選挙の同日実施に関する質問に対する答弁書

一について

憲法改正に係る国民の承認については、憲法第九十六条第一項において「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と規定されている。その上で、当該国民の承認に係る投票については日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第二条第一項の規定により国会の議決した期日に、衆議院議員の総選挙については公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十一条第四項の規定により公示された期日に、参議院議員の通常選挙については同法第三十二条第三項の規定により公示された期日に、それぞれ行うこととされており、

お尋ねの「同日実施」について禁止する規定はない。

二について
お尋ねについては、政府として特段の検討をしたことがなく、お答えを差し控えたい。

平成三十年六月七日提出
質問 第三六三号

尊い命が失われたカンボジアPKOを評価、検証し、未来の政策に活かすことに関する質問
主意書

提出者 井出 庸生

尊い命が失われたカンボジアPKOを評価、検証し、未来の政策に活かすことに関する質問主意書

二十五年前の一九九三年五月、カンボジアPKO(国連平和維持活動)に派遣されていた日本人警察官五人が乗った車両が銃撃され、岡山県警の高田晴行警視(享年三十三歳)が死亡、四人が重軽傷を負った。高田氏の御冥福を改めてお祈り申し上げるとともに、御遺族関係者に心よりお悔やみ申し上げる。

カンボジアPKOは、日本の自衛隊が初めてPKOに参加した歴史的機会であり、以後、日本は十一度、PKOに参加している。高田氏が亡くなった当時、カンボジアPKOへの我が国の参加は、国会でも大きな議論になったものの、その後、昨今の南スーダンPKOを巡る議論においても、与野党の平行線の議論の根底には、カンボジアPKO派遣前後の議論と似たような論点がいくつも見られる。しかし、カンボジアPKOは、時の経過とともに過去の出来事として、国民の記憶の彼方に霞みつつある。

このような中、一昨年NHKで、亡くなった高田氏に関するドキュメンタリー番組三作(平成二

十八年八月十三日放送NHKスペシャル「ある文民警察官の死」カンボジアPKO 23年目の告白、平成二十八年十一月二十六日放送BS1スペシャル「PKO 23年目の告白」前編、そして75人は海を渡った／後編、そこは「戦場」だった、以下三番組というが放映され、本年一月には、その内容を書籍化したもの（旗手啓介）告白、あるPKO隊員の死・23年目の真実」講談社、以下「本書」という。も出版された。これらの番組や書籍を改めて拝見すると、四半世紀後の現在でも教訓とすべき内容が、何点も含まれていることが認められる。

カンボジアPKOに派遣された文民警察官、高田氏の同志たちは、本書及び三番組の中で、当時の出来事を克明に記した記録や映像を、二十数年の時を経て証言とともに公にした。彼らは、カンボジアPKOの職責を全うし、その後、様々な思いや葛藤を胸に秘めながら、それぞれの立場で警察業務を全うした後、これまで知られていなかった事実を明らかにした。また、彼ら自身も他の文民警察官の証言を聞いて初めて知る事実があるなど、高田氏の同志による証言は、これまで断片的にしか明らかにならなかったカンボジアPKOの実態を、一つの線に繋げたと言つても過言ではない。

一方で、政府において、これまでなされてきた検証は本当に十分なのか。高田氏が死亡した後、平成五年五月二十五日の衆議院予算委員会、宮澤喜一内閣総理大臣（当時）は、「最初の経験でございましたので、いろいろこれから学ぶべき点が多いと考えておりまして、反射的にでなく、時間をかけて、いろいろ反省もし、今後どのようなしていくべきかについて考えてまいらなければならぬ、いろいろ教訓を得つつあるというふうな考えております。」（会議録一八ページ）と述べている。

「反射的」ではない、「時間をかけた反省」は尽くされたのか。教訓は現在に活かされているのか。否、政府においても、今回の文民警察官たちによって知らされたカンボジアPKOにおける新たな事実、また、一つに繋がった真実があり、その検証をしていないのではないのか。

そこで当質問主意書は、二十五年の時を経てカンボジアPKOを検証し、政府の評価を求め、未だの国際貢献に活かして行くことを目的として、カンボジアPKOに関する以下の事項について伺いたい。

一 PKOの安全性に関する政府の評価について
1 平成五年五月二十五日の衆議院予算委員会、澁谷治彦外務省国際連合局長（当時）は、「PKOの案件につきましては、一九四五年以降二十八件ございます。特に、一九八八年以降十五件ということで、近年とみにふえております。亡くなられた方々は九百名弱」（会議録六ページ）と答弁しているが、一九四五年以降、現在までにPKOは何件実施（実施中を含む）され、死亡した人数はどのくらいいるのか、御教示願いたい。このうち、日本人の死者、負傷者の数についても明らかにされたい。

2 PKO活動は、その概念に変遷があると考えられている。カンボジアPKOの頃は、停戦監視や平和構築を中心とした「第二世代のPKO」と言われるものであったが、それでも死者が出た。その後、平成五年五月二十五日の衆議院予算委員会、宮澤内閣総理大臣は、PKO活動の安全性を問われて、「平和維持活動というものが、戦争が終わった後極めて脆弱な平和を固めるという、しかも国連の中立性と権威のもとに武力を用いずに行われている極めて難しい、高度のむしろ訓練を必要とする仕事である」（会議録三一ページ）

と答弁している。一方、現在のPKO活動は、武力による住民保護をも積極的に行う「第四世代のPKO」と言われる内容が中心になっており、リスクが増している、とされる。そこで、現在のPKOの安全性、危険性の有無について、政府の一般的な認識を改めてお示しいただきたい。

二 カンボジアPKOの評価について
1 活動全体及びそれに参加した我が国の活動に対する政府の評価について、そのように評価する理由を含めて説明していただきたい。

2 1のように評価する中で、我が国から参加した国連ボランティア中田厚仁氏、及び文民警察官高田晴行氏が死亡したことについて、なぜこうした事件が起きたのか、防ぐ手段はなかったのかなどの政府の分析を説明していただきたい。また、そのことを現在どのように評価しているのか、理由を含めて説明していただきたい。

三 要員の安全対策について
1 我が国からカンボジアPKOに参加する要員の安全対策として、当初、どのようなことを行ったかについて、御教示願いたい。自衛隊の停戦監視要員及び施設部隊、文民警察官、選挙監視要員の別に、持たせた装備品、事前の訓練、支援体制等について、具体的に説明していただきたい。

2 カンボジアに派遣した後、現地の治安情勢の変化に対応して安全のために講じた措置があれば、1と同様に具体的に説明していただきたい。
3 本書には、「他国の文民警察官は軍警察や軍事訓練を受けた警察官で構成されていた」として、スウェーデンやインドネシアの例が挙げられている一方、我が国の「文民警察官たちのほとんどが、国際経験もなければ、紛

争地での特別な訓練を積んだこともない。」（六二ページ）との記述がある。特に「実質的なカリキュラムは高尾山での健脚訓練、簡単なクメール語や英語の語学研修、現地で使用するトヨタの四輪駆動車の車両訓練などだった。現地の治安情勢の詳しい説明や現地で流通している武器の種類や性能、銃声がしたときの対処方法、事故・負傷時の救急訓練など、紛争地を前提とした研修は行われなかった。」（同ページ）の部分は事実か。事実であれば、我が国の文民警察官について、なぜそのような内容の訓練になってしまったのか、その理由と、それに対する政府の評価を明らかにされたい。事実でないのであれば、実際に行われた文民警察官の訓練内容について説明していただきたい。

4 亡くなった文民警察官が派遣されたアンピルは、本書によれば「無法地帯というべき地域」（五七ページ）と言われていた。派遣当初は「奇妙な均衡状態が保たれていた」（一六ページ）ものの、「一九九三年四月、アンピルで事態は一気に緊迫化すること」（一六四ページ）になったとされる。自衛隊の要員が、「フノンペンに比較的近く、何かあったらベトナムに逃げられる」（五七ページ）、「カンボジア国内で最も安全だった」（七〇ページ）タケオで活動した一方で、「特別の訓練を積んだこともない」（三参照）文民警察官が、アンピルのような危険な地域を含む場所に配置された事情について、説明していただきたい。また、そのことに対する政府の評価も明らかにされたい。
5 PKO参加五原則に基づけば、停戦の合意が崩れたと認められる場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができている。また、実施要領（の概要）には、

業務の中断や一時休止についても規定されている。一方で、本書には「一定期間一緒にやっていた(各国の)仲間がいて」、「日本だけ止めますと言えぬの?」(一三四ページ)という記述もある。この記述等に見られる現場の意見を踏まえた上で、停戦の合意が崩れた場合に、部隊の撤収、業務の中断や一時休止が実際に可能か、政府の見解を伺いたい。あわせて、我が国が要員を派遣したPKO活動で、安全に関する状況が当初の想定より悪化したことを理由に、撤収、中断又は一時休止を実際に行った事例があれば、活動の件名、それら撤収、中断又は一時休止を行った時期及び行った理由を御教示願いたい。

6 文民警察官が亡くなった後、安全対策の一つとして、日本政府はUNTAG(国連カンボジア暫定統治機構)に対して安全な地域への配置転換を求めた。一理ある対応ではあるが、5で述べたような現場の疑問は、この対策に対しても共通するものがあると考え。現場の意見を踏まえた上で、この対策の是非について、政府の見解を伺いたい。

7 当時のPKO参加五原則に基づけば、要員の生命等の防護のための必要最小限度の範囲で、武器の保持、使用が認められている。本書では、「文民警察は、どの国も武器不携帯が原則」という説明を受けていた(一四二ページ)中で、「自分の身は自分で守るという現実」に対応するために「一部の隊員たちが独自に自動小銃を調達していた」(一四三ページ)との記述がある。

(一) 私は、本書にあるような、一部隊員が独自に自動小銃を購入していた事実について、二十五年たった今、それぞれの隊員に何か責任を問うようなことは必要ないと考えている。それぞれの隊員がこうした行動

をせざるを得なかったことの理由、及び上記の事実を政府として確認しているかについて明らかにされたい。また、事実確認の時期や方法についても教えていただきたい。

(二) また、文民警察官は日本から拳銃を持っていたものの、「ふつうの農民でさえ自動小銃やロケット砲を平然と持っているカンボジアの国情の下では、拳銃は「オモチャ」でしかなく」、「拳銃を実際に携行した隊員は「気休め」の役割しかなかった」と語っている。(一六〇ページ)と本書には記載されているが、現地の情勢にに応じて、必要とされる装備について柔軟に対応できなかったのはなぜか。「要員の生命等の防護のための必要最小限度の範囲で、武器の保持、使用が認められている」中、携行する武器を、現地の情勢に応じて拳銃から自動小銃に変更することは、隊員たち独自の判断ではなく、日本の文民警察組織として検討するべきだったのではないかと考えるが、政府の見解を問う。

8 これらの記述等に見られる現場の意見に鑑みれば、PKO要員が保有すべき武器の種類やその使用について、自衛隊の部隊についても文民警察についても、改めて基準を見直す必要があると考えるが、その必要性について、政府の見解を伺いたい。必要性を認める場合には、見直しの方向性についても、それぞれについて、あわせて説明していただきたい。

四 今後のPKO活動への参加について
1 PKO活動は、一の2で述べたように、その概念に変遷があり、カンボジアPKOの頃の第二世代のPKOから、現在は「第四世代のPKO」に変わっているとされる。そし

て、我が国が現在参加しているPKO活動は、南スーダン国際平和協力業務の司令部要員のみである。前述のように概念が変わっていく中で、今後のPKO活動へ我が国がどのように参加するべきかについて、基本的な見解を伺いたい。

2 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の制定以降、これまでに我が国が、PKO活動への要員の派遣を要請されて断った事例はあるか。あれば、活動の件名、要請された時期及び断った理由について御教示願いたい。

3 カンボジアPKOでは、文民警察官に死者が出たが、一方で、本書によれば、「本来の文民警察の業務」である「現地警察への教育」(一二二ページ)も行われており、「交差点の図を描き、カンボジアでは、車は必ず右側通行でなければならないことを伝える」様子や「車のブレーキ痕を地面に作り、それを見せながら、交通事故発生時に警察官が取るべき措置について講義する様子」(一二三ページ)などが記載されている。カンボジアPKO以降で、我が国から文民警察に参加したのは東チモールPKOだけであるが、ここに述べたような現地警察への教育等、警察がPKOで果たすことができる役割には様々なものがあると思われる。今後のPKOにおける警察官の派遣の可能性について、政府の見解を説明願いたい。

五 記録、検証
1 今後のPKOへの参加方針を検討するに当たっては、三で述べたような、現場の意見を反映させ、事態に即した検証が必須であると考え。本書によれば、「スウェーデンでもオランダでも、カンボジアPKOに関する一定の検証がなされ、そして報告書が当たり前

のように公表されている」(一二〇ページ)。このうち、スウェーデンの報告書では、「UNTAGの文民警察派遣はおおむね失敗である」とされており、「その理由として」、「文民警察官の役割が不明確」「カンボジアの構造的な国家機能の空白状態」「UNTAGの事前の計画や準備不足」の三つが挙げられている(同ページ)という。

一方、我が国においては、少なくとも文民警察については、「カンボジア派遣国際平和協力隊員(文民警察要員)業務検討会及び業務アンケートの結果まとめ」と題された「警察庁がまとめた内部文書」(一二〇ページ、以下「本件文書」という。)があるだけだとされる。これは、「一九九三年七月」、「カンボジアから帰国した七四名の隊員たち」全員が集められ、「アンケート調査が行われ、その後各自で報告書を書き、階級ごとに業務検討会が行われた」、その「内容を総括した」ものだという(同ページ参照)。「そして、これ以降、国際平和協力本部や外務省などから隊員たちに聞き取り調査が行われることもなく、PKO派遣の実態が詳しく検証されることもなかった」(一二二ページ)との記述もある。

(一) 政府において、カンボジアPKOに関して、隊員たちへの聞き取り調査を含む検証作業を行ったことがあるか。あるならば、作業の件名、作業の主体となった組織・機関及び作業期間について御教示願いたい。そしてそれが、実態を詳しく検証し、教訓を得るものとなったのか、といった評価についても明らかにされたい。行ったことがないのであれば、行っていない理由を明らかにし、今後、検証を行うよう求めるが、見解を示されたい。

(二) 本件文書の政府における保存、管理状況

について説明されたい。現在保管されている場合には、公表の可否についても、理由を含めて明らかにされたい。保管されていない場合には、いつまでどのように取り扱われ、どのように処分されたのか、理由を含めて明らかにされたい。

(三) (一)で検証作業を行ったのであれば、その成果をまとめた文書を作成しているか。作成しているのであれば、その文書の件名、作成主体及び公表の有無について御教示願いたい。検証作業は行ったが文書は作成していない、あるいは作成していても公表していないのであれば、その理由を明らかにされたい。

2 本書及び三番組は、序文に書いたとおり、文民警察官たちが、それぞれ警察業務を全うし退職した後に、これまで内に秘めていた、また、公にすることが認められなかった当時の記録を、極めて高い公益性があると考え、証言したものである。政府は、文民警察官たちの証言を真摯に受け止め、今後の政策立案に活かして行く責務があると考え、政府の見解を問う。

3 本書及び三番組に出てくる、文民警察官たちが保管してきた記録、映像などは、日本初のPKO活動を記した歴史的資料であり、文民警察官たちが希望すれば、個々人の手元で保管するのではなく、国立公文書館で万全を期して永久保存し、国民が閲覧できるようにするべきだと考えるが、政府の見解を問う。

4 本書一七ページによると、文民警察隊長だった山崎裕人氏は「（総括報告 未定稿）」の標題のある報告文書を三部作り、一部は警察庁に委ね、そして残りの二部を自分自身と父親で保管していた。」とあるが、山崎隊長が本書で公とし、警察庁に提出したとする「総

六

「括報告」は、現在警察庁においてどのようなように保存、管理されているか。山崎氏からは、二〇〇四年頃、警察関係者から内容の確認を求められたり、幹部から「読んだよ」と言われたりしたので、その時点では存在していた。」との旨の証言も得ているが、現在保管されているのであれば、提出後どのように取り扱われ、いつ、どのように処分されたのか、理由を含めて明らかにされたい。また、この「総括報告」は、保管されていればもちろん、保管されていない場合でも探し出した上で、歴史的公文書として、国立公文書館に移管し、国民が閲覧できるようにするべきだと考えるが、見解を示されたい。

本書によれば、日本人文民警察官五人が襲撃された際に、UNTAACの隊員として最初に救助にきたのは、四人のスウェーデン文民警察官であり、四人とも「丸腰」、非武装だったという。襲撃された文民警察官の一人である川野邊寛警部は「決死の覚悟で来てくれたスウェーデン警察官の姿を見て、涙が溢れた。」(二四八ページ)という。本書によれば、救助に駆けつけたスウェーデン警察官の一人、レナート・ペリストロム氏は本書の中で、「日本人とはずっと一緒に仕事をしてきて、とても仲がよく、夜には宿舎で日本食に招かれたりして、とてもいい同僚で、友人でした。それで助けに行かなくてはならないと思ったのです。」(二四九ページ)と語っている。政府は、事件当時、日本人を救助したスウェーデン王国に対し、何らかの形で謝意を示したか。また、救助に当たってくれたスウェーデンの警察官たちを特定し、何らかの謝意を示すべきだと考えるが、政府の見解、今後の検討の可否を伺う。

2 高田警視が命を落とした現場には、現在、「タカタハルユキスクール」という名の小学校がある。と聞く。本書によれば、高田氏の遺族が「NPO法人の協力で基金を設立し、二〇一四年に校舎を新築、寄贈した」(三七五ページ)という。「タカタハルユキスクール」の存在意義を政府はどのように評価しているか、見解を問う。

以上、政府の見解を問うことにより、今後、日本の国際貢献に関する議論が、真に実態に迫ったものとなることを切に望む。なお、当質問主意書を作成するに当たり、私に直接、当時の辛い記憶を話してくださった、山崎裕人・元文民警察隊隊長ら、元文民警察官に心より敬意を表し、深く感謝申し上げる。

内閣衆質一九六第三六三号
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員井出庸生君提出尊い命が失われたカンボジアPKOを評価、検証し、未来の政策に活かすことに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井出庸生君提出、尊い命が失われたカンボジアPKOを評価、検証し、未来の政策に活かすことに関する質問に対する

の1について

国際連合の公表によれば、昭和二十三年以降、平成三十年四月三十日まで、国際連合の統括の下に行われる平和維持活動は現在実施中の十四件を含めて七十一件実施されており、死者数は三千六百十名とされていると承知してい

る。このうち、日本人の死者数は六名である。また、お尋ねの日本人の負傷者数についてでは、政府として網羅的に把握することは困難であるが、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下「法」という。）に基づき派遣された我が国要員のうち、敵対行為により負傷した者は、カンボディア国際平和協力業務に文民警察要員として派遣された者のうちの四名である。

の2について

平成二十六年九月の「国連PKOに関するハイレベル会合」等において、国際連合の統括の下に行われる平和維持活動に従事する人々が、より複雑かつ危険な環境に直面しているとの認識が示されていると承知しているが、こうした中、政府としては、法に基づき派遣される我が国要員の安全の確保のために最大限の努力を行う必要があると認識している。

「カンボディア国際平和協力業務の実施の結果（平成五年十一月十二日閣議決定。以下「実施の結果」という。）に記載されているとおり、平成五年五月のカンボジアにおける憲法制定議会選挙の成功に示されたとおり、国際連合カンボディア暫定機構（以下「UNTAC」という。）による活動がカンボジア和平の基礎を作ったこととは喜ばしいことであり、我が国として、人的な面も含めこれに対して貢献をなしたことは誇りであると考えている。こうした我が国の要員・部隊の活動については、カンボジアの官民を含め国際的に高い評価を得ており、我が国においても国民の理解と支持が深まったものと認識している。

他方、我が国が行った文民警察分野における国際平和協力業務の中で、平成五年五月四日に我が国文民警察要員五名が死傷するという事件

(以下「本件事件」という。)が発生したことは極めて残念であつたと考えている。

二の2について
実施の結果に記載されているとおり、治安状況は、一部の地域において、当初より著しく悪化したものであり、本件事件が発生したことは極めて残念であつたと考えている。

三の1について
現時点で確認できる限りでは、カンボディア国際平和協力業務の実施に際しては、現地情勢等必要な情報収集を行ったほか、派遣する我が国要員に対して、法、カンボジアに関する基礎知識、保健衛生、語学等を中心とした研修を行っている。また、停戦監視要員には防弾チョッキを、施設部隊には小型武器、防弾チョッキ及び鉄帽を、文民警察要員には小型武器及び防弾チョッキを、それぞれ要員の安全確保のために必要な装備品として貸与し、又は支給した。さらに、総理府国際平和協力本部事務局(当時)及び我が国大使館が中心となつて、我が国要員に対する各種の支援を行っている。なお、選挙要員を派遣したのは平成五年五月十二日であり、本件事件が発生した後である。

三の2について
現時点で確認できる限りでは、治安状況の悪化を受け、村田自治大臣兼国家公安委員会委員長(当時)を現地に派遣する等して、我が国要員を含むUNTAC要員の安全確保についてUNTACに申入れを行っている。さらに、我が国要員に対し新たな防弾チョッキを支給し、また、衛星回線電話を追加で支給したほか、UNTACのヘリコプター等による輸送能力増強のため国際連合に百十万ドルの緊急拠出を行っている。

三の3について
我が国要員は、法に基づき派遣されるに際し

ては、法第十六条の規定により、国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならないこととされており、カンボディア国際平和協力業務について現時点で確認できる限りでは、当該業務に派遣された我が国文民警察要員に対しては、法、カンボジアに関する基礎知識、保健衛生、語学等に係る研修等を実施している。他方、実施の結果に記載されているとおり、安全確保のための知識に関する事前研修の徹底や万一危険に直面した際の対応要領等、研修面、運用面の問題が課題であつたと認識している。

三の4について
実施の結果に記載されているとおり、我が国文民警察要員は、UNTACが州や郡に設置した警察署等に数名ずつ配属されたものであるが、その後、アンピルを含む一部の地域においては、治安状況が当初より著しく悪化したものであり、本件事件が発生したことは極めて残念であつたと考えている。

三の5について
一般論としては、法第六条第十三項第一号から第八号までに掲げる場合に該当することとなつた場合には、法第八条第一項(第六号)の規定に基づき作成した実施要領に従つて国際平和協力業務を中断することとなり、さらに、当該業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、法第六条第十三項の規定に基づき実施計画の変更を閣議により決定し、当該派遣を終了することとなる。我が国としては、国際連合平和維持活動等に参加するに当たり、こうした法の規定につき、あらかじめ国際連合等に説明し、理解を得た上で参加しているところである。

て国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされなくなつたことを理由とするものではないが、平成八年一月から実施してきたゴラン高原国際平和協力業務について、シリア・アラブ共和国内の情勢悪化等を受け、政府として我が国の要員の安全を確保しつつ意義のある活動を行うことが困難との認識に至り、国際連合等との調整を経て、我が国の要員を撤収させることを平成二十四年十二月二十一日に発表し、司令部要員及び部隊要員は平成二十五年一月に、連絡調整要員は同年二月に、それぞれ撤収を完了したものである。

三の6について
お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の7及び8について
御指摘の二部隊員が独自に自動小銃を購入していた事実については確認されておらず、また、御指摘の「基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、政府としては、法に基づき我が国要員を派遣するに際しては、従事する業務の内容、現地の情勢、参加各国の装備の状況等も踏まえ、我が国要員の安全確保のために必要な装備の内容を決定しているところである。

四について
政府としては、今後とも、国際協調主義に基づき積極的平和主義の下、国際社会において、これまで国際連合平和維持活動等への協力の実績の上に立ち、我が国の強みを生かし、能力構築支援の強化、部隊及び個人の派遣など、国際平和協力分野において一層積極的に貢献していく考えである。

一般に、国際連合等から要請があつた場合の国際連合平和維持活動等への我が国の参加の検討に当たっては、憲法及び法の枠内で行われる

べきこと、我が国国内の支持を受けるものであり、また、国際社会からも評価されるものであること、現地の事情に合せて要員の派遣が効果的かつ安全に行われるため万全の支援体制を整え得ること、我が国が適切に対応することが可能な分野であること等の観点から、現地調査の結果、国際連合や関係国際機関等の意向等を十分踏まえ、総合的に判断することとしている。

なお、国際連合等からの派遣要請等については、国際連合等との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

五の1の(一)及び(二)並びに2について
お尋ねの「検証作業」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、安全確保の問題については、実施の結果に記載されているとおり、現地の情勢をより一層適時適切に把握するとともに、国際連合側との連絡調整をより緊密にする必要がある、更に具体的な安全対策については、通信等の資機材の充実といった装備面のみならず、安全確保のための知識に関する事前研修の徹底や万一危険に直面した際の対応要領等、研修面、運用面の問題も課題であつたと認識している。政府としては、こうした教訓を生かしつつ、法に基づき派遣される我が国要員の安全確保に努めているところであり、引き続き万全を期してまいりたい。

五の1の(二)について
警察庁において調査した限りでは、お尋ねの「警察庁がまとめた内部文書」については、その作成、処分等に関する記録も含め、同庁において保存されておらず、「いつまでどのように取り扱われ、どのように処分されたのか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

五の3について
仮定の質問であり、一概にお答えすることは

困難であるが、今後、御指摘の「記録、映像など」を取得することとなった場合には、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第十六号)等の関係法令の規定に基づき、適切に対応することとなるものと考えている。

五の4について
警察庁において調査した限りでは、お尋ねの「総括報告」については、その取得、処分等に関する記録も含め、同庁において保存されておらず、「提出後どのように取り扱われ、いつ、どのように処分されたのか」とのお尋ねについてお答えすることは困難であるが、今後、取得することとなった場合には、公文書等の管理に関する法律等の関係法令の規定に基づき、適切に対応することとなるものと考えている。

六の1について
本件事件当時、スウェーデンの文民警察要員による我が国文民警察要員に対する助力について、我が国政府からスウェーデン政府に対し深い謝意を既に表明済みである。

六の2について
本件事件において、高田晴行警視が犠牲になったことは、誠に痛ましく残念であったが、御指摘の「タカタハルユキスクール」については、教育機関として現地に貢献することともに、我が国とカンボジアの間の関係の促進に寄与しているものと考えている。

平成三十年六月七日提出
質問第三六四号

プロファイリングに関する質問主意書

提出者 松平 浩一

プロファイリングに関する質問主意書
二〇一七年五月三十日施行の個人情報保護法改正法(以下、「改正法」という)において、「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身

分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という(改正法第二条第三項)と定義されている。要配慮個人情報については、「あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない(改正法第十七条第二項)」とされる。

一方、個人情報保護委員会による「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)平成二十九年三月一部改正版」においては、同ガイドライン上において列挙されている情報(人種、信条、社会的身分、病歴等)を「推知させる情報にすぎないもの(例…宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)は、要配慮個人情報には含まない」としている。また、個人情報保護委員会は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A(平成二十九年五月三十日更新版)の「要配慮個人情報の取得」のA三九において、「当該情報が推知情報にとどまる場合は、要配慮個人情報には該当しない」との見解を示している。

ところで現在、自然人の評価を「パーソナルデータ(定義は総務省が公表した「平成二十九年版 情報通信白書」五十三頁に従う)を用いた自動処理で行うプロファイリングがマーケティング分野において盛んに行われている。プロファイリングの概念は日本において必ずしも確立されていないが、ここでは、プロファイリングとは、予測や評価、カテゴリーへの分類を目的に、個人(または集団)に関する情報を収集し、その特徴や行動パターンを分析することを意味するものとする。

プロファイリングにより、本人の人種、信条、病歴など、不当な差別、偏見その他の不利益の要

因となる情報である要配慮個人情報が推知あるいは実質的には生成され、それがマーケティングに活用される可能性が生じている。例えば、通販事業者が持つ購入履歴と交通事業者の持つ行動履歴等が掛け合わせられ、プロファイリングされた人などのような病気を患っているのが、かなり高いレベルで推知でき、それを基にした広告等の表示がなされるなどといった事例が生じている。このような事例は、改正法の下において、匿名加工情報、個人識別性のない購買履歴・行動履歴等のパーソナルデータの利活用が進むことで、今後増大していくものと予想される。

しかし、改正法の中に、プロファイリングに関する具体的な規定は存在しない。また、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」(平成二十九年四月二十七日 総務省告示第五百五十九号。以下、「放送分野ガイドライン」という)は、その第三十四条において「受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を知り、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない」と規定し、プロファイリングにより視聴履歴から要配慮個人情報を推知することを制限しているが、放送分野以外を含む一般的なプロファイリングについてのガイドライン等は存在しない。

以上を前提に以下質問する。
一 先述した個人情報保護委員会のガイドライン等を参照する限り、個人情報保護委員会は、ある情報が要配慮個人情報について推知させるものであっても、推知情報にとどまる限り、あらかじめの本人の同意なく当該情報を取得・利用することは改正法第十七条第二項との関係で問題がないという整理をしていると思われるが、そのような理解でよいのか。

二 スマート製品の普及をはじめとして、今やパーソナルデータがモニタリングされる機会は

身近にあふれており、情報処理技術の高度化も相まって、プロファイリングにより推知される情報の精度は日増しに高まっている。こうした中であって、要配慮個人情報の推知については、一定の場合には推知された情報が要配慮個人情報に準ずるものとして、単なる推知情報とは取り扱いを分けることが必要ではないかと考えるが、政府の見解はどうか。

三 推知される情報が、推知のレベルを超えて、ある個人の要配慮個人情報と実質的に同等と評価できる場合、それは要配慮個人情報にあたる」と整理し、利用するにはあらかじめの本人の同意が必要とすべきではないかと考えるが、政府の見解はどうか。

四 プロファイリングの精度の向上により、要配慮個人情報の推知のレベルが高まっている現状からすれば、個人情報保護の観点から、放送分野に限らない一般的なプロファイリングのガイドラインを作成することが必要であると考え、政府の見解はどうか。また、さらに踏み込み、プロファイリングについて法令上も規定を設けることも十分検討に値するかと考えるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質一九六第三六四号
平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松平浩一君提出プロファイリングに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松平浩一君提出プロファイリングに関する質問に対する答弁書

一について

個人情報の保護に関する法律についてのガイ

平成三十年六月十九日 衆議院會議録第三十九号 議長の報告

三二

ドライン(通則編)(平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号。以下「ガイドライン」という。)2-3においては、ガイドライン2-3(1)から(4)までに掲げる情報を推知させる情報にすぎないものについては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第三項に規定する要配慮個人情報には含まないこととされており、同条第五項に規定する個人情報取扱事業者がガイドライン2-3(1)から(4)までに掲げる情報を推知させる情報にすぎないものを取得することについては、同法第十七条第二項の規定により制限されるものではない。

二及び三について
お尋ねの「一定の場合には推知された情報が要配慮個人情報に準ずること及び「推知される情報が、推知のレベルを超えて、ある個人の要配慮個人情報と実質的に同等と評価できる場合」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について
お尋ねについては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第十二条第三項において、「政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報保護を強化した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されていることを踏まえ、適切に対応してまいりたい。

平成三十年六月七日提出
質問 第三六五号

プライバシーポリシーの在り方等に関する質問主意書

提出者 松平 浩一

プライバシーポリシーの在り方等に関する質問主意書

かつて経済産業省が公表していた「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(以下、「経産ガイドライン」という)には、事業者がプライバシーポリシーに盛り込むべき事項等が具体的に記載されていた(該当箇所は経産ガイドライン六十七頁以下)。しかし、経産ガイドラインは改正個人情報保護法の全面施行日(平成二十九年五月三十日)をもって廃止となっている。これは、改正個人情報保護法の全面施行日以降、それまでの各省庁のガイドラインは、原則として個人情報保護委員会が定めるガイドライン(個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)他三編。以下、「新ガイドライン」という)に一元化されることになるため、廃止されたものと説明がなされている(経済産業省ホームページ)。

改正個人情報保護法第十八条においては、「取得に際しての利用目的の通知等」について定められ、また、新ガイドラインにおいても、「利用目的の通知又は公表」についての定めがあることは承知している。しかしながら、新ガイドラインには、廃止された経産ガイドラインのように、プライバシーポリシーに盛り込むべき具体的内容等については記載がない。

一 経産ガイドラインにおいてプライバシーポリシーに盛り込むべき内容が具体的に記載されていたにもかかわらず、新ガイドラインにおいては記載しないこととした理由はなにか。

二 プライバシーポリシーの記載内容や表示方法については、より消費者の理解の助けとなる記載内容や表示方法について、今後、ガイドライン等で具体的な記載内容等を示すべきと考え、政府の見解はどうか。

三 株式会社マクロミルは、二〇一七年五月に、インターネットリサーチの方法で全国の二十歳から六十九歳の男女千人を対象に個人情報に対する認識や意識の調査を実施した。調査において、会員登録などで個人情報を入力する際に、プライバシーポリシーの有無を確認しているか聞いたところ、「必ず確認する」は十二%であり、「確認する方が多い」の四十五%と合わせても五十七%と、四割強はあまり意識していない様子がうかがえる結果となった。また、プライバシーポリシーの内容を読むか否かを確認したところ、「隅々まで読む」はわずか五%で、「ざっと目を通す程度」が最も多く五十六%であったとのことである。この調査結果から、消費者の多くはプライバシーポリシーを読んでいないか、十分に理解していない人が多いことが明らかであり、現状のプライバシーポリシーによる同意の取得は機能不全に陥っていると思われる。

このため、消費者が読まずにまたは理解することができずにプライバシーポリシーに形式的に同意し、消費者が自身の知らぬ間にパーソナルデータを提供しているという現状が生じているものと思われるが政府の見解はどうか。

また、その対策として、同意取得の際に企業側に特定の文章や個人情報の扱いの具体例を表示することを義務付けるなどの方策が考えられるが、政府の見解はどうか。

四 今日、利用者が多いサービスにおいては、日常生活においてそのサービスを利用しないことが難しい状況にもなっている。さらに、こ

れから社会全体のICT化が進むにつれて、そういった状況は増大していくものと予想される。そのようななか、プライバシーポリシーの全てに同意しないとサービスの提供を受けられないとすれば、実質的に、消費者はプライバシーポリシーに同意せざるを得ない状況に置かれてしまうことになる。

この点に対応するため、事業者が提供するサービスの設計上、パーソナルデータを取得・利用しなくてもサービスの提供が可能な場合には、プライバシーポリシーの一部または全部に同意しなくてもサービスを利用できるようにすることを事業者が推奨または義務付けることも、個人情報保護政策として検討に値すると思われるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質一九六第三六五号
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員松平浩一君提出プライバシーポリシーの在り方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松平浩一君提出プライバシーポリシーの在り方等に関する質問に対する答弁書

一及び二について
個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)第二条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)においては、主務大臣に代わり、個人情報保護委員会が同法第二条第五項

に規定する個人情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者」という。)における個人情報の取扱いに關し一元的に監督することとなつたところであり、個人情報の保護に關する基本方針(平成十六年四月二日閣議決定)において、「個人情報取扱事業者は、法の規定に従うほか、(2)の①の個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、消費者の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる「プライバシーポリシー」、プライバシーステートメント等)を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について主体的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に應じて、各事業者において適切な取組が実施されることが重要である。」と定めていることを踏まえ、いわゆる「プライバシーポリシー」等について、御指摘のように「ガイドライン」等で具体的な記載内容等を示すべき」とは考えていない。

三について

御指摘の「株式会社マクロミル」による「個人情報に対する認識や意識の調査」の結果を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「事業者が提供するサービスの設計上、パーソナルデータを取得・利用しなくてもサービスの提供が可能な場合」が具体的にどのような場合を指すのか必ずしも明らかではないが、いわゆる「プライバシーポリシー」等の内容については、個人情報取扱事業者において適切に判断されるべきものと考えている。

平成三十年六月七日提出
質問 第三六六号

原子力発電所の国民負担に關する質問主意書
提出者 落合 貴之

原子力発電所の国民負担に關する質問主意書

資源エネルギー庁が作成した「長期エネルギー需給見通しについて」中、「二〇三〇年モデルプラント試算結果概要、並びに感度分析の概要」(以下「概要」という)には、原子力の発電コストは、政策経費、事故リスク対応費、CO₂対策費、燃料費、運転維持費、追加的安全対策費及び資本費の合計でキロワットアワー当たり十・三円と、他の電源と比べて最も低い下限値が記載されている。

しかし、同概要において発電コストについて下限値のみ記載されているのは原子力だけであり、モデルプラントに係る試算ではあるものの、平成三十年五月三十日の衆議院経済産業委員会の質疑においても指摘したとおり、上限値が記載されていない以上、本試算のみをもって原子力の発電コストが最も安いと言ふことが出来るか否か判断することは困難である。

そこで、以下質問する。

- 一 同概要において、原子力の発電コストについては下限値のみが記載されている理由如何。
 - 二 同概要における原子力の発電コストに、電気料金及び使用済み核燃料の処分に係る費用を加えた場合の、一世帯当たりの原子力発電に係る負担額はいくらか、教示されたい。
 - 三 モデルプラントに係る試算ではない、原子力の発電コストを計算した結果データはあるか。ある場合、そのコストの費目の内訳を併せて教示されたい。
- 右質問する。

内閣衆質一九六第三六六号
平成三十年六月十五日

衆議院議員 大島 理森殿
衆議院議長 安倍 晋三

衆議院議員落合貴之君提出原子力発電所の国民負担に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員落合貴之君提出原子力発電所の国民負担に關する質問に対する答弁書

一について

各電源の発電コストについては、平成二十七年五月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っている。この中で、原子力発電の発電コストについては二〇一四年モデルプラント試算としてキロワットアワー当たり十・一円以上と試算している。

この原子力発電の発電コストは、賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用をキロワットアワー当たり〇・三円以上として算入したものであるが、これは、平成二十三年十二月にエネルギー・環境会議コスト等検証委員会が取りまとめた報告書において、事故費用が確定していないこと等から、事故リスク対応費用については下限値として提示しているという考え方を踏襲したものである。

二について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十三年十二月にエネルギー・環境会議コスト等検証委員会が取りまとめた報告書において、将来の見通しを示すことが可能なモデルプラントを基にした試算を基本としつつ、参考として発電実績や有価証券報告書の財務諸表等を基にした試算も示している。

ラントを基にした試算を基本としつつ、参考として発電実績や有価証券報告書の財務諸表等を基にした試算も示している。

平成三十年六月七日提出
質問 第三六七号

日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に對する政府の支援策に關する質問主意書
提出者 青山 雅幸

日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に對する政府の支援策に關する質問主意書

平成三十年六月四日、英国のクラーク・ビジネス・エネルギー・産業戦略相は、日立製作所が英国で進める原子力発電所の建設計画を継続することとで日立側と合意したと発表した。しかしながら、原子力発電所の新規建設には、工事遅延、立地周辺住民の反対、立地政府の政策転換など、莫大なリスクが伴うとの指摘があり、万全な出資・融資体制を整える必要性があるといわれている。日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に對する政府の支援策について、以下、質問する。

- 一 現在の英国のエネルギーミックスにおいて、原子力発電の占める割合は何パーセントと承知しているか。
- 二 平成二十八年五月、政府が発表した「インフラシステム輸出戦略」に、原子力発電の海外展開支援が盛り込まれているが、平成二十八年五月以降、原子力発電の海外支援の成功事例はあるか、具体的に示されたい。
- 三 日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に對して、株式会社日本政策投資銀行が出資する予定はあるか。予定があるならば、出資金額はいくらを想定しているか。政府の承知しているところを明らかにされたい。

四 日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に対して、株式会社国際協力銀行が融資する予定はあるか。予定があるならば、融資金額はいくらを想定しているか。政府の承知しているところを明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一九六第三六七号
平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に対する政府の支援策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員青山雅幸君提出日立製作所が英国で進める原子力発電所建設に対する政府の支援策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「英国のエネルギーミックス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際エネルギー機関の公表資料によれば、二十五年における英国の総発電電力量に占める原子力発電の割合は、二十・九パーセントであると承知している。

二について

お尋ねの「海外支援の成功事例」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の「原子力発電所建設」に対する株式会社日本政策投資銀行による出資及び株式会社国際協力銀行による融資について、現時点で、具体的な決定がなされたとは承知していない。

平成三十年六月七日提出
質問第三六八号

幼児教育の無償化の予算と効果等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

幼児教育の無償化の予算と効果等に関する質問主意書

平成二十九年十二月八日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、広く国民が利用している三歳から五歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することとし、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧な耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、翌年夏までに結論を出すことが決定されました。そして、こうした検討の場として設置された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」は、平成三十年五月にその報告書を取りまとめました。そこで、以下の通り質問します。

一 特定教育・保育施設等の利用者負担について、地方公共団体の単独補助事業により、日本全体として、すでに何割が減免されていますか。

二 平成二十八年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育に係る地方単独事業の実施状況及び各種申請様式に関する調査」によれば、地方単独補助による保育料の減免割合は、全国で何パーセントですか。また、地域ブロックごとには、それぞれ何パーセントですか。

三 六月六日の衆議院厚生労働委員会での加藤厚生労働大臣の答弁にもあった通り、特定教育・保育施設等の利用者負担について、地方公共団体の単独補助事業により、すでに全体の四割が

減免されているなら、政府が新たに取り組む幼児教育の無償化では、実質六割しか、新たな無償化にならないのではありませんか。投じた公費の六割しか実質的な効果がないのであれば、効率の悪い政策ではありませんか。

四 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」では、特定教育・保育施設等の利用者負担について、地方公共団体の単独補助事業により、すでに全体の四割が減免されているという事実を認識をしたうえで議論していましたか。

五 加藤厚生労働大臣は、「その四割負担をどういうふうに使っていくのか、それを例えば低所得者層に使えば、それは結果として低所得者層にその恩恵は回っていく」と答弁しましたが、この地方公共団体が支出することのなくなった独自の財源を、子育て支援に活用することに限定することはできませんか。

六 六月六日の衆議院厚生労働委員会にて、山井は、幼児教育の無償化に係る予算額の試算を提示したが、この結果の傾向は、妥当なものか認識していますか。

七 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」には、「地方自治体によつては、既に独自の取り組みにより無償化や負担軽減を行っているところがある。今回の無償化措置が、こうした自治体独自の取り組みと相まって子育て支援の充実につながるようにすべきである。このため、今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなどなく、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求める」とありますが、地方公共団体の予算に生じた余剰を、地方公共団体の債務の解消に活用し

てもよいのか。また、子育て充実に強制力を持つて、地方公共団体に活用させることはできませんか。

八 幼児教育の無償化が実現した場合には、地方公共団体の単独補助による特定教育・保育施設等の利用者負担の減免が不要となるが、これに伴い、地方交付税交付金が減額される可能性はありますか。

九 地方公共団体の単独補助による特定教育・保育施設等の利用者負担の減免により、すでに主に低所得世帯で、幼児教育の無償化が実現している地方公共団体が多数ありますが、今回の政府の幼児教育の無償化により、そのような地方公共団体に住む〇歳児から五歳児を持つ低所得世帯には、どのような恩恵がありますか。全く恩恵がないのではないですか。

十 ジェームズ・J・ヘックマン教授は、「恵まれない家庭に育つてきた子どもたちの経済状態や生活の質を高めるには、幼少期の教育が重要」幼少期の教育の質の向上が重要」という主張をしているが、政府が新たに取り組む今回の幼児教育の無償化は、この主張に反するものではないですか。

十一 政府が新たに取り組む幼児教育の無償化に必要な予算額と、年収階層別の給付額の試算は、いつまでに公表しますか。

十二 高所得者に厚く、低所得者に薄く給付するような政策は、社会保障の理念に反するのではないですか。消費税は、社会保障目的と規定されているにもかかわらず、その財源を社会保障の趣旨に反して、高所得者に手厚く、低所得者に薄く配分する政府の幼児教育無償化の案は、消費税の社会保障目的という理念に反するのではないですか。また、子ども貧困対策法違反ではないですか。

十三 生活保護受給世帯の〇から二歳児の児童養育加算、月額五千円の引き下げや、生活保護受給世帯の小学生の学習支援を月額一万五千円の引き下げを行う一方で、高所得者を優遇する幼児教育の無償化を行うことは、格差拡大を助長することになりませんか。

十四 二〇一九年四月からの保育士の処遇改善のための予算は二百億円にとどまる一方、八千億円とも指摘されている幼児教育の無償化を進めることは、アンバランスではないですか。

十五 かつて、民主党、自民党、公明党の三党で合意した、三千億円で行う保育の質の改善は、いつ実施するのですか。〇歳から一歳、四歳から五歳の配置基準の引き上げはいつ行うのですか。

内閣衆質一九六第三六八号
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員山井和則君提出幼児教育の無償化の予算と効果等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出幼児教育の無償化の予算と効果等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「日本全体として」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「保育に係る地方単独事業の実施状況及び各種申請様式に関する調査」の結果の資料を踏まえた場合、「地域ブロックごと」の「地方単独補助による保育料の減免割合」は、北海道東北地方で四

十七・〇パーセント、北関東地方で四十一・五パーセント、首都圏で四十二・六パーセント、北陸地方で三十七・〇パーセント、中部地方で四十四・六パーセント、近畿地方で四十一・一パーセント、中国地方で三十九・四パーセント、四国地方で四十七・五パーセント、九州沖縄地方で四十二・〇パーセントとなるが、「全国」の「地方単独補助による保育料の減免割合」については、当該資料にその基となる数字が記載されていないため、お答えすることは困難である。

三、七及び九について

お尋ねの「限定する」及び「強制力を持つて」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年五月三十一日に「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」(以下「検討会」という。)が取りまとめた報告書においては、「一般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつぎ回し軽減に活用することを求める」とされており、政府としては、当該報告書を踏まえ対応を検討してまいりたい。

四について

お尋ねの「認識をしたうえで」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検討会において、検討会の庶務を処理していた内閣官房又は検討会の庶務に協力していた内閣府、文部科学省若しくは厚生労働省から、「特定教育・保育施設等の利用者負担について、地方公共団体の単独補助事業により、すでに全体の四割が減免されている」ことについて説明が行われたことはないが、検討会においてヒアリングが行われた地方自治体から、当該地方自治体における特

定教育・保育施設等の利用者負担の金額や単独補助事業による減免について説明が行われたことはある。

六及び十二について

御指摘の試算について現時点で評価することは困難であり、また、お尋ねの「社会保障の理念」、「社会保障の趣旨」及び「子ども貧困対策法違反」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

八について

幼児教育の無償化に関する制度の詳細については、今後、関係府省において、地方自治体の意見を十分に踏まえつつ検討を進めていくこととしており、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十について

御指摘の「この主張」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般の幼児教育の無償化は、①幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障することは大変重要であること、②幼児教育が将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等に著しい効果をもたらすことを示すエビデンスもあること及び③幼児教育の負担軽減を図ることは重要な少子化対策の一つであることという趣旨から実施するものである。恵まれない家庭に育つ子供たちに質の高い幼少期の教育を行うことが重要とする主張に反するものではないと考えている。

十一について

お尋ねの試算については、今後、幼児教育の無償化に関する制度の具体的な検討と併せて、平成三十一年度予算の編成過程において公表してまいりたい。

十三について

御指摘の「高所得者を優遇」及び「格差拡大を助長」の意味するところが必ずしも明らかではないが、児童養育加算(生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号。以下「生活保護基準」という。))別表第一に定める児童養育加算(いう。))及び学習支援費(生活保護基準別表第二及び別表第七に定める学習支援費をいう。))の額については、社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成二十九年十二月十四日)において、「夫婦一人世帯の年収階級第一・十分位の学校外活動費用の平均額が約六千円であるのに対し、中位階層(年収階級第五・六・十分位の平均)の平均額は約一万六千円であり、一万円の差が確認された」と及び「学習支援費においては、学校教育費用のうち、教科外活動費用であるクラブ活動費用として、活動の状況に応じて必要な費用が賄える水準を、実費で支給することが考えられる」とされており、これらを踏まえて平成三十年から段階的に生活保護基準の見直しを実施することを予定している。

一方、幼児教育の無償化は、十について述べた趣旨から三歳から五歳までの子供及び零歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として実施するものであるとともに、当該無償化と併せて、平成三十二年度から低所得世帯を対象とした高等教育の無償化を実施するものであることから、一般の教育の無償化は、低所得世帯に手厚い政策であり、格差の固定防止にもつながると考えている。

十四について

御指摘の「アンバランス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、保育士の処遇改善については、平成二十五年度以降、保育士の給

平成三十年六月十九日 衆議院會議録第三十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三六

与について月額約三万五千円、約十一パーセントの改善を実現するなど必要な取組を実施しているところであり、また、幼児教育の無償化については、三歳から五歳までの全ての子供の幼稚園、保育所及び認定こども園の費用等を無償化することとしているところである。

十五について

お尋ねの「〇歳から一歳」の「配置基準の引き上げ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、子ども・子育て支援新制度に基づき幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るためには、消費税引上げにより確保する〇・七兆円程度を含め一兆円超程度の財源が必要とされており、このうち、〇・三兆円超程度の財源により実施することとされている一歳児並びに四歳児及び五歳児の職員配置の改善等の施策については、平成二十九年予算及び平成三十年度予算において保育士の処遇改善等その一部を実施しているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」平成二十九年六月九日閣議決定等において、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」と示しているところである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年六月一日

参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第五条)
 - 第二章 厚生労働省関係(第六条―第十三条)
 - 第三章 経済産業省関係(第十四条)
 - 第四章 国土交通省関係(第十五条)
- 附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第七十四条の三を第七十四条の四とする。

第七十四条の二第二項中「同条第二項」の下に「第七十四条第一項を加え、」当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)を「災害発生市町村長に改め、同条を第七十四条の三とする。
第七十四条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県に属する災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めることができる。
2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため

特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第九十二条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。
(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正)

第二条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第十条第四項中「その利率を延滞の場合を除き年三パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(以下単に「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」に、「指定都市所在施設を「指定都市等所在施設に、「指定都市の」を「指定都市等」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に、「指定都市所在施設」を「指定都市等所在施設」に、「当該指定都市」を「当該指定都市等」に改め、同条第五項中「指定都市所在施設」を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の」を「指定都市等の」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項、第八項及び第十項から第十二項までの規定中「指定都市」を「指定都市等」に改める。
第七条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

第十三条第一項中「指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市第二十九条第一項及び第三項において単に「中核市」という。以下「指定都市等」という。の区域内に所在する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。」を削る。

第十九条第一項中「指定都市等の区域内に所在する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。」を削る。

第二十六条中「第十三条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十九条第一項中、「指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市」を「及び指定都市等」に、「指定都市所在施設」を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の長、当該認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあっては当該中核市を「指定都市等」に改め、同条第三項中「中核市」を「指定都市等」に改め、同条附則第二項を次のように改める。
(幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例)
2 都道府県又は指定都市等が第十三条第一項

の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施に対する需要その他の条件を考慮して主務省令で定める基準に照らして主務大臣が指定する地域にあつては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積については、同項に規定する主務省令で定める基準を標準として定めるものとする。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「定めようとする」を「定めた」に改め、「あらかじめ」を削り、「協議しなれば」を「届け出なければ」に改める。

第三十二条第一項中「設置者は」の下に「利用定員(を)」、「利用定員」の下に「を」をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。を加え、「同項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項の確認において定めた」を削り、「変更しようとするときは、あらかじめ」を「変更したときは」に、「協議しなれば」を「届け出なければ」に改める。

第三十三条第二項中「第二十七条第一項の確認において定められた」を削り、「前項」を「同項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「指定都市(以下「指定都市」を「指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「指定都市等」に、「指定都市所在認定こども園」という。については、当該指定都市等。以下この号において同じ。に改め、「(指定都市所在認定こども園については、当該指定都市)及び(指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市

等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。については、当該指定都市等)を削り、「が幼保連携型認定こども園」の下に「(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。を加え、同条第三項第一号中「ものに限る。第五項及び次条第二項を「利用定員をいう。第七十七条第一項第一号」に、「利用定員」というを「同じ」に改める。

第三十九条第二項中「指定都市所在認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。については当該指定都市の長を除き、指定都市等所在幼保連携型認定こども園」及び「指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園」を「指定都市等所在認定こども園」に改める。

第四十条第一項第二号中「指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園を「指定都市等所在認定こども園」に改める。

第四十四条第一項中「特定地域型保育事業者は、」の下に「利用定員(を)」、「利用定員」の下に「を」をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。を加え、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十五条第二項中「(第二十九条第一項の確認において定められた第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。を削り、「により、前項」を「により、同項」に改める。

第四十六条第三項第一号中「ものに限る。第

五項及び次条第二項を「利用定員をいう。第七十七条第一項第二号」に、「利用定員」というを「同じ」に改め、同条第四項中「及び」を「」に改める。

第六十二条第三項第一号中「特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係

る調整その他」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項中

児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

に改め、同表の十六の二の項を次のように改める。

児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

十六の二 市町村長	都道府県知事又は市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二の十六の二の項の次に次のように加える。

十六の三 都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二の十八の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
------	--------------------------------

を

都道府県知事等	市町村長
---------	------

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
--	--------------------------------

に改め、同表の二十の項及び五十三の項中「住民票関係情報」を

「地方税関係情報、住民票関係情報」に改め、同表の百十九の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

第二章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第六条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の五を次のように改める。

第六十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第五十六条第四項

(同条第二項の規定による第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号の三又は第五十一条第三号に規定する費用の徴収に関する部分を除く)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十七条の三の三第四項から第六項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の間に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三の三第四項の規定による質問に対して、答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第七条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改める。

第二十四条を削り、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の二を第二十三条とする。

第二十五条第一項中「事務」の下に「(以下「試験事務」という。)」を加える。

第二十六条を削る。

第二十七条中「つかさどる者」の下に「(指定試験機関(次条第一項に規定する指定試験機関をいう。))の役員又は職員(第二十七条の五第一項に規定する指定試験機関准看護師試験委員を含む。第二十七条の六において同じ。を含む。)」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の十五條を加える。

第二十七条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき准看護師試験に係る手数料を徴収する場合においては、准看護師試験(第一項の規定により指定試験機関が試験事務を行うものに限る。)を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入をすることができ。

第二十七条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十七条の四第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

第二十七条の三 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の四 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この条において「試験事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十七条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、試験の問題の作成及び採点については、指定試験機関准看護師試験委員(以下この条において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 第二十七条の二第一項の規定は試験委員の選任及び解任について、同条第二項の規定は試験委員の解任について、それぞれ準用する。

第二十七条の六 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十七条の七 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十七条の八 都道府県知事は、試験事務の

適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十七条の九 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立ち入る検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条の十 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十七条の十一 都道府県知事は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときその他厚生労働省令で定める場合には、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、指定試験機関の指定を取り消し、又は期間を定めて、指定試験機関に対し、試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十七条の十二 第二十七条第一項、第二十七条の二第二項(第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条の三

第一項、第二十七条の四第一項又は第二十七条の十の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第二十七条の十三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十七条の十四 都道府県知事は、指定試験機関が第二十七条の十の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十七条の十一第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとす

第二十七条の十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十七条の十の規定による許可をしたとき。

三 第二十七条の十一の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うとき、又は同条の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととしたとき。

第二十八条中「受験手続」の下に、「指定試験機関を加える。

第四十二条の五中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第四十四条を次のように改める。
第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

二 第二十七条の六第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

本則中第四十五条の二の次に次の一条を加える。

の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十七条の十の許可を受けずに試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第八條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條」を「第四十九條」に改め、「(第四十九條・第五十條)」を削る。

第十八條の三及び第十九條中「第十八條又は第五十條」を「又は第十八條」に改める。

第三十八條に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣又は市町村長は、前二項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該身体障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該身体障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第四十九條を附則第一項とし、第五十條を附則第二項とする。

本則中第四十八條の次に次の一條を加える。
第四十九條 正当な理由がなく、第三十八條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報

告をした者は、十万円以下の過料に処する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第九條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一條に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該精神障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該精神障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第五十七條中第八號を第九號とし、第七號を第八號とし、第六號を第七號とし、第五號の次に次の一號を加える。

六 正当な理由がなく、第三十一條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第十條 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「又は輸入業を」、「輸入業又は販売業」に、「又は営業所」とに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗」とにそのを、「営業所又は店舗」とに、その製造所、営業所又は「に改め、「都道府県知事」の下に「販売業にあつては」を加え、「第三項」を「次項、第五

條」に、「第二十一條第一項」を「第十九條第一項から第三項まで」に改め、同條第二項中「又は輸入業を」、「輸入業又は販売業」に改め、「あつては営業所」の下に、「販売業者にあつては店舗」を加え、「又は営業所を」、「営業所又は店舗」に改め、「を経て、厚生労働大臣」を削り、同條第

三項を削り、同條第四項を同條第三項とする。

第五條中「厚生労働大臣」及び「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を削り、「取消」を「取消し」に、「第四條」を「第四條第一項」に改める。

第六條中「第四條」を「第四條第一項」に、「左の各号」を「次に」に改める。

第七條第二項中「又は劇物」を「若しくは劇物」に、「又は販売業」を「若しくは販売業」に、「併せ」及び「あわせて」を「併せて」に、「又は店舗が互に」を「若しくは店舗が互いに」に改め、同條第三項中「製造業又は輸入業の登録を受けている者」にあつては「その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者」にあつては「その」を「その製造所、営業所又は」に、「その」を「その」に改める。

第十條第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「製造業又は輸入業の登録を受けている者」にあつては「その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者」にあつては「その」を「その製造所、営業所又は」に、「その旨を」に改める。

第十五條の三中「第十七條第二項」を「第十八條第一項」に、「第二十三條の三」を「第五項、第二十條第二項並びに第二十三條の二」に、「に規定する政令」を「の政令」に改める。

第十八條を削る。

第十七條第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業業者若しくは特定毒物研究者」に改め、「営業所」の下に、「店舗、研究所」を、「質問させ、」の下に若しくはを加え、「に規定する政令」を「の政令」に改め、同條第二項

を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項中「及び第二項」を削り、同項を同條第四項とし、同條を第十八條とする。

第十六條の二第二項中「に規定する政令」を「の政令」に、「流れ出し、しみ出」を「流れ出し、しみ出し」に、「しみ込んだ」を「しみ込んだ」に改め、同條を第十七條とする。

第十九條第一項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、及び「販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。」を削り、「販売業の登録を受けている者について、これらの者」を「毒物劇物営業業者」に、「第五條の規定に基づき」を「第五條の一」に、「同條の規定に基づき」を「厚生労働省令で定める」を「当該」に改め、同條第二項中「厚生労働大臣又は」及び「保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削り、同條第三項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、」を削り、「都道府県知事は、」の下に「毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは」を加え、「について、その者」を削り、「毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、そのを「毒物劇物営業業者に対して、毒物劇物取扱責任者の」に改め、同條第四項中「厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、」を削り、「販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業業者」に改め、「について、これらの者」を削り、「その」の下に「営業の」を加え、同條第五項を削り、同條第六項中「厚生労働大臣は、」の下に「保健衛生上の危害の発生又

は拡大を防止するため「を」を加え、「指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を削り、「第一項から第四項まで」を「前各項」に、「に基づき」を「による」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十条第二項中「厚生労働大臣又は」及び「指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削る。

第二十一条第一項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業業者に」、「又は営業所」を、「営業所又は店舗」に、「を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者を」(販売業)に、「の都道府県知事に」を「が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」に改め、同条第二項中「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に、「第三条の二十第十項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「又は特定毒物使用者を」若しくは特定毒物使用者に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第二十二條第一項中「の定める」を「定める」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「規定に基づき」を削り、「同項の」の下に「規定の」を加え、同条第四項中「第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条、第十八条に」、「第六項」を「第五項」に、「都道府県知事に」とあるのは「を」その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の」に、「に」と、第十五条の三中「を」。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。」と、第十五条の三中「都道府県知事」に、「と」あるのは「第二十二條第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む)の事業場」と、「を」の所在地が保健所を設置する市又

は特別区の区域にある場合においては市長又は区長に、「第十七条第二項、」を「第十八条第一項、」に、「第二十三條の三」を「第五項、第二十条第二項並びに第二十三條の二において同じ。」に、「第十七条第二項及び第十九條第三項」と、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」を「都道府県知事に改め、同条第五項中「第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条並びに第十八条に」、「同条第二項」を「同条第一項に改め、同条第六項中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第七項中「第四項で」を「第四項において」、「場合に」を「場合について」に改める。

第二十三條を削り、第二十三條の二を第二十三條とする。

第二十三條の三を削る。

第二十三條の四第一項中「第十七条第二項」を「第十八條第一項」に、「事務は、」を「事務、製剤の製造(製剤の小分けを含む)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。」は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」に改め、同条を第二十三條の二とする。

第二十三條の五を削る。

第二十三條の六を第二十三條の三とし、第二十三條の七を第二十三條の四とし、第二十三條の八を第二十三條の五とする。

第二十五條第三号中「第十六条の二」を「第十七条に改め、同条第四号中「第十七条第一項又は第二項(これらの規定を)」を「第十八條第一項」に改め、「厚生労働大臣、」を削り、同条第五号中「第十七条第一項又は第二項(これらの規定を)」を「第十八條第一項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第十一条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「附則」を「第五章 罰則(第三十三條)」に改める。

第二十七條中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に關し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることが出来る。

本則に次の一章を加える。

第五章 罰則

第三十三條 正当な理由がなく、第二十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

(老人福祉法の一部改正)

第十二條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者

二 第十条の四第一項又は第十一条の規定による措置を受けた老人又はその扶養義務者であつて、正当な理由がなく、第三十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

(介護保険法の一部改正)

第十三條 介護保険法(平成九年法律第百二十三

号)の一部を次のように改正する。

第六十九條の三十八第二項中「又は当該都道府県の」を「若しくは当該都道府県の」に、「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「は、当該介護支援専門員を」、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの(以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。)(が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者」に改める。

第六十九條の三十九第三項第三号中「行った」を「行い、情状が特に重い」に改める。

第三章 経済産業省関係

(自転車競技法の一部改正)

第十四條 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び都道府県知事」を削る。

第四章 国土交通省関係

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第十五條 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二を削る。

第五十三條の見出し中「申込み等」を「申請等」に改め、同条中「土地鑑定委員会又は」、「第十二條の二、」及び「申込み」を削り、「申込み等」を「申請等」に改める。

第五十五條中「第十二條の二、」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の

者については適用する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた

認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第十四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)の項を削り、同表不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の項中「第十二条の二」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項中「第三条」を「第八条」に改める。
別表第五第二十七号中「第十二条の二」を削る。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第十六条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「に準用する」を「について準用する」に、「報告」を「報告しなければ」に、「通知」を「通知しなければ」に改める。

第三十一条中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)
第十七条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第七十四条の二第二項の項中「第七十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第七十四条の二第三項の項中「第七十四条の二第三項」を「第七十四条の二第三項」に改め、同項の前に次のように加える。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

第七十四条の三第二項		第七十四条の三第二項	
係る災害	災害応急対策	災害応急対策	係る原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。)
	当該災害	当該原子力災害	
	災害応急対策	緊急事態応急対策	

第二十八条第一項の表第七十四条の二第四項から第六項までの項中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改め、同表第七十四条の三の項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的に総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律(二法律)の改正を行うこと。

2 義務付け・枠付けの見直し等
地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律(二法律)の改正を行うこと。

3 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲等を行うこととする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成三十年六月十五日
地方創生に関する特別委員長 渡辺 博道
衆議院議長 大島 理森殿

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
平成三十年三月十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八百九十九条」を「第八百九十九条の二」に、「第一千二十七条」を「第一千四十一条」に、「第八章 遺留分(第一千二十八条―第一千四十四条)」を「第九章 特別の寄与(第一千五十条―第一千九十九条)」に改める。

第八百八十五条第二項を削る。

第五編第三章第一節中第八百九十九条の次の一条を加える。

(共同相続における権利の承継の對抗要件)

第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の對抗要件を備えなければ、第三者に對抗することができない。

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

第九百二条第一項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)

共同相続人の一人に對してその指定された相続分に應じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に對してその指定された相続分に應じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

第九百三条第一項中「前三条」を「第九百条から第九百二条まで」に改め、同条第三項中「その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する」を「その意思に従う」に改め、同条に次の一項を加える。

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に對し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

第九百六条の次に次の一条を加える。

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第九百六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であつても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

第九百七条第一項中「遺産の」の下に「全部又は一部の」を加え、同条第二項中「その」の下に「全部又は一部の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

第九百七条第三項中「前項」を「前項本文」に改める。

第九百九条の次に次の一条を加える。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

第九百六十四条ただし書を削る。

第九百六十八條第二項中「自筆証書」の下に「(前項の目録を含む)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七條第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならぬ。

第九百七十条第二項及び第九百八十二条中「第九百六十八條第二項」を「第九百六十八條第三項」に改める。

第九百九十八條を次のように改める。

(遺贈義務者の引渡義務)

第九百九十八條 遺贈義務者は、遺贈の目的で

ある物又は権利を、相続開始の時(その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあっては、その特定した時)の状態で引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千条を次のように改める。

第一千条 削除

第一千七条に次の一項を加える。

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

第一千二十二條第一項中「遺言執行者は」の下に「遺言の内容を実現するため」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

第一千十三條に次の二項を加える。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に對抗することができない。

3 前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む)が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

第一千四條に次の三項を加える。

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下「特定財産承継遺言」という)があつたときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第八百九十九條の二第一項に規定する對抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをする

ことができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限り、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第千十五條及び第千十六條を次のように改める。

(遺言執行者の行為の効果)

第千十五條 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

(遺言執行者の復任権)

第千十六條 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。第千二十五條ただし書中「その行為が」の下に「錯誤、」を加える。

第五編第八章中第千四十四條を削り、第千四十三條を第千四十九條とする。

第千四十二條の見出し中「減殺請求権」を「遺留分侵害額請求権」に改め、同条中「減殺の」を「遺留分侵害額の」に、「減殺すべき」を「遺留分を侵害する」に改め、同條を第千四十八條とする。

第千四十條及び第千四十一條を削る。

第千三十九條の見出しを削り、同条中「これを贈与」を「当該対価を負担の価額とする負担付贈与」に改め、同条後段を削り、同條を同条第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

負担付贈与がされた場合における第千四十三條第一項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。

第千三十九條を第千四十五條とし、同條の次に次の二條を加える。

(遺留分侵害額の請求)

第千四十六條 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に對し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

2 遺留分侵害額は、第千四十二條の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三條第一項に規定する贈与の価額

二 第九百條から第九百二條まで、第九百三條及び第九百四條の規定により算定した相続分に應じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九條の規定により遺留分権利者が承継する債務(次條第三項において「遺留分権利者承継債務」という。)の額

(受遺者又は受贈者の負担額)

第千四十七條 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限り。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価

額から第千四十二條の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。

二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に應じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

三 受贈者が複数あるとき(前号に規定する場合を除く。)は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。第千九百四條、第千四十三條第二項及び第千四十五條の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。

3 前條第一項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によつて第一項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によつて遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第一項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

第千三十一條から第千三十八條までを削る。

第千三十條に次の二項を加える。

2 第九百四條の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 相続人に対する贈与についての第一項の規

定の適用については、同項中「二年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。」とする。

第千三十條を第千四十四條とする。

第千二十九條の前の見出しを削り、同條第一項中「遺留分」を「遺留分を算定するための財産の価額」に、「控除して、これを算定する」を「控除した額とする」に改め、同條を第千四十三條とし、同條の前に見出しとして「遺留分を算定するための財産の価額」を付する。

第千二十八條中「として」の下に、「次條第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額」を加え、「に相当する」を「を乗じた」に改め、同條各号中「被相続人の財産の」を削り、同條に次の一項を加える。

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第九百條及び第九百一一條の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

第千二十八條を第千四十二條とし、第五編第七章第五節中第千二十七條の次に次の十四條を加える。

第千二十八條から第千四十一條まで 削除

第九條 特別の寄与

第千五十條 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一條の規定に該当し又は廃除によつてその相続権を失つた者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に對し、特別寄与者の寄与に應じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

第二条 民法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第二十七条」に、「第八章 遺留分(第四十二條) 第四十九」を「第九章 特別の寄与(第五十條)」に、「第八章 配偶者の居住の権利」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 特別の寄与(第五十條)」に改める。

条 第一千二十六条) 第一千二十八条から第四十一」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 特別の寄与(第五十條)」に改める。

第一千二十八条から第四十一」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 特別の寄与(第五十條)」に改める。

第一千二十八条から第四十一」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 特別の寄与(第五十條)」に改める。

第一千二十八条から第四十一」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 特別の寄与(第五十條)」に改める。

第一千二十八条から第四十一」を「第二章 配偶者短期居住権(第三十」を「第二章 特別の寄与(第五十條)」に改める。

の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りでない。

一 遺産の分割によつて配偶者居住権を取得するものとされたとき。

二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

2 居住建物が配偶者の財産に属することとなつた場合であつても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

3 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

(審判による配偶者居住権の取得) 第一千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

一 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

二 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき(前号に掲げる場合を除く。)

(配偶者居住権の存続期間) 第一千三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において

別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(配偶者居住権の登記等) 第一千三十一條 居住建物の所有者は、配偶者(配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。)に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

2 第六百五十五條の規定は配偶者居住権について、第六百五十五條の四の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。(配偶者による使用及び収益)

第一千三十二條 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつて、居住建物の使用及び収益をしなければならぬ。ただし、従前居住の用に供していなかつた部分について、これを居住の用に供することを妨げない。

2 配偶者居住権は、譲渡することができない。

3 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

4 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者居住権を消滅させることができる。(居住建物の修繕等)

第一千三十三條 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

2 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

3 居住建物が修繕を要するとき(第一項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを

除く。)、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならぬ。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(居住建物の費用の負担) 第一千三十四條 配偶者は、居住建物の通常必要費を負担する。

2 第五百八十三條第二項の規定は、前項の通常必要費以外の費用について準用する。(居住建物の返還等)

第一千三十五條 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由として、居住建物の返還を求めることができない。

2 第五百九十九條第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

(使用貸借及び賃貸借の規定の準用) 第一千三十六條 第五百九十七條第一項及び第三項、第六百六條、第六百十三條並びに第六百十六條の二の規定は、配偶者居住権について準用する。

第二節 配偶者短期居住権 (配偶者短期居住権) 第一千三十七條 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の所有権を相続又は遺贈によ

り取得した者(以下この節において「居住建物取得者」という。)に対し、居住建物について無償で使用する権利(居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。)を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時に居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によつてその相続権を失つたときは、この限りでない。

一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日

二 前号に掲げる場合以外の場合 第三項の申入れの日から六箇月を経過する日

2 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。

3 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

(配偶者による使用)

第一千三十八条 配偶者(配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。)は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつて、居住建物の使用をしなければならない。

2 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。

3 配偶者が前二項の規定に違反したときは、

居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者短期居住権を消滅させることができる。

(配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅)

第一千三十九条 配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。

(居住建物の返還等)

第一千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

(使用貸借等の規定の準用)

第一千四十一条 第五百九十七条第三項、第六百条、第六百十六條の二、第一千三十二條第二項、第一千三十三條及び第一千三十四條の規定は、配偶者短期居住権について準用する。

(家事事件手続法の一部改正)

第三条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八節 遺留分に関する審判事件(第二百十六條)」を「第十八節 遺留分に関する審判事件(第二百十六條) 第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件(第二百十六條の二) 第二十六條の五」に改める。

第十六條の五」に改める。

第三条の十一第一項中「十四の項」を「十五の項」に改め、同条第四項中「同じ。」の下に「及び特別の寄与に関する処分の審判事件(同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百十六條の二において同じ。)」を加える。

第三条の十四中「審判事件」の下に「又は特別の寄与に関する処分の審判事件」を加える。

第二百条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第四百六十六條の五第一項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

第二百五十五條第一項中「相続人の利益」を「遺言の内容の実現」に改める。

第二百六十六條第一項第一号中「算定する」の下に「ための財産の価額を定める」を加える。

第二編第二章第十八節の次に次の一節を加える。

第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件

(管轄)

第二百六十六條の二 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第二百六十六條の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。

(即時抗告)

第二百六十六條の四 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方

二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人

(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)

(給付命令)

第二百六十六條の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。

(即時抗告)

第二百六十六條の四 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方

二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人

(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)

第二百六十六條の五 家庭裁判所(第五百五條第二項の場合にあっては、高等裁判所)は、特別の寄与に関する処分についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は申立人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別の寄与に関する処分の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第二百三十三條第一項中「別表第二の十五の項」を「別表第二の十六の項」に改める。

第二百四十條第二項中「別表第二の十六の項」を「別表第二の十七の項」に改める。

別表第一の百九の項中「算定する」の下に「ための財産の価額を定める」を加え、「第一千二十九條第二項」を「第一千四十三條第二項」に改める。

別表第一の百十の項中「第一千四十三條第一項」を「第一千四十九條第一項」に改める。

別表第二の生活保護法等の部中十六の項を十七の項とし、同表の厚生年金保険法の部中十五の項を十六の項とし、同表の遺産の分割の部の次に次の一部を加える。

特別の寄与

十五

特別の寄与に関する処分

民法第一千五百条第二項

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日

二 第一条中民法第九百六十八條、第九百七十条第二項及び第九百八十二条の改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第一条中民法第九百九十八條、第一千条及び第一千二十五条ただし書の改正規定並びに附則第七條及び第九條の規定 民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日

四 第二条並びに附則第十條、第十三條、第十四條、第十七條、第十八條及び第二十三條から第二十六條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中家事事件手続法第三條の十一及び第三條の十四の改正規定並びに附則第十一條第一項の規定 人事訴訟法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(共同相続における権利の承継の對抗要件に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の民法(以下「新民法」という。)第八百九十九條の二の規定は、施行日前に開始した相続に關し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与に関する経過措置)
第四条 新民法第九百三條第四項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使に關する経過措置)
第五条 新民法第九百九條の二の規定は、施行日前に開始した相続に關し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。

2 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新民法第九百九條の二の規定の適用については、同条中「預貯金債権のうち」とあるのは、「預貯金債権(預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいう。以下同じ。)のうち」とする。

(自筆証書遺言の方式に関する経過措置)
第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にされた自筆証書遺言については、新民法第九百六十八條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置)
2 第一条の規定による改正前の民法第一千條の規定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の目的である財産の遺贈については、なおその効力を有する。

2 第一条の規定による改正前の民法第一千條の規定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の目的である財産の遺贈については、なおその効力を有する。

(遺言執行者の権利義務等に関する経過措置)
第八条 新民法第七條第二項及び第一千二條の規定は、施行日前に開始した相続に關し、施行日以後に遺言執行者となる者にも、適用する。

2 新民法第一千四條第二項から第四項までの規定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者によるその執行については、適用しない。

3 施行日前にされた遺言に係る遺言執行者の復任権については、新民法第一千六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(撤回された遺言の効力に関する経過措置)
第九条 第三号施行日前に撤回された遺言の効力については、新民法第一千二十五条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(配偶者の居住の権利に関する経過措置)
第十条 第二条の規定による改正後の民法(次項において「第四号新民法」という。)第一千二十八條から第一千四十一條までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。

2 第四号新民法第一千二十八條から第一千三十六條までの規定は、第四号施行日前にされた遺贈については、適用しない。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 第三条の規定による改正後の家事事件手続法(以下「新家事事件手続法」という。)第三條の十一第四項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前にした特定の国の裁判所に特別の寄与に関する処分の審判事件(新家事事件手続法別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。)の申立てをすることができ旨の合意については、適用しない。

2 施行日から第三号施行日の前日までの間における新家事事件手続法第二百條第三項の規定の適用については、同項中「民法第四百六十六條の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

(家事事件手続法の一部改正に調整規定)
第十二條 施行日が人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新家事事件手続法第二百十六條の二及び別表第二の規定の適用については、同条中「審判事件」とあるのは「審判事件(別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。)」と、同表中「第九百九十七條とあるのは「第九百九十七條、第二百十六條の二」とする。

(刑法の一部改正)
第十三條 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五條及び第百二十條第二項中「貸貸し」の下に、「配偶者居住権が設定され」を加える。
第二百六十二條中「又は貸貸した」を「貸貸し、又は配偶者居住権が設定された」に改める。

(抵当証券法の一部改正)
第十四條 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第四條第九号中「又八賃借権」を「賃借権又八配偶者居住権」に改める。
第四十一條中「第百五十七條第一項乃至第三

項」を「第百五十七條(第四項ヲ除ク)」に改める。

(農業協同組合法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「第九十三條の下に」「第九十五條、第九十六條」を加える。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一條の四十七

二 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二十九條

(農業協同組合法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 前條の規定による改正後の同條各号に掲げる法律の規定は、施行日前に開始した相続に關し遺産の分割による受益權の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第十七條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「除く。」の下に「又は配偶者居住權を有する者」を、「その建物の賃借權の下に」又は「配偶者居住權を加える。」(都市再開発法の一部改正)

第十八條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第十三号中「賃借權」の下に「(一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下同じ。)」及び「配偶者居住權」を加え、同号ただし書を削る。

第七十三條第一項第十二号中「借家權」を「賃借權」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。に存する建築物について配偶者居住權を有する者から賃借權の設定を受けた者」を加え、「權利」を「賃借權」に改め、同項第十三号中「借家權」を「賃借權」に改め、同項第二十三号を第二十五号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住權を有する者(その者が賃借權を設定している場合を除く。)で、当該配偶者居住權に対応して、施設建築物の一部について配偶者居住權を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住權の存続期間

第十五 前号に掲げる者に配偶者居住權が与えられることとなる施設建築物の一部

第七十七條第五項中「借家權」を「賃借權」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。に存する建築物について配偶者居住權を有する者から賃借權の設定を受けている者」を、「第一項の規定により」の下に「それぞれ」を加え、同條に次の二項を加える。

6 權利変換計画においては、第七十一條第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住權の設定を受けている者(その者が賃借權を設定している場合を除く。)に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、配偶者居住權が与えられるように定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が同條第一項の申出をしたときは、第四項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、配偶者居住權が与えられるように定めなければならない。

7 前項の場合においては、權利変換計画は、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住權の設定を受けている者に対し与えられることとなる施設建築物の一部についての配偶者居住權の存続期間が当該土地に存する建築物の配偶者居住權の存続期間と同一の期間となるように定めなければならない。

第八十條第一項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第八十一條中「第十四号又は第十五号」を「第十六号又は第十七号」に改める。

第八十五條第一項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第二百二條第一項及び第二項第三号並びに第三百十條第一項中「借家權」を「賃借權」に改める。

第三百十條第五項の表第四十條第一項、第七十三條第一項第十八号及び第十九号の項中「第七十三條第一項第十八号及び第十九号」を「第七十三條第一項第二十号及び第二十一号」に改め、同表第七十三條第一項第二十号の項中「第七十三條第一項第二十号」を「第七十三條第一項第二十二号」に改め、同表第七十三條第一項第二十三号の項中「第七十三條第一項第二十三号」を「第七十三條第一項第二十五号」に改める。

第七十三條の二第六項の表第四十條第一項、第七十三條第一項第十八号及び第十九号、第三百十條の見出しの項中「第七十三條第一項第十八号及び第十九号」を「第七十三條第一項第二十号及び第二十一号」に改め、同表第七十三條第一項第二十号、第二十一号に改め、同表第七十三條第一項第二十号、第二十一号、第九十一條第一項の項中「第七十三條第一項第二十号」を「第七十三條第一項第二十号」に改め、同表第七十三條第一項第二十号の項中「第七十三條第一項第二十号」を「第七十三條第一項第二十二号」に改め、同表第七十三條第一項第二十三号に改め、同表第七十三條

第一項第二十三号の項中「第七十三條第一項第二十三号」を「第七十三條第一項第二十五号」に改め、同表第八十五條第一項の項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改め、同表第九十三條第一項の項中「借家權」を「賃借權」に改める。

第一百十一條の表第四十條第一項、第七十三條第一項第十八号及び第十九号並びに第四項ただし書、第七十七條の見出し、同條第一項、第二項前段及び第四項、第七十九條第三項、第八十八條第三項、第九十二條第一項、第九十三條の見出し、同條第一項の項中「第七十三條第一項第十八号及び第十九号」を「第七十三條第一項第二十号及び第二十一号」に改め、同表第七十三條第一項第二十号、第二十一号に改め、同表第七十三條第一項第二十号、第二十一号、第九十一條第一項の項中「第七十三條第一項第二十号」を「第七十三條第一項第二十号」に改め、同表第七十三條第一項第二十号の項中「第七十三條第一項第二十号」を「第七十三條第一項第二十二号」に改め、同表第七十三條第一項第二十三号の項中「第七十三條第一項第二十三号」を「第七十三條第一項第二十五号」に改める。

(著作權法の一部改正)

第十九條 著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第一号及び第八十八條第一項第一号中「(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)」を削る。

(著作權法の一部改正に伴う経過措置)

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二十一条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項各号中「(相続その他の一般承継によるものを除く。)」を削る。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正後の半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十一条第一項の規定は、施行日以後の回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権又はこれらの権利を目的とする質権(以下この条において「回路配置利用権等」という。)の移転について適用し、施行日前の回路配置利用権等の移転については、なお従前の例による。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第二十三條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第十五号中「賃借権」の下に「(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。第十三条第三項及び第五章を除き、以下同じ。)」及び配偶者居住権を加え、同号ただし書を削る。

第二百五條第一項第十二号中「の借家権者」を「について賃借権を有する者」に、「借家権」を「賃借権」に、「借家権の」を「賃借権の」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者」を加え、「借家権」を「賃借権」に改め、同項第十三号中「借家権」を「賃借権」に改め、同項第二十三号を第二十五号とし、第十四号から第

二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者(その者が賃借権を設定している場合を除く。)で、当該配偶者居住権に対応して、防災施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間

問

十五 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる防災施設建築物の一部(第二百九条第五項中「借家権」を「賃借権」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)」に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けている者)を、「第一項の規定により」の下に「それぞれ」を加え、同条に次の二項を加える。

6 権利変換計画においては、第二百三十三条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権の設定を受けている者(その者が賃借権を設定している場合を除く。)に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる防災施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申出をしたときは、第四項の規定により施行者に帰属することとなる防災施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。

7 前項の場合においては、権利変換計画は、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる防災施設建築物の一部についての配偶者居住権の存続期間が当該土地に存する建築物の配偶者居住権の存続期間と同一の期間となるように定めなければならない。

第二百三十三條第一項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第二百三十四條中「第十四号又は第十五号」を「第十六号又は第十七号」に改める。

第二百三十八條第一項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第二百四十六條第一項及び第二項第三号並びに第二百四十七條第一項中「借家権」を「賃借権」に改める。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)

第二十四條 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「賃借人等」を「借家権者等」に改める。

第二條第一項第十八号中「賃借権」の下に「(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ。)」及び配偶者居住権を加え、同号ただし書を削る。

第四條第二項第五号中「賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く)」を「借家権者(借家権を有する者をいう)」に改め、同項第八号中「賃借人」を「借家権者」に改める。

第五十八條第一項第七号中「借家権」を「賃借権」に改め、「者」の下に「又は施行マンションについて配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者」を加え、「権利」を「賃借権」に改め、同項第八号中「借家権」を「賃借権」に改め、同項第十七号を第十九号とし、第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 施行マンションについて配偶者居住権を有する者(その者が賃借権を設定している場合を除く。)で、当該配偶者居住権に対応して、施行再建マンションについて配偶者居住権を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間

問

十 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる施行再建マンションの部分(第五十八條第三項中「第一項第十六号」を「第一項第十八号」に改める。

第六十條第四項本文中「から」の下に「当該」を加え、「借家権」を「賃借権」に改め、「者」の下に「又は施行マンションについて配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けている者」を、「より」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「第五十六條第一項」を「同条第一項」に、「借家権」を「賃借権」に改め、同条に次の二項を加える。

5. 権利変換計画においては、第五十六條第三項の申出をした者を除き、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者(その者が賃借権を設定している場合を除く。)に対しては、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。ただし、施行マンションの区分所有者が同条第一項の申出をしたときは、第三項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。

6 前項の場合においては、権利変換計画は、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる施行再建マンションの部分についての配偶者

居住権の存続期間が当該施行マンションの配偶者居住権の存続期間と同一の期間となるように定めなければならない。

第六十二条中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第六十三条中「第九号」を「第十一号」に改める。

第八十三条第一項及び第二項第三号中「借家権を賃借権」に改め、同条第三項中「賃借人」を「賃借権を有する者」に改める。

第二章第二節第二款の款名中「賃借人等」を「借家権者等」に改める。

第九十条中「賃借人」を「借家権者」に改める。

第一百十号第三号中「借家人」を「借家権者」に改める。

第一百五号中「賃借人」を「借家権者」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第二十五条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第七十三条第一項第十九号」を「第七十三条第一項第二十一号」に、「第二百五条第一項第十八号」を「第二百五条第一項第二十号」に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第二十六条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号の次に一の号を加える。

九 配偶者居住権

第八十一条の次に次の一条を加える。

(配偶者居住権の登記の登記事項)

第八十一条の二 配偶者居住権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 存続期間

二 第三者に居住建物(民法第千二十八条第一項に規定する居住建物をいう。)の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

(信託法の一部改正)

第二十七条 信託法(平成十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(共同相続における受益権の承継の対抗要件)

第九十五条の二 相続により受益権が承継された場合において、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該受益権を承継した共同相続人が当該受益権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該受益権を承継した場合にあつては、当該受益権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして受託者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が受託者に通知をしたものとみなして、同法第八百九十九条の二第一項の規定を適用する。

(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の信託法第九十五条の二の規定は、施行日前に開始した相続に關し遺産の分割による受益権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第二十九条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第二十九条第一項の規定及び同法第千四十四条において準用する同法第九百三十三条第一項」を「第千四十三条第一項の規定及び同法第千四十四条第三項において読み替えて適用される同条第一項」に改め、同条第三項

中「滅殺」を「遺留分侵害額の請求」に改める。

(民法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 民法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第千十二条第二項の改正規定中「第千十二条第二項」を「第千十二条第三項」に改める。

第千十六条第二項を削る改正規定を削る。

附則第三十六条の見出し中「復任権及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に關する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に關する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行うおとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 民法の一部改正

(一) 相続が開始した場合における配偶者の居住の権利として、配偶者が、終身又は一定

期間、無償で被相続人の財産に属した建物の使用及び収益をすることができ権利(配偶者居住権を創設し、遺産分割又は遺贈により、これを取得することができるとの等とすること。

(二) 遺産分割等に関する見直し

(1) 婚姻期間が二十年以上の夫婦間において、その居住用不動産について遺贈又は贈与が行われたときは、被相続人は、その遺贈等について持戻し免除の意思表示をしたものと推定するものとする。

(2) 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、他の共同相続人の同意を得ることなく、単独で払戻しをすることができるとすること。

(三) 自筆証書遺言の要件を緩和し、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合に、その目録については自書することを要しないものとする。

(四) 遺留分を侵害された者の権利の行使によつて遺贈又は贈与の全部又は一部が当然に失効することとされている現行法の規律を見直し、遺留分侵害額請求権の行使によつて遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとする。

(五) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、被相続人に対して無償で療養看護等の労務提供をしたことにより被相続人の財産の維持等について特別の寄与をした被相続人の親族(特別寄与者)が、相続人に対し、その寄与に応じた額の金銭の支払を請求できる特別の寄与の制度を設けるものとする。

2 家事事件手続法の一部改正

預貯金債権の仮分割の仮処分に関し、遺産

分割前の保全処分要件を緩和するとともに、民法において新設する1の(五)の特別の寄与の制度に関する手続規定を設けるものとすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、1の(三)については公布の日から起算して六月を経過した日、1の(一)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行うおとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年六月十五日

法務委員長 平口 洋

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他の本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在

り方について検討すること。

二 性的マイノリティを含む様々な立場にある者が遺言の内容について事前に相談できる仕組みを構築するとともに、遺言の積極的活用により、遺言者の意思を尊重した遺産の分配が可能となるよう、遺言制度の周知に努めること。

三 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の実効性を確保するため、遺言者の死亡届が提出された後、遺言書の存在が相続人、受遺者等に通知される仕組みを可及的速やかに構築すること。

四 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の信頼を得るため、遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の適正な業務の遂行を担保する措置を講ずるよう検討すること。

法務局における遺言書の保管等に関する法律案

右国会に提出する。

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務局における遺言書の保管等に関する法律

律

(趣旨)

第一条 この法律は、法務局(法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。次条第一項において同じ。)における遺言書(民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百六十八条の自筆証書によつてした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。)の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。

(遺言書保管所)

第二条 遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(遺言書保管官)

第三条 遺言書保管所における事務は、遺言書保管官(遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。)が取り扱う。

(遺言書の保管の申請)

第四条 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができる。

2 前項の遺言書は、法務省令で定める様式に従つて作成した無封のものでなければならない。

3 第一項の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所(遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあっては、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所の遺言書保管官に対してしなければならない)に提出する。

4 第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を遺言書保管官に提出しなければならない。

一 遺言書に記載されている作成の年月日

二 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)

三 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所

イ 受遺者

ロ 民法第千六条第一項の規定により指定された遺言執行者

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

5 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 遺言者が第一項の申請をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。

(遺言書保管官による本人確認)

第五条 遺言書保管官は、前条第一項の申請があつた場合において、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

(遺言書の保管等)

第六条 遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行う。

2 遺言者は、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所(第四項及び第八条において「特定遺言書保管所」という。)の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができる。

3 前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書を法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

4 遺言者が第二項の請求をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 遺言書保管官は、第一項の規定による遺言書の保管をする場合において、遺言者の死亡の日(遺言者の生死が明らかでない場合にあっては、これに相当する日として政令で定める日)

から相続に関する紛争を防止する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができる。

(遺言書に係る情報の管理)

第七條 遺言書保管官は、前条第一項の規定により保管する遺言書について、次項に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならない。

2 遺言書に係る情報の管理は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製する遺言書保管ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 遺言書の画像情報

二 第四条第四項第一号から第三号までに掲げる事項

三 遺言書の保管を開始した年月日

四 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号

3 前条第五項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第五項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替えるものとする。

(遺言書の保管の申請の撤回)

第八條 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第四条第一項の申請を撤回することができる。

2 前項の撤回をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した撤回書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

3 遺言者が第一項の撤回をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、第五条の規定を準用する。

4 遺言書保管官は、遺言者が第一項の撤回をし

たときは、遅滞なく、当該遺言者に第六条第一項の規定により保管している遺言書を返還するとともに、前条第二項の規定により管理している当該遺言書に係る情報を消去しなければならない。

(遺言書情報証明書の交付等)

第九條 次に掲げる者(以下この条において「関係相続人等」という。)は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書(その遺言者が死亡している場合に限る。)について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面(第五項及び第十二条第一項第三号において「遺言書情報証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 当該遺言書の保管を申請した遺言者の相続人(民法第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によつてその相続権を失つた者及び相続の放棄をした者を含む。以下この条において同じ。)

二 前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者又はその相続人(口)に規定する母の相続人の場合にあつては、口)に規定する胎内に在る子に限る。)

イ 第四条第四項第三号イに掲げる者

ロ 民法第七百八十一条第二項の規定により認知するものとされた子(胎内に在る子にあつては、その母)

ハ 民法第八百九十三条の規定により廃除する意思表示された推定相続人(同法第八百九十二条に規定する推定相続人をいう。以下このハにおいて同じ。)

又又は同法第八百九十四条第二項において準用する同法第八百九十三条の規定により廃除を取り消す意思を表示された推定相続人

二 民法第八百九十七条第一項ただし書の規定により指定された祖先の祭祀を主宰すべ

き者

ホ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十七条の五第三項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十号)第三十七条第三項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者

ヘ 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合においてその受益者となるべき者として指定された者若しくは残余財産の帰属すべき者となるべき者として指定された者又は同法第八十九条第二項の規定による受益者指定権等の行使により受益者となるべき者

ト 保険法(平成二十年法律第五十六号)第四十四条第一項又は第七十三条第一項の規定による保険金受取人の変更により保険金受取人となるべき者

チ イからトまでに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者に類するものとして政令で定める者

三 前二号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者

イ 第四条第四項第三号ロに掲げる者

ロ 民法第八百三十条第一項の財産について指定された管理業者

ハ 民法第八百三十九条第一項の規定により指定された未成年後見人又は同法第八百四十八条の規定により指定された未成年後見監督人

二 民法第九百二条第一項の規定により共同相続人の相続分を定めることを委託された第三者、同法第九百八条の規定により遺産の分割の方法を定めることを委託された第

三者又は同法第六千六条第一項の規定により遺言執行者の指定を委託された第三者

ホ 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十五条第二項の規定により同条第一項の登録について指定を受けた者又は同法第六百六条第三項の規定により同条第一項の請求について指定を受けた者

ヘ 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合においてその受託者となるべき者、信託管理人となるべき者、信託監督人となるべき者又は受益者代理人となるべき者として指定された者

ト イからヘまでに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者

2 前項の請求は、自己が関係相続人等に該当する遺言書(以下この条及び次条第一項において「関係遺言書」という。)を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができ。

3 関係相続人等は、関係遺言書を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができる。

4 第一項又は前項の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

5 遺言書保管官は、第一項の請求により遺言書情報証明書を交付し又は第三項の請求により関係遺言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第四条第四項第三号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、これらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(遺言書保管事実証明書の交付)

第十條 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第七條第二項第二号(第四條第四項第一号に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる事項を証明した書面(第十二條第一項第三号において「遺言書保管事実証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 前條第二項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。

(遺言書の検認の適用除外)

第十一條 民法第四條第一項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

(手数料)

第十二條 次の各号に掲げる者は、物価の状況のほか、当該各号に定める事務に要する実費を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 遺言書の保管の申請をする者 遺言書の保管及び遺言書に係る情報の管理に関する事務
- 二 遺言書の閲覧を請求する者 遺言書の閲覧及びそのための体制の整備に関する事務
- 三 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付を請求する者 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付及びそのための体制の整備に関する事務

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十三條 遺言書保管官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十四條 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十五條 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第十六條 遺言書保管官の処分不服がある者又は遺言書保管官の不作为に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 審査請求をするには、遺言書保管官に審査請求書を提出しなければならない。

3 遺言書保管官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 遺言書保管官は、前項に規定する場合を除き、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、監督法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二條第二項に規定する審理員に送付するものとする。

5 法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認める

ときは、遺言書保管官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

6 法務局又は地方法務局長の長は、審査請求に係る不作为に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、遺言書保管官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九條第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第 号)」

第十六條第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十條第一項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六條第四項の意見」とする。

(行政不服審査法の適用除外)

第十七條 行政不服審査法第十三條、第十五條第二項、第十八條、第二十一條、第二十五條第二項から第七項まで、第二十九條第一項から第四項まで、第三十一條、第三十七條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十七條、第四十九條第三項(審査請求に係る不作为が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。)から第五項まで及び第五十二條の規定は、前條第一項の審査請求については、適用しない。

(政令への委任)

第十八條 この法律に定めるもののほか、遺言書保管所における遺言書の保管及び情報の管理に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書については、家庭裁判所の検認を要しないこととする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設することともに、当該遺言書の検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 遺言書の保管等

- (一) 遺言者は、法務局(法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所をいう。以下同じ。)に、民法第九百六十八條に規定する自筆証書遺言に係る遺言書で無封のものの保管を申請することができるものとする。ことに、その遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の閲覧の請求又は保管申請の撤回をすることができるものとする。
- (二) (一)の申請及び請求等は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならないものとする。

2 遺言書保管事実証明書の交付

何人も、法務局に対し、次の(一)及び(二)に掲げる遺言書等について、その遺言者が死亡している場合に限り、その遺言書を保管してい

る法務局の名称等(保管されていないときは、その旨)を証明する書面(遺言書保管事実証明書)の交付を請求することができるものとする。

(一) 自己が相続人である被相続人の遺言書

(二) 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書

3 遺言書情報証明書の交付等

(一) 2の(一)及び(二)に規定する者は、当該(一)及び(二)の遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができるものとともに、遺言書に係る画像情報等を証明した書面(遺言書情報証明書)の交付を請求することができるものとする。

(二) 法務局は、(一)の閲覧をさせ又は書面を交付したときは、(一)の請求をした者を除く相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。

4 遺言書の検認の適用除外

1により保管されている遺言書については、民法第千四条第一項の遺言書の検認に係る規定は適用しないものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書の検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿 平口 洋

法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他の本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方について検討すること。

二 性的マイノリティを含む様々な立場にある者が遺言の内容について事前に相談できる仕組みを構築するとともに、遺言の積極的活用により、遺言者の意思を尊重した遺産の分配が可能となるよう、遺言制度の周知に努めること。

三 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の実効性を確保するため、遺言者の死亡届が提出された後、遺言書の存在が相続人、受遺者等に通知される仕組みを可及的速やかに構築すること。

四 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の信頼を得るため、遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の適正な業務の遂行を担保する措置を講じよう検討すること。

特定複合観光施設区域整備法案

右 国会に提出する。

平成三十年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋二

特定複合観光施設区域整備法 目次

第一章 総則(第一条―第四条)	第八章 カジノ事業に関するその他の措置(第六百六条―第六百三十三条)
第二章 特定複合観光施設区域	第三節 カジノ事業の従業者(第四百四条―第四百三十五条)
第一節 区域整備計画の認定等(第五条―第十四条)	第四章 カジノ施設供用事業(第四百二十四条―第四百三十五条)
第二節 認定設置運営事業者等の義務等(第十五条―第十九条)	第五章 認可施設土地権利者(第四百三十六条―第四百四十一条)
第三節 設置運営事業者等の監査及び会計(第二十条―第二十八条)	第六章 カジノ関連機器等製造業等
第四節 認定設置運営事業者等の監督等(第二十九条―第三十四条)	第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等(第四百四十二条―第四百五十条)
第五節 区域整備計画の認定の取消し(第三十五条―第三十六条)	第二節 型式検定等(第四百五十一条―第四百五十七条)
第六節 認定区域整備計画の実施の状況の評価等(第三十七条―第三十八条)	第三節 カジノ関連機器等製造業等の従業者(第四百五十八条)
第三章 カジノ事業及びカジノ事業者	第四節 指定試験機関(第四百五十九条―第四百七十二条)
第一節 カジノ事業の免許等	第七章 カジノ施設への入場等の制限(第四百七十三条―第四百七十五条)
第一款 カジノ事業の免許(第三十九条―第五十七条)	第八章 入場料及び認定都道府県等入場料
第二款 認可主要株主等(第五十八条―第六十四条)	第一節 入場料及び認定都道府県等入場料の賦課等(第四百七十六条―第四百八十二条)
第二節 カジノ事業者が行う業務	第二節 申告及び徴収(第四百八十三条―第四百九十一条)
第一款 総則(第六十五条―第六十七条)	第九章 国庫納付金及び認定都道府県等納付金
第二款 依存の防止のための措置及び入場規制等(第六十八条―第七十二条)	第一節 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付等(第四百九十二条―第四百九十四条)
第三款 カジノ行為業務(第七十三条―第七十五条)	第二節 申告及び徴収(第四百九十五条)
第四款 特定金融業務(第七十六条―第九十条)	第十章 カジノ事業者等の監督(第四百九十六条―第五百二十二条)
第五款 カジノ行為区画内関連業務等(第九十一条―第九十二条)	第十一章 カジノ管理委員会(第五百二十三条―第五百三十条)
第六款 カジノ事業者が行う業務に係る契約(第九十三条―第九十五条)	第十二章 雑則(第五百三十一条―第五百三十五条)
第七款 犯罪による収益の移転防止のための措置(第九十六条―第九十七条)	

第十三章 罰則(第二百三十六条—第二百五十

一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となつてゐることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十五号。以下「推進法」という。)第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に關し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もつて観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げる施設から構成される一群の施設(これらと一

体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。)であつて、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

一 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

二 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

三 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であつて、政令で定めるもの

四 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

五 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

六 前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、当該特定複合観光施設を設置し、及び運営する民間事業者(施設供用事業が行われる場合には、当該施設供用事業を行う民間事業者を含む。)により当該区域が一体的に管理されるものであつて、第九条第十一項の認定を受けた同条第一項に規定する区域整備計画(第十一條第一項の規定による変更の認定が

あつたときは、その変更後のもの。以下「認定区域整備計画」という。)に記載された区域をいう。

3 この法律において「設置運営事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 特定複合観光施設を設置し、及び運営する事業

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

4 この法律において「設置運営事業者」とは、設置運営事業を行う民間事業者をいう。

5 この法律において「施設供用事業」とは、特定複合観光施設を構成する一群の施設の整備(新設、改修又は増設をいう。)を一体的に行う業務並びに設置運営事業者との契約に基づき当該特定複合観光施設をその用途に応じて管理し及び当該設置運営事業者に専ら使用させる業務並びにこれらに附帯する業務を行う事業をいう。

6 この法律において「施設供用事業者」とは、施設供用事業を行う民間事業者をいう。

7 この法律において「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然的な事情により金銭の得喪を争う行為であつて、海外において行われてゐるこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲げる業務(以下「カジノ業務」という。)を行う事業をいう。

一 カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせることに係る業務(以下「カジノ行為業務」という。)

二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務(第三章において「特定金融業務」という。)

イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務(第三章第二節第四款において「特定資金移動業務」という。)

ロ 当該顧客の金銭を受け入れる業務(第八十四条において「特定資金受入業務」という。)

ハ 当該顧客に金銭を貸し付ける業務(第三章第二節において「特定資金貸付業務」という。)

二 金銭の両替を行う業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

9 この法律において「カジノ事業者」とは、第九条第十一項の認定(第十一條第一項の規定による変更の認定を含む。以下「区域整備計画の認定」という。)を受けた設置運営事業者(以下「認定設置運営事業者」という。)であつて、第三十九条の免許を受けてカジノ事業を行うものをいう。

10 この法律において「カジノ施設」とは、特定複合観光施設区域に設置する施設であつて、カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための次に掲げる区画により構成されるものをいう。

一 主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画(以下「カジノ行為区画」という。)

二 第七十條第一項の確認(次号において「本人確認」という。)をするための区画(第三章において「本人確認区画」という。)

三 カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確

認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画

11 この法律において「カジノ行為区画内関連業務」とは、顧客の利便性の向上を図るためカジノ行為区画において顧客に対して行う次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。

一 設備を設けて飲食物の提供をする業務であつて、次のイ又はロのいずれにも該当しないもの

イ 顧客の接待(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。第九十一条第九項において「風俗営業適正化法」という。))第二条第三項に規定する接待をいうを伴うもの

ロ 他から見通すことが困難であつて、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて行うもの

二 歌謡ショーその他の興行をする業務(顧客がカジノ行為を行いつつ鑑賞することができるとは前号に掲げる業務に伴つて行われるものに限る。)であつて、同号イ又はロのいずれにも該当しないもの

三 物品の給付をする業務(第一号に掲げる業務を除く。)

12 この法律において「認可主要株主等」とは、会社(当該会社が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第四十条第一項第七号において同じ。))の子会社(持株会社がその総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる)を行使することにより議決権を有するものとみな

される株式についての議決権を含む。以下同じ。))の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、持株会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該持株会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該持株会社の子会社とみなす。第四十条第一項第七号において同じ。)であるときは、当該持株会社を含む。の主要株主等基準値(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準値をいう。以下同じ。))以上の数の議決権又は株式若しくは持分(以下「議決権等」という。))の保有者(他人(仮設人を含む。))の名義をもつて保有する者を含み、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとしてカジノ管理委員会規則で定める法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、これを当該法人でない社団又は財団の名義をもつて保有される議決権等の保有者とみなす。以下同じ。))であつて、第五十八条第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第三十一条及び第六百六十四条において準用する場合を含む。))の認可を受けているもの又は第五十八条第一項(第三十一条及び第六百六十四条において準用する場合を含む。))の認可を受けて設立されるものをいう。この場合において、持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する議決権等(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該持株会社若しくは当該議決権等の保有者に指図を行うことができるものに限り。))その他カジノ管理委員会規則で定める議決権等を含まないものとし、信託財産である議決権等で、当該持株会社又は当該議決権等の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができる

きるもの(カジノ管理委員会規則で定める議決権等を除く。))及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるときは、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなす。

一 議決権 総株主又は総出資者の議決権の百分の五

二 株式又は持分 発行済株式(当該会社の有する自己の株式を除く。))又は出資の総数又は総額の百分の五

13 この法律において「カジノ行為関連景品類」とは、次に掲げるものをいう。

一 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益

二 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者その他の事業者が商品の販売、役務の提供その他の取引に付随して相手方に提供する金銭その他の経済上の利益であつて、第七十三条第六項に規定するチップと交換することができるもの(前号に掲げるものを除く。)

14 この法律において「カジノ施設供用事業」とは、カジノ事業者との契約に基づきカジノ施設をその用途に応じて管理し及び当該カジノ事業者に専ら使用させる業務並びにこれに附帯する業務(以下「カジノ施設供用業務」という。)を行う事業をいう。

15 この法律において「カジノ施設供用事業者」とは、区域整備計画の認定を受けた施設供用事業者(以下「認定施設供用事業者」という。))であつて、第二百二十四条の免許を受けてカジノ施設供用事業を行うものをいう。

は、区域整備計画の認定を受けた施設供用事業者(以下「認定施設供用事業者」という。))であつて、第二百二十四条の免許を受けてカジノ施設供用事業を行うものをいう。

16 この法律において「認可施設土地権利者」とは、特定複合観光施設区域の土地に関する所有権若しくは地上権その他カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(第四十条第一項第十一号及び第五章において「施設土地に関する権利」という。))を保有する者(国、地方公共団体及び第十条第二項に規定する認定設置運営事業者等を除く。以下「施設土地権利者」という。))であつて、第三百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けているもの又は同条第一項の認可を受けて設立されるものをいう。

17 この法律において「カジノ関連機器等」とは、専らカジノ行為業務において使用されるように設計された機器等(機器若しくは用具又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項第二号において同じ。))若しくはこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。))であつて、カジノ行為の結果、当該結果に基づく金銭の支払若しくはカジノ行為業務に関する会計事務又はこれらを監視する業務に関連するものとしてその種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。

18 この法律において「電磁的カジノ関連機器等」とは、カジノ関連機器等のうち、次に掲げるものをいう。

一 電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法を利用した機器又は用具

二 プログラム又はこれを記録した記録媒体

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号
特定複合観光施設区域整備法案及び同報告書

19 この法律において「非電磁的カジノ関連機器等」とは、電磁的カジノ関連機器等以外のカジノ関連機器等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、推進法第三条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のつとめ、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策(特定複合観光施設区域の周辺の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含む。次条及び次章第一節において同じ。)を策定し、及び実施することともに、犯罪の発生予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 特定複合観光施設区域の整備に関する地方公共団体は、基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 特定複合観光施設区域

第一節 区域整備計画の認定等

(基本方針)

第五条 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項

三 設置運営事業等(設置運営事業又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業及び施設供用事業をいう。以下この章において同じ。)及び設置運営事業者等(設置運営事業者又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業者及び施設供用事業者をいう。以下この節において同じ。)に関する基本的な事項

四 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策に関する基本的な事項

六 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経なければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施方針)

第六条 都道府県等(都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五

十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。)、当該指定都市の区域に特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の全部を包含するものに限り)をいう。以下この節において同じ。)

は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、第八条第一項の規定による選定に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針(以下この節において「実施方針」という。)を定めなければならない。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

二 当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

三 当該特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項

四 設置運営事業等を行うおとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

五 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

六 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

七 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

3 前項第五号から第七号までに掲げる事項には、都道府県等が実施する施策及び措置に係るもの(特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県公安委員会(以下こ

の章において「公安委員会」という。)が実施する施策及び措置に係るものを含む。)を記載するほか、必要に応じ、立地市町村等(当該都道府県等が都道府県であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区を、当該都道府県等が指定都市であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む都道府県をいう。以下この章において同じ。)が実施する施策及び措置に係るもの(公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを除く。)を記載することができる。

4 都道府県等は、実施方針を定めようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

5 都道府県等は、実施方針に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。この場合において、第二号に定める者の同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項(前号に掲げるものを除く。) 立地市町村等

6 都道府県等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(実施方針の策定の提案)

第七条 設置運営事業等を行うおとする民間事業者(当該民間事業者がまだ設立されていないと

きは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者。次項において同じ。は、都道府県等に対し、実施方針を定めることを提案することができ、この場合において、当該民間事業者は、特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模、特定複合観光施設を構成する施設の種類の、機能及び規模並びに当該設置運営事業等の概要及びその実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項を記載した書類その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の都道府県等は、同項の規定による提案を踏まえた実施方針を定める必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした民間事業者者に通知しなければならない。

(民間事業者者の選定)

第八条 都道府県等は、実施方針に即して、次条第一項の規定により同項に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者者を公募の方法により選定するものとする。

2 都道府県等は、前項の規定による選定をしようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

(区域整備計画の認定)

第九条 都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者者共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下「区域整備計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。この場合において、当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者者を設立しようとする者と区域整備

備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請するものとする。

2 区域整備計画には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 区域整備計画の意義及び目標に関する事項

二 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

三 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 特定複合観光施設を構成する施設の種類の、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画(以下この章において「事業基本計画」という。)

五 前各号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

七 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

八 区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項

九 第七十九条第一項に規定する認定都道府県等入場料納入金の使途に関する事項

十 第九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の使途(当該認定都道府県等納付金を立地市町村等その他の関係地方公共団体に交付する場合においては、その条件を含む。)に関

する事項

3 前項第五号から第七号までに掲げる事項には、都道府県等が実施する施策及び措置に係るもの(公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを含む。)を記載するほか、必要に応じ、立地市町村等が実施する施策及び措置に係るもの(公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを除く。)を記載することができる。

4 事業基本計画は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者者が作成する案に基づいて作成するものとする。

5 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

6 都道府県等は、区域整備計画に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。この場合において、第二号に定める者の同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項(前号に掲げるものを除く。) 立地市町村等

7 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 都道府県等は、第一項の規定による申請をしようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

9 前項の場合において、当該都道府県等が都道

府県であるときは、当該都道府県は、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

10 第一項の規定による申請は、基本方針の公表後の政令で定める期間内にしなければならない。

11 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その区域整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 基本方針に適合するものであること。

二 国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、特定複合観光施設区域の整備を推進することが適切と認められる地域であること。

三 事業基本計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであること。

ロ 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者等が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものであること。

ハ 設置運営事業者等が会社法に規定する会社であつて、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものとされていること。

二 設置運営事業者が特定複合観光施設を所有するものとされていること(施設供用事

業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設を設置運営事業者が使用するものとされていること。)

ホ 設置運営事業者等がカジノ施設を設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずると認められるものであること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、設置運営事業者等が円滑かつ確実に行われると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置が適切に実施されると認められるものであること。

五 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ることにより、観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。

六 カジノ施設の設定及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が実施されると認められるものであること。

七 その認定をすることによって、認定区域整備計画の数が増えることとならないこと。

12 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得るとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならない。

13 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の適正な整備を確保するため必要があると認めるときは、第十一項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

14 国土交通大臣は、第十一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を公示しなければならぬ。前項の規定により新たに条件を付し、又は変更したときも、同様とする。

(認定の有効期間等)

第十条 区域整備計画の認定の有効期間は、前条第十一項の認定の日から起算して十年とする。

2 区域整備計画の認定を受けた都道府県等(以下「認定都道府県等」という。)は、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等(以下「認定設置運営事業者等」という。)と共同して、区域整備計画の認定の更新を受けることができる。

3 前項の更新を受けようとする認定都道府県等は、認定設置運営事業者等と共同して、区域整備計画の認定の有効期間の満了の日の六月前日から三月前までの期間内に、国土交通大臣に申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に当該申請をすることができないときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期間内に申請をしなければならない。

4 前条第五項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定は、第二項の更新について準用する。

5 第三項の申請があった場合において、区域整備計画の認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の区域整備計画の認定は、その有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 第二項の更新がされたときは、区域整備計画の認定の有効期間は、従前の区域整備計画の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年とする。

(認定区域整備計画の変更)

第十一条 認定都道府県等は、設置運営事業者又は施設供用事業者の内容の変更又は譲渡、認定設置運営事業者又は認定施設供用事業者の合併又は分割その他の事由により認定区域整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)

をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、認定設置運営事業者等(設置運営事業者又は施設供用事業者の譲渡により認定区域整備計画の変更をしようとするときは、当該事業を譲り受けようとする者を含む。)と共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 認定都道府県等は、前項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、認定設置運営事業者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、認定都道府県等は、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第九条第五項から第九項までの規定は認定都道府県等が認定区域整備計画を変更しようとする場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は認定区域整備計画の変更の認定について、それぞれ準用する。

4 第一項の規定による変更の認定を受けた認定区域整備計画に基づく設置運営事業者若しくは施設供用事業者の譲渡又は認定設置運営事業者若しくは認定施設供用事業者たる会社の合併若しくは分割があつたときは、設置運営事業者若しくは施設供用事業者を譲り受けた会社、合併後存続する会社、合併により設立された会社又は分割により設置運営事業者若しくは施設供用事業を承継した会社は、認定設置運営事業者又は認定施設供用事業者の地位を承継する。

(協議会)

第十二条 都道府県等は、実施方針の策定及び変更、設置運営事業等を行うとする民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更並びに第三十七条第二項の規定による認定区域整備計画の実施の状況の報告その他必要な事項について協議するための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 都道府県等の長

二 立地市町村等の長

三 公安委員会

四 都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者

三 協議会に議長を置き、前項第一号に掲げる者をもつて充てる。

4 都道府県等は、第八条第一項の規定により設置運営事業等を行うとする民間事業者を選定したときは、当該民間事業者を協議会の構成員として加えるものとする。

5 協議会の構成員は、当該協議会において協議が調つた事項については、当該協議の結果を尊重しなければならない。

6 国土交通大臣は、協議会の議長の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(実施協定)

第十三条 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第九条第十一項の認定の後速やかに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下この章において「実施協定」という。)を締結しなければならない。設置運営事業者若しくは施設供用事業者の譲渡又は認定設置運営事業者若しくは認定施設供用事業者たる会社の合併若しくは分割により第十一項の規定による変更の認定を受けたときも、同様とする。

一 設置運営事業等の具体的な実施体制及び実施方法に関する事項(施設供用事業が行われる場合には、施設の管理その他の事項に係る認定設置運営事業者と認定施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項を含む。)

二 設置運營業等の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

四 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

五 実施協定に違反した場合における措置に関する事項

六 実施協定の有効期間

七 前各号に掲げるもののほか、認定区域整備計画の適正な実施のために必要な事項として国土交通省令で定めるもの

2 認定都道府県等及び認定設置運營業事業者等は、実施協定を締結しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 認定都道府県等及び認定設置運營業事業者等は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得なければならない。

5 認定都道府県等は、実施協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該実施協定の概要を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(認定都道府県等の指示等)

第十四条 認定都道府県等は、認定区域整備計画の適正な実施及び前条第二項の認可を受けた実施協定の確実な履行のため、認定設置運營業事業者等に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必

要な指示をすることができる。

第二節 認定設置運營業事業者等の義務等

(認定設置運營業事業者等の事業実施義務等)

第十五条 認定設置運營業事業者等は、認定区域整備計画及び第十三条第二項の認可を受けた実施協定に従い、設置運營業等を行わなければならない。

2 認定設置運營業事業者等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び認定都道府県等が実施する施策に協力しなければならない。

3 認定設置運營業事業者等は、カジノ事業の収益の活用にあつては、カジノ事業が特定複合観光施設区域の整備の推進のため特別に認められるものであることに鑑み、第三十七条第一項の規定による評価の結果に基づき、当該収益を特定複合観光施設の整備その他設置運營業事業者等の事業内容の向上及び認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならない。

(事業計画)

第十六条 認定設置運營業事業者等は、カジノ事業の収益を活用して設置運營業等を円滑かつ確実に行うため、毎事業年度の開始前に、事業基本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画(以下この条及び第三十七条において「事業計画」という。)を作成し、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 認定設置運營業事業者等の第九条第十一項の認定後最初の事業年度の事業計画については、前項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「第九条第十一項の認定後遅滞なく」とする。

3 認定設置運營業事業者等は、第一項の規定による届出をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による事業計画の届出があつたときは、速やかに関係行政機関の長に通知しなければならない。

(特定複合観光施設の営業の開始)

第十七条 認定設置運營業事業者は、特定複合観光施設の営業を開始しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その開始の時期を、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 認定設置運營業事業者は、特定複合観光施設のうちカジノ施設の営業を先行して開始してはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による開始の届出があつたときは、速やかに関係行政機関の長に通知しなければならない。

(設置運營業等以外の事業の兼営の禁止)

第十八条 認定設置運營業事業者は、設置運營業以外の事業を営んではならない。

2 認定施設供用事業者は、施設供用事業以外の事業を営んではならない。

(設置運營業等の廃止)

第十九条 認定設置運營業事業者等は、設置運營業等を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び廃止の時期その他国土交通省令で定める事項を明らかにして、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第五項の規定は認定都道府県等が前項の同意をしようとする場合について、同条第十二項及び第十四項前段の規定は前項の承認について、それぞれ準用する。

等が第一項の承認を受け、設置運營業等を廃止したときは、その効力を失う。

第三節 設置運營業等の監査及び会計(監査人の設置)

第二十条 認定設置運營業事業者等は、監査人を置かなければならない。

2 前項の監査人は、認定設置運營業事業者等が選定する。

3 前二項の規定は、当該認定設置運營業事業者等に、会社法の規定により、監査役(その監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の監査役を除く。第二十七条第一項、第二十八条第六項及び第二百五十九条第五項第一号イにおいて同じ。)、監査等委員会又は監査委員会が置かれるときは、適用しない。

(認定設置運營業事業者等と監査人との関係)

第二十一条 認定設置運營業事業者等と監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(監査人の資格等)

第二十二条 会社法第三百三十一条第一項各号に掲げる者は、監査人となることができる。

2 監査人は、認定設置運營業事業者等の業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は使用人を兼ねることができる。)

(監査人の職務及び権限)

第二十三条 監査人は、認定設置運營業事業者等が行う設置運營業等を監査する。この場合において、監査人は、国土交通省令(当該認定設置運營業事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会規則・国土交通省令。第二十五条第二項及び第二十八条において同じ。)で定めるところにより、

監査報告を作成し、認定設置運営事業者等によるその内容を通知しなければならない。

2 監査人は、いつでも、認定設置運営事業者等及びその役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等(法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。))に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)、代理人、使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)(監査人を除く。))に対して設置運営事業者等の報告を求め、又は設置運営事業者等若しくは当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査することができる。

(監査人の報告義務)

第二十四条 監査人は、設置運営事業者等において認定設置運営事業者等が不正の行為をし若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該認定設置運営事業者等に報告しなければならない。

(監査人による認定設置運営事業者等の行為の差止め)

第二十五条 監査人は、設置運営事業者等において認定設置運営事業者等が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて設置

運営事業者等の健全な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、当該認定設置運営事業者等に対し、当該行為をやめることを請求しなければならない。

2 前項の規定による請求をした監査人は、遅滞なく、その旨その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣、当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会及び国土交通大臣、第二十八条第四項、第七項、第八項、第十項、第十一項及び第十八項において同じ。)に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告をした監査人は、当該認定設置運営事業者等及び認定都道府県等に対し、当該報告をした旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求がされた場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の認定設置運営事業者等に対し当該行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第二十六条 監査人がその職務の執行について認定設置運営事業者等に対して次に掲げる請求をしたときは、当該認定設置運営事業者等は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査人の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にないときは、相当の担保の提供)の請求

(会社法の規定により選任された監査役等についての本法の適用関係)

第二十七条 認定設置運営事業者等に監査役が置

かれるときは、第二十三条から前条までの規定の適用については、これを監査人とみなす。

2 認定設置運営事業者等に監査等委員会又は監査委員会が置かれるときは、第二十三条第一項の規定の適用については当該監査等委員会又は当該監査委員会を監査人と、同条第二項の規定の適用については当該監査等委員会が選定する監査委員を監査人と、前三条の規定の適用については当該監査等委員会の監査等委員又は当該監査委員会の監査委員を監査人とみなす。

(認定設置運営事業者等が行う業務の会計)

第二十八条 認定設置運営事業者等は、設置運営事業者等について、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表で国土交通省令で定めるもの(第八項において「財務諸表」という。)の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、カジノ業務、カジノ行為区画内関連業務及び第二条第一項各号に掲げる施設ごとの業務並びにそれら以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

3 認定施設供用事業者は、国土交通省令で定めるところにより、カジノ施設供用業務及び第二条第一項各号に掲げる施設ごとの業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

4 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書(以下この条において「財務報告書」という。)を、認定都道府県等の同意を得て、当該事業年度経過後三月以内(やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、国土交通省令

で定めるところによりあらかじめ国土交通大臣の承認を受けた期間内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 経理の状況
二 業務の内容に関する重要な事項(前号に掲げる事項を除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項

5 財務報告書には、定款その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

6 認定設置運営事業者等は、第四項の規定により財務報告書を提出するときは、国土交通省令で定めるところにより、監査人の監査を受けなければならない。この場合において、認定設置運営事業者等に監査役、監査等委員会又は監査委員会が置かれるときは、これらを監査人とみなす。

7 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、財務報告書の記載内容が国土交通省令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書(以下この条において「確認書」という。)を、当該財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。

8 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める体制について、国土交通省令で定めるところにより評価を行った報告書(以下この条において「財務報告に係る内部統制報告書」という。)を、財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。

9 財務報告に係る内部統制報告書には、前項の

国土交通省令で定める体制に関する事項を記載した書類その他の書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

10 認定設置運営事業者等は、第四項、第五項及び第七項から前項までの規定により提出した財務報告書及びその添付書類、確認書又は財務報告に係る内部統制報告書及びその添付書類(以下この項において「財務報告書等」という。)に記載すべき重要な事項の変更その他財務報告書等の内容を訂正する必要があるものとして国土交通省令で定める事由があるときは、その内容を訂正した財務報告書等を、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、認定設置運営事業者等が当該財務報告書等のうちに訂正を必要とするものがあると認めたときも、同様とする。

11 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(国土交通省令で定める期間を除く。)ごとに、第四項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した報告書(以下この条において「四半期報告書」という。)を、認定都道府県等の同意を得て、当該各期間経過後四十五日以内の国土交通省令で定める期間内(やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、国土交通省令で定めるところによりあらかじめ国土交通大臣の承認を受けた期間内に、国土交通大臣に提出しなければならない)。

12 第六項及び第七項の規定は前項の規定により提出する四半期報告書について、第十項の規定は前項の規定により提出した四半期報告書及びこの項において準用する第七項の規定により提出した確認書について、それぞれ準用する。

13 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を公告しなければならない。

一 財務報告書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)及びその添付書類
二 確認書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)
三 財務報告に係る内部統制報告書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)
四 四半期報告書(前項において準用する第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)
五 前項において準用する第七項の規定により提出した確認書(前項において準用する第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)

14 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる書類の内容容である情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が継続して提供を受けることができる状態に置く措置を講ずることができる。この場合においては、同項の規定による公告をしたものとみなす。

15 認定設置運営事業者等が第四項、第十項(第十二項において準用する場合を含む。)及び第十一項の規定により提出する財務報告書及び四半期報告書には、当該認定設置運営事業者等と特別の利害関係(公認会計士(公認会計士法、昭和二十三年法律第三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人が当該認定設置運営事業者等との間に有する同法第二十四条から第二十四条の三まで(これらの規定を同法第十六条の二第六項に

において準用する場合を含む。)、第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二に規定する関係及び公認会計士又は監査法人が認定設置運営事業者等に対し株主若しくは出資者として有する関係又は認定設置運営事業者等の事業若しくは財産管理に關して有する関係で、財務の適正性の確保のために認めることが相当でない利害関係として国土交通省令で定めるものをいう。の)ない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。認定設置運営事業者等が第八項の規定により提出する財務報告に係る内部統制報告書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)についても、同様とする。

16 前項の監査証明は、国土交通省令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

17 公認会計士又は監査法人は、第十五項前段の監査証明を行うに当たつて、認定設置運営事業者等が行う業務における法令に違反する事実その他の財務の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を講ずべき旨を、遅滞なく、当該認定設置運営事業者等に書面で通知しなければならない。

18 前項の規定による通知をした公認会計士又は監査法人は、当該通知をした日から起算して国土交通省令で定める期間が経過した日後なお次の各号に掲げる事項のいずれにも該当すると認める場合において、第一号に規定する著しい支障を防止するため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事項に關する意見を国土交通大臣に申し出なければならない。

ならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、国土交通大臣に申出をする旨を当該認定設置運営事業者等及び認定都道府県等に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、認定設置運営事業者等の財務の適正性の確保に重大な影響を及ぼし、設置運営事業者等の健全な運営に著しい支障が生ずるおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた認定設置運営事業者等が、同項の適切な措置を講じないこと。

19 前項の規定による申出をした公認会計士又は監査法人は、当該認定設置運営事業者等及び認定都道府県等に対し、当該申出をした旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

20 国土交通大臣は、第十三項各号に掲げる書類の提出があつたときは、速やかに、その旨を關係行政機関の長に通知しなければならない。

第四節 認定設置運営事業者等の監督等(認定設置運営事業者等に対する報告の徴収等)

第二十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務又はその財産に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務若しくはその財産に關し質問させ、又は当該認定設置運営事業者等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定による質問又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による質問及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、認定設置運営事業者等に対し設置運営事業等の実施の状況を報告することを求めるよう申し出ることができる。

(認定設置運営事業者等に対する指示等)

第三十条 国土交通大臣は、設置運営事業等の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定設置運営事業者等に対し、その実施に関し必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 国土交通大臣は、認定設置運営事業者等が前項の指示に違反したときは、当該認定設置運営事業者等に対し、期限を付して、設置運営事業等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 関係行政機関の長は、設置運営事業等の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、認定設置運営事業者等に対し必要な措置を講ずべきことを指示するよう申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定設置運営事業者等に対する指示等の通知)
第三十一条 国土交通大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、カジノ管理委員会及び認定都道府県等に当該処分内容及び理由を通知しなければならない。

(認定都道府県等に対する報告の徴収)
第三十二条 国土交通大臣は、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、

認定都道府県等に対し認定区域整備計画に記載された第九条第二項第五号から第七号までの施策及び措置の実施の状況を報告することを求めるよう申し出ることができる。

(認定都道府県等に対する措置の要求)

第三十三条 国土交通大臣は、認定区域整備計画の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定都道府県等に対し、その実施に関し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定区域整備計画に記載された第九条第二項第五号から第七号までの施策及び措置の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、認定都道府県等に対しその実施に関し必要な措置を講ずることを求めるよう申し出ることができる。

(認定都道府県等に対する指示等)

第三十四条 国土交通大臣は、認定都道府県等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について必要な措置を講じていないと認められるときその他の認定区域整備計画の的確な実施のため特に必要があると認められるときは、認定都道府県等に対し、必要な指示をすることができる。

2 関係行政機関の長は、認定区域整備計画の実施に関し、認定都道府県等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について必要な措置を講じていないと認められるときは、国土交通大臣に対し、認定都道府県等に対し必要な指示をするよう申し出ることができる。

第五節 区域整備計画の認定の取消し
(認定の取消し)

第三十五条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができる。

一 認定区域整備計画が第九条第十一項各号に

掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 公益上必要があるものとして認定都道府県等から区域整備計画の認定の取消しの申請があったとき。

三 認定設置運営事業者等が第三十条第一項又は第二項の規定による処分違反したとき。

四 認定都道府県等が前条第一項の指示に違反したとき。

2 関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、前項の規定による取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第九条第十二項及び第十四項前段の規定は、第一項の規定による取消しについて準用する。

(認定の取消しの通知)

第三十六条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により区域整備計画の認定を取り消したときは、直ちに、カジノ管理委員会にその旨を通知しなければならない。

第六節 認定区域整備計画の実施の状況の評価等
(認定区域整備計画の実施の状況の評価)

第三十七条 国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画(事業計画を含む。以下この条において同じ。)の実施の状況について、評価を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができる。この場合において、認定都道府県等は、認定区域整備計画のうち事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告するものとする。

3 認定都道府県等は、前項の規定により認定区域整備計画の実施の状況について報告しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の評価を行おうとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、認定都道府県等に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第一項の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならない。

(関係行政機関の協力)
第三十八条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三章 カジノ事業及びカジノ事業者
第一節 カジノ事業の免許等
第一款 カジノ事業の免許
(免許等)

第三十九条 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区域で行う当該カジノ行為(第三十条第二項の規定による設置運営事業の停止の命令若しくは第二百四条第一項若しくは第二項の

規定によるカジノ事業の停止の命令又は第二百六条第八項の規定に違反して行われたものを除く。については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条及び第百八十六条の規定は、適用しない。

(免許の申請)

第四十条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為の位置
- 三 行おうとするカジノ行為の種類及び方法
- 四 カジノ施設の構造及び設備の概要
- 五 使用しようとするカジノ関連機器等の種類その他カジノ関連機器等に関しカジノ管理委員会規則で定める事項
- 六 申請者の役員の氏名又は名称及び住所
- 七 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- 八 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項
- 九 カジノ行為が区内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項
- 十 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の氏名又は名称及び住所並びに当該施設土地権利者が法人であるときは、そ

の代表者の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

十一 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の土地の所在及び面積並びに施設土地に関する権利の種別及び内容

十二 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画(次条において「申請認定区域整備計画」という。)に記載された認定設置運営事業者であることを示す書面

二 当該申請に係る特定複合観光施設の名称及び所在地並びにその概要を記載した書類

三 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 定款及び登記事項証明書

五 第五十三条第一項の業務方法書

六 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款

七 第五十五条第一項の依存防止規程

八 第五十六条第一項の犯罪収益移転防止規程

九 貸借対照表

十 収支の見込みを記載した書類

十一 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

十二 当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者があるときは、当該申請に係るカジノ施設の使用の権限、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に関し当該認定施設供用事業者との合意内容を示す書面

十三 当該申請に係る特定複合観光施設区域の

施設土地権利者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

十四 当該申請に係る特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書

十五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

3 前条の免許の申請は、当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者がある場合には、当該特定複合観光施設に係る第二百二十四条の免許の申請と同時にしなければならない。

(免許の基準等)

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。))及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者(営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

六 申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること。

七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区域のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。

八 カジノ施設の構造及び設備がカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

九 使用しようとする電磁的カジノ関連機器等が、第百五十一条第一項又は第二項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等であること。

十 使用しようとする非電磁的カジノ関連機器等が、第百五十六条第一項の表示が付され、かつ、カジノ管理委員会規則で定める技術上の基準(第七十四条第一項及び第百五十四条第一項第一号において「技術基準」という。)に適合すること。

十一 定款及び第五十三条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。

十二 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。

号。以下「暴力団対策法」という。第四十六号から第四十九号まで、第五十号(第一号に係る部分に限る。若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 (7) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (8) 暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員(以下この(8)において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者 (9) 心身の故障によりカジノ事業を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの 口 法人であるときは、前号口からへまでに掲げる者のいずれかに該当する者 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに前号イ(9)を除く。又は口に掲げる者のいずれかに該当する者があること。 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者のうちに第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。 五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者のうちに第三百三十八条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。 3 カジノ管理委員会は、第一項各号に掲げる基準に照らし必要があるときは、第三十九条の免許に条件を付し、及びこれを変更する	ことが出来る。 4 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許については、その申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者がある場合には、当該特定複合観光施設に係る第二百二十四条の免許を与えるときでなければ、これを与えてはならない。 (免許状等) 第四十二条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した免許状を交付しなければならない。 2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えないときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。 3 免許状の交付又は書換えを受けた者は、当該免許状を亡失し、又は当該免許状が滅失したときは、速やかにその旨をカジノ管理委員会に届け出て、免許状の再交付を受けなければならない。 (免許の有効期間等) 第四十三条 第三十九条の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ事業を行おうとするカジノ事業者は、当該免許の更新を受けなければならない。 3 前項の更新を受けようとするカジノ事業者は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。	4 第四十条(第一項第十一号並びに第二項第十一号及び第十三号を除く。)、第四十一条(第一項第四号、第五号及び第七号から第十号まで、第二項第一号イ及び第二号イ(1)並びに第三項を除く。及び前条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、第四十条第三項及び第四十一条第四項中「第二百二十四条の免許」とあるのは「第二百二十七条第二項の更新」と、同条第二項第四号中「第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可主要株主等でない」と、同項第五号中「第三百三十八条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替えるものとする。 5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 6 第二項の更新がされたときは、当該免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。 (完成検査等) 第四十四条 カジノ事業者は、第三十九条の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設及び使用しようとするカジノ関連機器等について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。 2 前項の検査の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、当該カジノ施設に係る第二百二十八条第一項の検査の申請と同時にしなければならない。 3 カジノ管理委員会は、第一項の検査の結果、当該カジノ施設及び使用しようとするカジノ関連機器等が第四十一条第一項第七号から第十号までに掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。 4 カジノ管理委員会は、第一項の検査については、第二項に規定する場合に、その申請に係るカジノ施設を第二百二十八条第一項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。 5 カジノ事業者は、第三十九条の免許に係るカジノ施設について、第一項の検査に合格した後でなければ、その営業を開始してはならない。 6 カジノ事業者は、カジノ施設の営業を開始したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。 (会社の合併) 第四十五条 カジノ事業者たる会社がその合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該合併後存続し、又は当該合併により設立された会社は、そのカジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。 2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。及び第二項(第五号を除く。))の規定は、前項の承認について準用する。 3 第一項の場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立された会社は、当該合併後遅滞なく、当該合併により消滅した会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。 (会社の分割) 第四十六条 カジノ事業者たる会社が分割によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめ当該分割についてカジノ管理委員会
--	--	---

規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該分割によりカジノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。	一 カジノ施設のカジノ行為区画の位置 二 カジノ行為の種類又は方法 三 カジノ施設の構造若しくは設備(当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、専らカジノ施設供用事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。)又はこれらの管理方法	をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。	(免許の取消し) 第四十九条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第三十九条の免許を取り消すことができる。 一 偽りその他不正の手段により第三十九条の免許、第四十三条第二項の更新又は第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは前条第一項の承認を受けたこと。 二 第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。 三 第四十一条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当していること。 四 正当な事由がないのに、第四十四条第三項の規定による合格の日から起算して六月以内にカジノ行為業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為業務を休止し、現にカジノ行為業務を行っていないこと。 (免許の失効) 第五十条 カジノ事業者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。 一 第三十五条第一項の規定により区域整備計画の認定が取り消されたとき。 二 カジノ施設供用事業者がある場合において、第二百二十四条の免許が取り消され、又は失効したとき。 (免許状の返納) 第五十一条 免許状の交付又は書換えを受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、免許状(第四号にあつては、発見し、又は回復した免許状)をカジノ管理委員会に返納しなければならない。 一 カジノ事業を廃止し、又は譲渡したとき
2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。 3 第一項の場合において、当該分割によりカジノ事業を承継した会社は、当該分割後遅滞なく、当該分割をした会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。 (カジノ事業の譲渡) 第四十七条 カジノ事業者が譲渡によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめ当該譲渡についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該譲渡によりカジノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。	四 役員 五 特定金融業務の実施の有無又は特定金融業務の種類若しくは内容その他特定金融業務に関するカジノ管理委員会規則で定める事項 2 前項の承認(同項第一号及び第三号に掲げる事項の承認に限る。第四項、第七項、第十一項及び第十二項において同じ。)の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合において、当該申請に係る変更と同時に当該カジノ施設供用事業者が当該カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の変更をしようとするときは、第三百三十九条第一項の承認(同項第一号又は第二号に掲げる事項の承認に限る。第四項において同じ。)の申請と同時にしなければならない。	6 カジノ事業者は、第一項の承認を受けた事項又は前項の規定による届出に係る事項が免許状の記載事項に該当するときは、遅滞なく、その書換えを受けなければならない。 7 カジノ事業者は、第一項の承認を受けたカジノ施設の構造又は設備の変更に係る工事を完成したときは、遅滞なく、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。 8 前項の検査の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、当該カジノ施設に係る第二百二十九条第五項の検査の申請と同時にしなければならない。	11 カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設(当該変更に係る部分に限る。次項において同じ。)について、第七項の検査に合格した後でなければ、これをカジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務の用に供してはならない。 12 カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設の供用を開始したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。 3 第一項の場合において、当該譲渡によりカジノ事業を承継した会社は、当該譲渡後遅滞なく、当該譲渡をした会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。 (変更の承認等) 第四十八条 カジノ事業者は、次に掲げる事項の変更(第三号に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。	3 第四十一条第一項(第四号、第五号、第九号及び第十号を除く。)及び第二項(第一号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。 4 カジノ管理委員会は、第一項の承認については、第二項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設に係る第二百二十九条第一項の承認を与えるときでなければ、これを与えてはならない。 5 カジノ事業者は、第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更又はカジノ事業者の名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨	9 カジノ管理委員会は、第七項の検査の結果、当該カジノ施設が第四十一条第二項第七号及び第八号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。 10 カジノ管理委員会は、第七項の検査については、第八項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設を第二百二十九条第五項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。	二 正当な事由がないのに、第四十四条第三項の規定による合格の日から起算して六月以内にカジノ行為業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為業務を休止し、現にカジノ行為業務を行っていないこと。 (免許の失効) 第五十条 カジノ事業者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。 一 第三十五条第一項の規定により区域整備計画の認定が取り消されたとき。 二 カジノ施設供用事業者がある場合において、第二百二十四条の免許が取り消され、又は失効したとき。 (免許状の返納) 第五十一条 免許状の交付又は書換えを受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、免許状(第四号にあつては、発見し、又は回復した免許状)をカジノ管理委員会に返納しなければならない。 一 カジノ事業を廃止し、又は譲渡したとき

(第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けた場合を除く。)

二 第四十九条又は第二百四十三条第三項の規定により第三十九条の免許が取り消されたとき。

三 前条の規定により第三十九条の免許が失効したとき。

四 亡失により免許状の再交付を受けた場合において、亡失した免許状を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号に掲げる場合において、免許状の返納があつたときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。

3 免許状の交付又は書換えを受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、免許状をカジノ管理委員会に返納しなければならない。

一 合併以外の事由により解散したとき 清算人又は破産管財人

二 合併により消滅したとき(当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される会社について第四十五条第一項の承認が与えられなかつたときに限る。) 合併後存続し、又は合併により設立された会社の代表者

(定款)

第五十二条 カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請が定款に係る第四十一条第一項第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(業務方法書)

第五十三条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号

特定複合観光施設区域整備法案及び同報告書

一 カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方法に関する事項(賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。)、顧客に対する情報提供の方法に関する事項、カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項、顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項並びに広告及び勧誘に関する事項

二 第七十条第一項の確認に関する事項

三 第一百零一条第一項の措置に関する事項

四 第一百零一条第一項の措置に関する事項

五 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項

六 カジノ行為が区内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項

七 カジノ事業者が行う業務(カジノ業務及びカジノ行為が区内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。)の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

八 カジノ事業者が行う業務の会計に関する事項

項

九 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前条の規定は、業務方法書の変更について準用する。

(カジノ施設利用約款)

第五十四条 カジノ施設利用約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 カジノ施設の利用に関する事項(第六十八条第一項第一号及び第二号に掲げるカジノ施設の利用を制限する措置に関する事項を含む。)

二 カジノ行為の種類及び方法に関する事項

(賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。)

三 特定金融業務に関する事項

四 取引時確認(犯罪収益移転防止法第四十六条第一項に規定する取引時確認をいう。第五十六条第一項第一号において同じ。及び第百零四条各項の措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 第五十二条の規定は、カジノ施設利用約款の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

(依存防止規程)

第五十五条 依存防止規程には、第六十八条第一項及び第二項の措置に関する事項を記載しなければならない。

2 第五十二条の規定は、依存防止規程の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十三号」と読み替えるものとする。

(犯罪収益移転防止規程)

第五十六条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引時確認の的確な実施に関する事項

二 取引記録等(犯罪収益移転防止法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。)の作成及び保存に関する事項

三 疑わしい取引の届出(犯罪収益移転防止法第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出をいう。に係る判断の方法に関する事項

四 第百零三条第一項の規定による措置、第百零四条各項の措置、第百零五条の規定による表示及び第百零九条第一項の規定による届出に関する事項

事項

2 第五十二条の規定は、犯罪収益移転防止規程の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

(名義貸しの禁止)

第五十七条 カジノ事業者は、自己の名義をもつて、他の者にカジノ事業を行わせてはならない。

(認可等)

第五十八条 次に掲げる取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者又はカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等の設立をしようとする者は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

一 当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の議決権等の取得

二 前号に掲げるもののほか、合併その他のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為

2 認定設置運営事業者が第三十九条の免許を受けたときは、当該免許の申請書に記載された主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は、その免許の時に前項の認可を受けたものとみなす。

3 第一項の認可に係る取引若しくは行為又は法人等の設立によりカジノ事業者の認可主要株主等になった者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

4 第一項に規定する取引若しくは行為又は法人等の設立以外の事由によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になった者(以下この条において「特定保有者」と

いう。は、当該事由の生じた日から起算して六十日を経過する日(以下この条において「猶予期限日」という。)以内にカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定保有者が、猶予期限日後も引き続きカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者であることについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

5 特定保有者は、前項本文の措置によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項本文の措置によることなくカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときも、同様とする。

6 カジノ管理委員会は、第一項の認可を受けることなく同項に規定する取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になった者若しくはカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者として設立された法人等又は第四項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後もカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である者に対し、当該カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認可の申請)

第五十九条 前条第一項又は第四項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請者が法人等であるときは、その代表者又

は管理人の氏名

二 申請者が法人等であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所

三 当該申請に係る認可を受けて法人等が設立されるときは、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

四 主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる取引若しくは行為又は主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等を設立する行為の内容

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の定款(これに準ずるものを含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(認可の基準)

第六十条 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者(営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)が十分な社会的信用を有する者であること。

二 第五十八条第一項の認可の申請の場合において、当該認可を受けて法人等が設立されるときは、当該法人等が十分な社会的信用を有する者であること。

三 前二号に規定する者(第一号に規定する者にあつては、法人等であるものに限る。)の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 第四十一条第二項第二号イ(2)から(5)まで又は(8)に掲げる者のいずれかに該当する者

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)(若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。))に処せられ、又は当該執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ その役員の中に前号イ(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当する者がある者

(変更の承認等)

第六十一条 カジノ事業者の認可主要株主等(法人等であるものに限る。)(は、その役員の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

2 前条第一項及び第二項(第二号ハに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。

3 カジノ事業者の認可主要株主等は、氏名又は名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(認可の取消)

第六十二条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者の認可主要株主等について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第五十八条

第一項又は第四項ただし書の認可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可又は前条第一項の承認を受けたこと。

二 第六十条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。

三 第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

2 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可主要株主等であった者は、カジノ管理委員会が指定する期間内にカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第五十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により認可が取り消された場合における認可主要株主等であった者に係る前項の措置について準用する。

(認可の失効)

第六十三条 第五十八条第一項の認可について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき、又は同条第四項ただし書の認可について第二号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可を受けた日から起算して六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめカジノ管理委員会の承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る認可主要株主等がカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなつたとき。

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により認可が失効したときは、当該認可に係る認可主要株主等であった者は、遅滞なく、その旨を

カジノ管理委員会に届け出なければならない。(株主等の社会的信用確保等)

第六十四条 カジノ事業者は、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該カジノ事業者の議決権等の保有者を記載した書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

第二節 カジノ事業者が行う業務

第一款 総則

(約款に基づく契約の締結)

第六十五条 カジノ事業者は、顧客にカジノ施設を利用させるときは、カジノ施設利用約款(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十四条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)に限る。次項及び第九十四条において同じ。)に基づいて、これをしなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ施設利用約款の内容を顧客に提供しなければならない。

(カジノ施設の構造及び設備等)

第六十六条 カジノ事業者は、カジノ施設並びにその構造及び設備を、第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するように維持しなければならない。この場合において、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者があるときは、当該カジノ施設供用事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ施設供用事業者との緊密な連携の下に、これを行わなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ施設並びにその構造及び設備が第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するものでなければ、当該カジノ施設をカジノ事業の用に供してはならない。

3 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより計ったカジノ施設内の照度を、カジノ管理委員会規則で定める数値以下としてその業務を行つてはならない。

(カジノ行為粗収益の集計等)

第六十七条 カジノ事業者は、カジノ施設の営業の開始前に、カジノ行為粗収益(第九十二条第一項第一号に規定するカジノ行為粗収益をいう。以下この条において同じ。)の集計に関する業務の手順及び体制の手続を定め、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 カジノ事業者は、適正かつ確実に集計することのできる集計方法としてカジノ管理委員会規則で定める方法により、カジノ行為粗収益を集計しなければならない。

3 カジノ事業者は、カジノ行為粗収益の集計の状況について、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該カジノ事業者と第二十八条第十五項に規定する特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

4 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、これにカジノ行為粗収益の集計の状況に関する事項を記録し、これを保存しなければならない。

第二款 依存の防止のための措置及び入場規制等

(カジノ行為に対する依存の防止のための措置) 第六十八条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則

で定めるところにより、依存防止規程(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十五条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)に限る。第三項において同じ。)に従つて、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

一 入場者(カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。)又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置

二 前号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置

三 カジノ施設の利用に関する入場者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他のカジノ施設の利用に関する入場者の適切な判断を助けるための措置

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点から必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置

2 カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前項の措置の的確な実施のための従業者に對する教育訓練の実施
二 前項の措置の的確な実施のための体制の整

備(同項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。)

三 前項の措置に関する評価の実施

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

3 カジノ事業者及びその従業者は、依存防止規程を守らなければならない。

4 カジノ事業者は、第一項の措置の的確な実施に関し、第二項第二号の統括管理する者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

5 カジノ事業者は、第二項第三号の評価を行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該評価の結果をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

6 カジノ事業者は、第二十三条第一項の監査報告の内容(第一項の措置に関する部分に限る。)の通知を受けたときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(入場規制)

第六十九条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

一 二十歳未満の者

二 第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者

三 第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料(第七十六条第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。)又は認定都道府県等入場料(第七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。)を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日(次号において「入場等基準日」という。)から起算して過去七日間において第百

七十六条第一項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画(入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。)に入場した回数及び同条第三項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第五項の規定により入場料を再々賦課された回数(同号及び次条第一項において「入場等回数」という。)が既に三回に達しているもの(直近の賦課入場時(第七十六条第一項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。)、再賦課基準時(同条第二項に規定する再賦課基準時をいう。))又は再々賦課基準時(同条第四項に規定する再々賦課基準時をいう。)) (同号において「賦課入場時等」という。))からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの(直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。)

(入退場時の本人確認等)

第七十条 カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居を有する外国人であつて住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者(以下この項において「中長期在留者等」という。))以外のものにあつては、

旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。))その他の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるもの)の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。))の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項(氏名、住所等(本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等)にあつては住所を、本邦内に住居を有しない日本人にあつては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあつては国籍をいう。))、生年月日及び写真をいう。以下この条において「同じ。」及び当該入場者が前条の規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者(以下この節において「入場禁止対象者」という。))に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

一 当該確認をした日時及び当該入場者の本人特定事項(写真を除く。)

二 当該入場者が入場禁止対象者に該当するかどうかについての当該確認の結果

三 当該入場者がカジノ行為区画に入場したときは、その入場した日時及び当該カジノ行為区画から退場した日時

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 カジノ事業者は、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く。次項において同じ。))が前条第四号又は第五号に掲げる者に該当するかどう(以下この条において「入場等回数制限対象者該当性」という。))について前項の確認をするに当たっては、カジノ管理委員会規則で定める方法により、カジノ管理委員会に対し入場等回数制限対象者該当性についての照会(第五項において単に「照会」という。))をしなければならない。この場合において、カジノ管理委員会は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、直ちに、カジノ事業者に回答するものとする。

3 カジノ事業者は、入場者をカジノ行為区画に入場させたとき及び当該入場者がカジノ行為区画から退場したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、直ちに、当該入場者の本人特定事項その他のカジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

4 入場者は、第一項の確認を受けるときは、カジノ事業者に対し、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

5 カジノ事業者及びその行う入場等回数制限対象者該当性についての確認に係る業務に従事する従業者は、当該確認以外の目的のためにカジノ管理委員会に対し照会をし、又は照会に対するカジノ管理委員会の回答により得られた情報(次項において「回答情報」という。))を当該確認以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

6 カジノ事業者及びその行う入場等回数制限対象者該当性についての確認に係る業務に従事していた従業者は、当該カジノ事業者がカジノ事業者に該当しなくなった後又は当該従業者が当該業務に従事しなくなった後においては、回答情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

(入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のための措置)

第七十一条 カジノ事業者は、カジノ施設の適正な利用を確保するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ施設において入場禁止対象者を発見するために必要な措置、カジノ施設において入場禁止対象者を発見した場合においてこれをカジノ施設から退去させる措置その他入場禁止対象者によるカジノ施設の利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(入場規制等に係る規定の遵守のための措置)

第七十二条 カジノ事業者は、前三条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前三条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 前三条の規定の遵守のための行為準則の作成

三 前三条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 カジノ事業者は、前項第二号の行為準則を作成したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、カジノ管理委員会に届け出なければならない。届け出た行為準則の内容を変更したときも、同様とする。

3 第六十八条第三項の規定は第一項第二号の行為準則について、同条第四項の規定は前三条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第七十二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第三款 カジノ行為業務

(カジノ行為)

第七十三条 カジノ事業者は、入場禁止対象者及び第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者にカジノ行為を行わせてはならない。

2 カジノ事業者は、カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるときは、カジノ行為区画のうち第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分において行い、又は行わせなければならない。

3 カジノ事業者は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準に従い、カジノ行為業務を行わなければならない。

4 カジノ事業者は、カジノ行為に関し、その公正性を確保し、顧客の利益が不当に害されることのないよう、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報を提供しなければならない。

5 カジノ事業者は、カジノ行為に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げ、又はカジノ行為の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 前二号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は不当な行為

6 カジノ事業者は、顧客との間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップ(金銭の額に相当する価値を有するものとして交付又は付与(以下この節及び第九十

二条第一項第一号において「交付等」という。)をされる証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であつて、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができものをいう。以下同じ。)を使用しなければならない。

7 カジノ事業者は、顧客が当該カジノ事業者との間又は顧客相互間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップを顧客に使用させなければならない。

8 カジノ事業者は、顧客にチップの交付等をするとき、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客から、現金による支払のほか、元本の拠出があり、かつ、容易に換価することのできるものとしてカジノ管理委員会規則で定める支払手段又はカジノ行為関連景品類であつてこれと引換えにチップの交付等をするものとして顧客に提供されたもの以外の手段による支払を受けてはならない。

9 カジノ事業者は、前項の規定にかかわらず、本邦内に住居を有しない外国人である顧客がクレジットカード(それを提示し又は通知して、事業者から商品若しくは権利を購入し又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この項において「カード等」という。)であつて、当該顧客が当該カード等を提示し又は通知して事業者から商品若しくは権利を購入し又は有償で役務の提供を受けたときは、当該顧客に当該カード等を交付し、又は付与した者が当該事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該顧客からあらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎とし

てあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領するもの(次款の規定による特定資金貸付業務に係る規制を勘案してカジノ管理委員会が適当と認める条件によるものに限る。)をいう。)を提示したときは、当該クレジットカードの利用による支払を受けて、当該顧客に対し、チップの交付等を行うことができる。

10 カジノ事業者は、顧客の求めに応じ、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、チップと引換えに、当該チップの価額(当該顧客が特定資金貸付契約(顧客からカジノ行為に供しようとする金銭の貸付けに係る依頼を受け、当該顧客との間でカジノ事業者が締結する特定資金貸付業務に係る契約をいう。以下同じ。)に基づきカジノ事業者に対して債務を有する場合に、当該債務の額を控除した額)に相当する現金又は元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めものを当該顧客に交付しなければならない。

11 カジノ事業者は、前各項の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前各項の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 前各項の規定の遵守のための行為準則の作成

三 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

12 第六十八条第三項及び前条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項から第十項までの規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、

「第七十三条第一項第三号」と読み替えるものとする。	13 カジノ管理委員会があらかじめ指定するカジノ管理委員会の職員(次条において「指定職員」という。)は、カジノ事業者が第四十一条第三項の条件に違反し、第四十八条第一項の承認を受けないでカジノ行為の種類若しくは方法を変更し、又は第一項から第十項まで若しくは第百十四条の規定に違反してカジノ行為業務を行つてゐると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、当該カジノ行為業務をやめるよう命ずることができ。 (カジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等) 第七十四条 カジノ事業者は、カジノ行為業務を行うに当たっては、第百五十一条第一項若しくは第二項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等又は第百五十六条第一項の表示が付され、かつ、技術基準に適合する非電磁的カジノ関連機器等(以下この条において「適合機器等」という。)以外の機器等をカジノ関連機器等の用途に使用し、又は適合機器等をその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用してはならない。	4 カジノ事業者は、カジノ関連機器等について第二項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 5 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の管理に關し、点検及び修理の状況その他のカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。 6 何人も、適合機器等以外の機器等がカジノ関連機器等の用途に使用され、又は適合機器等がその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用されることを知りながら、カジノ事業者に対し、それぞれ適合機器等以外の機器等又は適合機器等を販売し、貸与し、又は授与してはならない。 7 指定職員は、第一項、第二項又は第四項の規定に違反して機器等が使用されていると認めるときは、カジノ事業者に対し、当該機器等の使用を継続してはならない旨を命ずることができ。 8 指定職員は、前項の規定による命令をしたときは、当該カジノ事業者に対し、当該機器等について使用の継続を禁止する旨を記載した文書を交付し、かつ、当該機器等の見やすい箇所にその旨を表示する標章を貼り付けなければならない。 9 指定職員は、前項の規定による措置をとったときは、その旨をカジノ管理委員会に報告しなければならない。 10 第八項の規定により貼り付けられた標章は、	何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該機器等につき必要な措置がとられたことについて、カジノ管理委員会規則で定める手続により、カジノ管理委員会の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。 11 第八項の規定により交付する文書及び貼付する標章の様式は、カジノ管理委員会規則で定める。 (カジノ行為業務の状況等の報告) 第七十五条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、三月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に關し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。 2 カジノ事業者は、前項に定めるもののほか、カジノ行為に關し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならない。 第四款 特定金融業務 (特定金融業務の規制) 第七十六条 カジノ事業者は、特定金融業務においては、顧客がチップの交付等を受けるための支払に充てようとする金銭、チップと引換えに交付された金銭又は特定資金貸付契約に基づくカジノ事業者に対する債務の弁済に充てようとする金銭以外の金銭を取り扱ってはならない。 2 カジノ事業者は、特定金融業務の実施に關し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 顧客に対し、虚偽のことを告げ、又は特定金融業務の内容のうち重要な事項を告げない行為 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
三 前二号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は不当な行為 四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める行為	3 カジノ事業者が第三十九条の免許を受けて行う特定金融業務については、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の規定は、適用しない。 4 カジノ事業者は、この款の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 この款の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施 二 この款の規定の遵守のための行為準則の作成 三 この款の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置 5 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定はこの款の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第七十六条第四項第三号」と読み替えるものとする。 (特定金融業務の記録) 第七十七条 カジノ事業者は、特定金融業務を行つたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。 一 当該特定金融業務に係る顧客の氏名、住所又は居所及び生年月日 二 当該特定金融業務を行つた日時 三 当該特定金融業務の種類及び内容 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項	三 前二号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は不当な行為 四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める行為 3 カジノ事業者が第三十九条の免許を受けて行う特定金融業務については、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の規定は、適用しない。 4 カジノ事業者は、この款の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 この款の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施 二 この款の規定の遵守のための行為準則の作成 三 この款の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置 5 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定はこの款の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第七十六条第四項第三号」と読み替えるものとする。 (特定金融業務の記録) 第七十七条 カジノ事業者は、特定金融業務を行つたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。 一 当該特定金融業務に係る顧客の氏名、住所又は居所及び生年月日 二 当該特定金融業務を行つた日時 三 当該特定金融業務の種類及び内容 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項	何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該機器等につき必要な措置がとられたことについて、カジノ管理委員会規則で定める手続により、カジノ管理委員会の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。 11 第八項の規定により交付する文書及び貼付する標章の様式は、カジノ管理委員会規則で定める。 (カジノ行為業務の状況等の報告) 第七十五条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、三月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に關し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。 2 カジノ事業者は、前項に定めるもののほか、カジノ行為に關し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならない。 第四款 特定金融業務 (特定金融業務の規制) 第七十六条 カジノ事業者は、特定金融業務においては、顧客がチップの交付等を受けるための支払に充てようとする金銭、チップと引換えに交付された金銭又は特定資金貸付契約に基づくカジノ事業者に対する債務の弁済に充てようとする金銭以外の金銭を取り扱ってはならない。 2 カジノ事業者は、特定金融業務の実施に關し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 顧客に対し、虚偽のことを告げ、又は特定金融業務の内容のうち重要な事項を告げない行為 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

(特定金融業務に関する報告書)

第七十八条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、一事業年度内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、特定金融業務に関する報告書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

(特定資金移動業務の規制)

第七十九条 カジノ事業者は、特定資金移動業務については、当該カジノ事業者の管理する顧客の口座及び当該顧客の指定する預貯金口座の名義がいずれも当該顧客のものでなければ、これを行ってはならない。

(特定資金移動履行保証金の供託)

第八十条 カジノ事業者は、一月を超えない範囲内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、当該期間における特定資金移動要履行保証金(各日における未達債務の額(カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務の額であつて、カジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。))と第八十二条第一項の権利の実行の手續に関する費用の額としてカジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額の合計額をいう。の最高額(次条第三項第一号において「特定資金移動要供託額」という。))以上の額に相当する額の履行保証金(以下この条において「特定資金移動履行保証金」という。))を、当該期間の末日(同号において「基準日」という。))から起算して一週間以内に、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項又は次条第二項の規定により供託する特定資金移動履行保証金は、国債証券、地方債証券その他のカジノ管理委員会規則で定める債券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。))をもってこれに充てることができる。この場合において、

て、当該債券の評価額は、カジノ管理委員会規則で定めるところによる。

(特定資金移動履行保証金保全契約等)

第八十一条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、特定資金移動履行保証金保全契約(銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める者が、特定資金移動業務を行うカジノ事業者のために、カジノ管理委員会の命令に応じて特定資金移動履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この条において同じ。))を締結したときは、当該特定資金移動履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額(当該特定資金移動履行保証金保全契約において供託されることとなつてゐる金額をいう。以下この条において同じ。))について、特定資金移動履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に対し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前条第一項又は前項の規定により供託した特定資金移動履行保証金は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

- 一 基準日における特定資金移動要供託額が、その直前の基準日に係る前条第一項又は前項の規定により供託した特定資金移動履行保証金の額と保全金額の合計額を下回るとき。
- 二 次条第一項の権利の実行の手續が終了したとき。
- 三 特定資金移動業務に関し負担する債務の履行を完了した場合としてカジノ管理委員会規則で定めるところによる。

則で定めるとき。

(特定資金移動履行保証金の還付)

第八十二条 カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者は、第八十条第一項又は前条第二項の規定により供託された特定資金移動履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときに、することができ

- 一 カジノ事業者について破産手続開始の申立て等(破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。))をいう。))がされたとき。
- 二 カジノ管理委員会に対し当該権利の実行の申立てがあつた場合において、カジノ管理委員会が当該申立てを理由があると認めるとき。

3 カジノ管理委員会は、前項各号に掲げる場合には、第一項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内にカジノ管理委員会に債権の申出をすべきこと及び当該期間内に債権の申出をしないときはその公示に係る特定資金移動履行保証金についての権利の実行の手續から除外されるべきことの公示をする措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置を講じなければならない。

4 カジノ管理委員会は、第二項各号に掲げる場合において必要と認めるときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項の申出の受付その他の第一項の権利の実行のために必要な事務を銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める者(以下この条において「権利実行事務代行者」という。))に委託することができる。この

場合において、権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、この項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

5 前項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

(特定資金移動履行保証金の保管替えその他の手續)

第八十三条 前三条に規定するもののほか、カジノ事業者の所在地の変更に伴う第八十条第一項又は第八十一条第二項の規定により供託された特定資金移動履行保証金の保管替えその他特定資金移動履行保証金の供託に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則・法務省令で定める。

(特定資金受入業務の規制)

第八十四条 カジノ事業者は、特定資金受入業務においては、いかなる名義をもつてするかを問わず、顧客から手数料を受領し、又は顧客に利息を支払つてはならない。

2 カジノ事業者は、基準日特定資金受入残高(カジノ事業者が毎年三月三十一日及び九月三十日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高としてカジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。))が政令で定める額を超えるときは、当該基準日特定資金受入残高の二分の一の額(次項において「特定資金受入要供託額」という。))以上の額に相当する額の受入保証金(同項において「特定資金受入保証金」という。))を、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者に係るカジ

ノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならない。

3 第八十条第二項及び前三条の規定は、特定資金受入業務に係る特定資金受入保証金及び特定資金受入要託額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定資金貸付業務の規制)

第八十五条 カジノ事業者は、特定資金貸付業務においては、次に掲げる者以外の者に金銭を貸し付けてはならない。

- 一 本邦内に住居を有しない外国人
- 二 カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者

2 カジノ事業者は、返済期間が二月を超える特定資金貸付契約を締結してはならない。

3 カジノ事業者は、貸付金について、利息（みなし利息（礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（特定資金貸付契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、カジノ管理委員会規則で定めるものを除く。）のうち、金銭の貸付けに関して顧客に交付された書面の再発行の手数料その他の顧客の要請によりカジノ事業者が行う事務の費用としてカジノ管理委員会規則で定めるものを除いたものをいう。）を含む。以下この項において同じ。）を付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求してはならない。

4 カジノ事業者は、顧客が特定資金貸付契約の返済期限までに貸付金を返済しなかったときは、当該顧客に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で返済期限の翌日から起算して返済の日の前日までの日数によつて

計算した額の範囲内において、違約金の支払を請求することができる。

5 カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債務を主たる債務とする保証契約を締結してはならない。

6 カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において、当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これを当該弁済をした顧客に返還しなければならない。

7 特定資金貸付契約の債務者その他カジノ管理委員会規則で定める者は、カジノ事業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、第七十七条の帳簿書類（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、カジノ事業者は、当該請求が当該請求をした者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(返済能力に関する調査等)

第八十六条 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて貸付けの金額に係る限度額（次項において「貸付限度額」という。）を顧客ごとに定めなければならない。この場合において、カジノ事業者は、指定信用情報機関（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下この款において同じ。）が保有する信用情報（顧客の借入金の返済能力に関する情報という。以下この款において同じ。）（顧客が本邦内に住居を有しない外国人であるときは、指定

信用情報機関に相当するものとしてカジノ管理委員会が適当と認める者が保有する信用情報）を使用しなければならない。

2 カジノ事業者は、貸付限度額を超えて貸付けをする内容を内容とする特定資金貸付契約を締結してはならない。

(個人信用情報の提供等)

第八十七条 カジノ事業者は、当該カジノ事業者に対して信用情報の提供をすることを内容とする契約（以下この条において「信用情報提供契約」という。）を指定信用情報機関と締結したときは、遅滞なく、当該信用情報提供契約の締結前に締結した特定資金貸付契約（カジノ管理委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

- 一 顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結したときは、遅滞なく、当該特定資金貸付契約に係る前項各号に掲げる事項（以下この条において「個人信用情報」という。）を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下この条において「契約指定信用情報機関」という。）に提供しなければならない。

3 前二項の規定による個人信用情報の提供をしたカジノ事業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その内容を契約指定信用情報機関に提供しなければならない。

4 カジノ事業者は、契約指定信用情報機関に顧客に係る信用情報の提供の依頼（当該顧客に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をしようとするときは、当該顧客から書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、カジノ管理委員会規則で定めるものをいう。以下この款において同じ。）により同意を得なければならない。

5 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、顧客から書面又は電磁的方法により次に掲げる同意を得なければならない。

- 一 当該顧客に関する個人信用情報を契約指定信用情報機関に提供することについての同意
- 二 前号の個人信用情報を契約指定信用情報機関が当該契約指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した事業者（次号において「契約事業者」という。）に提供することについての同意

三 第一号の個人信用情報を契約指定信用情報機関が他の指定信用情報機関の契約事業者からの依頼に基づき当該他の指定信用情報機関の提供の依頼に応じ、当該他の指定信用情報機関の契約事業者に提供することについての同意

6 カジノ事業者は、前二項の同意を得たときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 カジノ事業者は、契約指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

8 カジノ事業者及びその行う特定資金貸付業務に従事する従業者は、当該カジノ事業者から貸付けを受けようとする顧客の借入金の返済能力

その他の金銭債務の弁済能力に関する調査(以下この項において「返済能力等調査」という。)以外の目的のために契約指定信用情報機関に第四項の信用情報の提供の依頼をし、又は契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

9 カジノ事業者及びその行う特定資金貸付業務に従事していた従業者は、当該カジノ事業者が特定資金貸付業務を行わなくなった後又は当該従業者が特定資金貸付業務に従事しなくなった後においては、契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

(取立て行為の規制)

第八十八条 カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者(当該委託者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)(以下この条において「カジノ事業者等」という。)は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たっては、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯としてカジノ管理委員会規則で定める時間帯に、顧客に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の居宅を訪問すること。

二 顧客が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号のカジノ管理委員会規則で定める時間帯以外の時間帯に、顧客に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客

客の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、顧客の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 顧客の居宅又は勤務先その他の顧客を訪問した場所において、顧客から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 立看板、貼り紙、電磁的方法その他何らの方法をもつてするかを問わず、顧客の借入れに関する事実その他顧客の私生活に関する事実を顧客以外の者に明らかにすること。

六 顧客に対し、顧客以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により特定資金貸付契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 顧客以外の者に対し、顧客に代わって債務を弁済することを要求すること。

八 顧客以外の者が顧客の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 顧客が、特定資金貸付契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のために必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、顧客に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し顧客から直接要求し

ないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 顧客に対し、前各号(第六号を除く。)に掲げる言動のいずれかをすることを告げること。

2 カジノ事業者等は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをする場合において、顧客に対して書面又はこれに代わる電磁的方法により支払を催告するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 カジノ事業者の名称、住所及び電話番号

二 支払を催告する者の氏名

三 当該特定資金貸付契約を締結した年月日

四 貸付けの金額

五 支払の催告に係る債権の弁済期

六 支払を催告する金額

七 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

3 前項に定めるもののほか、カジノ事業者等は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをする場合において、顧客から請求があったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、取立てをする者の氏名又は名称及び住所その他カジノ管理委員会規則で定める事項を当該顧客に明らかにしなければならない。

(債権を譲り受ける者への通知)

第八十九条 カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債権を他の者に譲渡するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を当該債権を譲り受ける者に通知しなければならない。

一 当該債権が特定資金貸付契約に基づいて発生したことその他のカジノ管理委員会規則で定める事項

二 当該債権を譲り受ける者が当該債権に関しする行為について、次条において準用する第七十七条、第八十五条第三項、第四項、第六項及び第七項、前条並びにこの条の規定並びに第九十七条第一項及び第二項の規定の適用がある旨

(債権を譲り受けた者への規制)

第九十条 第七十七条、第八十五条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第八十八条の規定は特定資金貸付契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者が当該債権の取立てをするときについて、前条の規定は当該債権を譲り受けた者が当該債権を他の者に譲渡するときについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五款 カジノ行為区画内関連業務等(カジノ行為区画内関連業務の規制)

第九十一条 カジノ事業者は、カジノ施設においては、カジノ業務のほか、カジノ管理委員会の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務に限り、行うことができる。

2 カジノ事業者は、前項の承認を受けようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その行おうとするカジノ行為区画内関連業務の種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申請書及びその添付書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の承認の申請について、当該申請に係るカジノ行為区画内関連業務の内容がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該承認を与えてはならない。

4 カジノ管理委員会は、カジノ事業の健全な運営の確保のため必要があると認めるときは、第

一項の承認に条件を付し、及びこれを変更することができ。

5 第四十条第一項第九号に掲げる事項の記載がある同項の申請書により第三十九条の免許を受けたカジノ事業者は、その免許の時に於いて当該カジノ行為区画内関連業務を行うことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

6 カジノ事業者は、第一項の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務の種別又は内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

7 カジノ管理委員会は、第一項の承認を受けたカジノ事業者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第一項又は前項の承認を受けたこと。

二 正当な事由がないのに、第一項若しくは前項の承認を受けた日(第四十四条第一項の検査に合格する前に当該承認を受けたときは、当該合格の日)から起算して六月以内に当該承認に係るカジノ行為区画内関連業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為区画内関連業務を行っていないこと。

8 カジノ事業者は、自己の名義をもって、他の者にカジノ行為区画内関連業務を行わせてはならない。

9 カジノ事業者が第一項の承認を受けて行うカジノ行為区画内関連業務については、風俗営業適正化法の規定は、適用しない。

(カジノ施設における物品給付等の制限)
第九十二条 カジノ事業者は、第九十五条第一項の認可を受けた契約に基づき当該契約の相手方

が物品の給付又は役務の提供をする場合(第百条第一項の認可を受けた許諾に係る再委託により当該再委託を受けた者が物品の給付又は役務の提供をする場合を含む)を除き、カジノ施設において、当該カジノ事業者以外の者に入場者に対する物品の給付又は役務の提供をさせてはならない。

2 カジノ事業者以外の者は、前項に規定する場合を除き、カジノ施設において、入場者に対し物品の給付又は役務の提供をしてはならない。

第六款 カジノ事業者が行う業務に係る契約

(カジノ事業者が行う業務の委託)

第九十三条 カジノ事業者は、次に掲げる業務を除き、カジノ業務を他の者に委託してはならない。

一 カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理に係る業務

二 特定資金貸付契約に基づく債権の取立てに係る業務

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響が小さい業務としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

2 カジノ事業者は、その行う業務を他の者に委託するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 カジノ事業者から業務の委託を受けた者は、当該カジノ事業者の許諾を受けた場合に限り、再委託をすることができる。再委託に係る契約を更新し、又は変更するときも、同様とする。

4 前項前段の規定により再委託を受けた者は、カジノ事業者から業務の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約(カジノ施設利用規約に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ)を締結してはならない。

一 契約が次に掲げる基準に適合すること。

イ 相手方が十分な社会的信用を有する者であること。

ロ 相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。

ハ 相手方において当該契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。

二 出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

ホ 当該契約の内容が、第九十二条第一項第一号に規定するカジノ行為粗収益の額に比例して算出される金額その他当該カジノ行為粗収益の全部又は一部の額に基づいて算出される金額を支払うものでないこと。

ヘ 当該契約の内容が、相手方にカジノ施設において入場者に対する物品の給付又は役務の提供をさせるものである場合(カジノ行為区画内関連業務又は前条第一項第三号に掲げる業務を委託した者に当該委託に基づき物品の給付又は役務の提供をさせるものである場合を除く)には、当該物品の給付又は役務の提供が、入場者の利便性の向上を図るものであつてカジノ事業者以外の者でなければすることが困難なものであるカジノ管理委員会規則で定めるものであること。

こと。

ト 当該契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ 第九十八条若しくは第二百四十五条第五項の規定により次条第一項の認可を取り消され、第九十三条第四項において準用する第九十八条の規定若しくは第二百六条第四項の規定により第九十三条第二項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの認可に相当する行政処分を取り消された場合におけるこれらの認可又は行政処分に係る契約の相手方(当該取消しについて責めに帰すべき事由がある者に限る。)であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該契約の相手方が法人であるときは、当該認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日又は当該行政処分の取消しの日前六十日の取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む)。

ロ 第一百一条第三項において準用する第九十八条の規定若しくは第二百四十六条第六項の規定により第一百条第一項の認可を取り消され、第九十三条第四項において準用する第一百一条第三項において準用する第九十八条の規定若しくは第二百六条第五項の規定により第九十三条第三項第四項において準用する第一百条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの認可に相当する行政処分を取り消された場合

におけるこれらの認可又は行政処分に係る再委託に係る契約の相手方(当該取消しについて責めに帰すべき事由がある者に限る。)であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該再委託に係る契約の相手方が法人であるときは、当該認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日又は当該行政処分の取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であつた者でこれらの取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 個人であるときは、第四十一条第二項第二号イ(5)又は(8)に掲げる者のいずれかに該当する者

ホ 法人であるときは、その役員のうちイから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

ヘ 相手方の当該契約を締結する権限を有する使用人のうちにイから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

ト 出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者

る者のうちにイから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

(契約の認可)

第九十五条 カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。締結した契約を更新し、又は変更しようとするときも、同様とする。

一 カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約

二 カジノ事業者が行う業務の委託に係る契約(前号に掲げるものを除く。)

三 カジノ事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約(第一号に掲げるものを除く。)

四 カジノ事業者が行う施設の賃貸に係る契約(第一号に掲げるものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約

2 前項の認可を受けないで締結した同項各号に掲げる契約は、その効力を生じない。

(認可の申請)

第九十六条 カジノ事業者は、前条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 相手方の氏名又は名称及び住所並びに相手方が法人であるときは、その代表者の氏名

二 相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所

三 相手方において当該申請に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 当該契約の概要

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で

定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項の認可を受けようとする契約の契約書

二 相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 相手方が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(認可の基準等)

第九十七条 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る契約が第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請について、相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

(認可の取消し)

第九十八条 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可をした契約について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第九十五条第一項の認可を受けたこと。

二 第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合していないこと。

三 相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当していること。

(契約の届出)

第九十九条 カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

一 第九十五条第一項各号に掲げる契約以外の契約であつて、カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす業務としてカジノ管理委員会規則で定めるものに係るもの

二 第九十五条第一項各号及び前号に掲げる契約以外の契約であつて、一年以内に再度同一の相手方と締結するもの

(再委託契約に係る許諾の認可)

第一百条 カジノ事業者は、第九十三条第三項に規定する再委託に係る契約(その更新又は変更を含む。次項及び次条において同じ。)の許諾をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けないで許諾をした再委託に係る契約は、その効力を生じない。

(許諾の認可の基準等)

第一百一条 カジノ管理委員会は、前条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る再委託に係る契約が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 再委託に係る契約の相手方が十分な社会的信用を有する者であること。

二 再委託に係る契約の相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 再委託に係る契約の相手方において当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的

な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

五 当該再委託に係る契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

2 カジノ管理委員会は、前条第一項の認可の申請について、再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 第九十四条第二号イからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者

二 再委託に係る契約の相手方の当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人のうちに第九十四条第二号イから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第九十四条第二号イから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

3 第九十六条及び第九十八条の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第九十六条第二項第二号及び第九十八条第三号中「第九十四条第二号イからホまで」とあるのは「第九十一条第二項各号」と、同条第二号中「第九十四条第一号イからトまで」とあるのは「第九十一条第一項各号」と読み替えるものとする。

(契約に係る規定の遵守のための措置)

第二百二条 カジノ事業者は、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第一百条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第九十三条から第九十六条まで、第九十九

条及び第一百条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第一百条の規定の遵守のための行為準則の作成

三 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第一百条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第一百条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第一百二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第七款 犯罪による収益の移転防止のための措置

(取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置)

第二百三条 カジノ事業者は、犯罪収益移転防止法第十一条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置(同条に規定する取引時確認等の措置をいう。)並びに次条各項の措置、第一百五十五条の規定による表示及び第九十九条第一項の規定による届出(以下この章において「取引時確認等の措置等」という。)を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十六条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)に限る。次項において同じ。)に従つて、犯罪収益移転防止法第四十六条に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずる

るほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備(取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。)

三 取引時確認等の措置等に関する評価の実施

四 前三号に掲げるもののほか、犯罪収益移転防止法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべきものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八条第三項の規定は犯罪収益移転防止規程について、同条第四項の規定は取引時確認等の措置等の的確な実施について、同条第五項の規定は前項第三号の評価について、同条第六項の規定は取引時確認等の措置等に関する監査報告に係る届出について、それぞれ準用する。

この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第一百三十一条第二号」と読み替えるものとする。

(チップの譲渡等の防止のための措置)

第二百四条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人(自己と生計を一にする配偶者その他の親族婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該当事者)を除く。以下この款及び第七十五条第一項において同じ。)に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為

区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(チップの譲渡等の禁止の表示)

第二百五条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨を、本人確認区画及びカジノ行為区画に表示しなければならない。

第八款 カジノ事業に関するその他の措置

(広告及び勧誘の規制)

第二百六条 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に關して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一 虚偽の又は誇大な表示又は説明

二 客観的事実であることを証明することができない表示又は説明

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は説明

2 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に關して、次に掲げる方法で広告をしてはならない。

一 特定複合観光施設区域以外の地域(主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。次号において同じ。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。)を表示すること。

二 特定複合観光施設区域以外の地域においてビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告の用に供される文書図画をいう。以下この号において同じ。)を頒布し、又は特定

3 何人も、二十歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならない。	4 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をするに際し、その相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示したときは、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。	5 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。	6 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二十歳未満の者に対するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮することともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならない。	7 カジノ事業者は、前各項の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 前各項の規定の遵守のための行為準則の作成	9 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
4 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置	5 カジノ管理委員会は、第六項の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針(次条において「広告勧誘指針」という。)を示すことができる。	6 カジノ管理委員会は、前項の規定に準じ、又はその内容を是正すべきことを命ずることができる。	7 カジノ管理委員会は、広告勧誘指針に従わずにカジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。	8 カジノ管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	9 カジノ管理委員会は、カジノ事業若しくはカジノ施設に関する広告若しくは勧誘が前条第一項から第五項までの規定に違反しているおそれがある、若しくは広告勧誘指針に従ってされていないおそれがあり、又は当該広告若しくは勧誘をした者が第二項の規定による勧告に従って	特定複合観光施設区域整備法案及び同報告書
10 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	11 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	12 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	13 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	14 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	15 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	16 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
17 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	18 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	19 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	20 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	21 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	22 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任	23 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

(カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置)

第百十条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、犯罪の発生の予防並びに善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持その他のカジノ施設及びその周辺における秩序の維持を図るため、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
- 二 前項の措置の実施に関する行為準則の作成
- 三 前項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

3 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項の措置の的確な実施について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第百十条第二項第三号」と読み替えるものとする。

(苦情の処理のための措置)

第百十一条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ業務又はカジノ行為が区内関連業務に係る苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施す

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
- 二 前項の措置の実施に関する行為準則の作成
- 三 前項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

3 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項の措置の的確な実施について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第百十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

(入場禁止対象者等の利用禁止等の表示)

第百十二条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる者についてカジノ施設の利用の禁止又は制限がされている旨を、本人確認区画の入口及びカジノ行為区画に表示しなければならない。

- 一 第六十八条第一項第一号又は第二号の措置としてカジノ施設の利用を制限している者
- 二 入場禁止対象者
- 三 第百十条第一項の措置としてカジノ施設の利用を禁止し、又は制限している者

(カジノ事業者間の連携協力)

第百十三条 カジノ事業者は、カジノ施設の設定及び運営に伴う有害な影響の排除その他のカジノ事業の健全な運営の確保に關し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第百十四条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会(確認)

の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ業務(以下この節において「特定カジノ業務」という。)に従事させてはならない。ただし、第百五十八条第一項の確認を受けた者を、第一号(へに係る部分に限る。)に掲げる業務に従事させるときは、この限りでない。

- 一 次に掲げる事項の実施又は監督をする業務(第三号に掲げる業務を除く。)

イ カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる業務

ロ 第六十七条第二項の規定によるカジノ行為の粗収益の集計

ハ 特定金融業務

ニ カジノ行為が区画又は本人確認区画の監視ホ警備

ヘ カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理

二 次に掲げる事項の監督をする業務(次号に掲げる業務を除く。)

イ 内部監査

ロ 財務

ハ カジノ事業に係る顧客の勧誘又は管理

ニ 前号イからハまでに掲げる事項の実施若しくは監督をする業務又はこの号イからハまでに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事

三 次に掲げる業務を統括管理する業務

イ 第六十八条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務

ロ 第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な業務

ハ 第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な業務

二 前節第四款の規定の遵守のために必要な業務

ホ 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務

ヘ 取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務

ト 第六十六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な業務

チ 第百八条第一項から第三項までの規定の遵守のために必要な業務

リ 第百十条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務

又 第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務

ル この条、次条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守のために必要な業務

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ業務の適正な実施の確保のために必要な業務としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(確認の申請)

第百十五条 カジノ事業者は、前条の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 当該確認を受けようとする雇用する者その他の者(以下この節において「申請対象者」という。)の氏名、住所及び生年月日
- 二 申請対象者に従事させようとする特定カジノ業務の種類(前条各号に掲げる業務の別並びに同条第一号に掲げる業務に係る同号イからハまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イから二までに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう。第百八条第一項において同じ。)

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請対象者が次条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 (確認の基準) 第百十六条 カジノ管理委員会は、第百十四条の確認の申請があつたときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。	2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。 一 第四十一条第二項第二号イ(1)、(2)、(4)、(5)、(7)又は(8)に掲げる者のいずれかに該当する者 二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 三 心身の故障により特定カジノ業務を的確に遂行することができない者としてカジノ管理	委員会規則で定めるもの (確認の有効期間等) 第百十七条 第百十四条の確認の有効期間は、当該確認の日から起算して三年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続き第百十四条の確認を受けた特定カジノ業務に従事する者(以下この節及び第二百四条第七項において「確認特定カジノ業務従事者」という。)を当該特定カジノ業務に従事させようとするカジノ事業者は、当該確認の更新を受けなければならない。 3 前項の更新を受けようとするカジノ事業者は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。 4 前二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第四十一条第二項第二号イ(1)、(2)とあるのは、」第四十一条第二項第二号イ(2)と読み替へるものとする。 5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の確認は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 6 第二項の更新がされたときは、当該確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。 (変更の承認等) 第百十八条 カジノ事業者は、確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請書を提出して、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
3 カジノ管理委員会は、第一項の承認の申請があつたときは、確認特定カジノ業務従事者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有する者であるかどうかを審査しなければならない。 4 カジノ管理委員会は、第一項の承認の申請について、申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、当該承認を与えてはならない。 5 カジノ事業者は、確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した書面により、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。 一 特定カジノ業務に従事しなくなつたとき。 二 氏名又は住所の変更があつたとき。 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定めるとき。 (確認の取消し) 第百十九条 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第百十四条の確認を取り消すことができる。 一 偽りその他の不正の手段により第百十四条の確認、第百十七条第二項の更新又は前条第一項の承認を受けたこと。 二 その従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有しておらず、又は十分な社会的信用を有していないこと。 三 確認特定カジノ業務従事者が第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。 (確認の失効) 第百二十条 確認特定カジノ業務従事者につい	て、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、第百十四条の確認は、その効力を失う。 一 当該確認に係る特定カジノ業務に従事しなくなつたとき。 二 当該確認に係るカジノ事業者の第三十九条の免許が取り消され、又は失効したとき。 (従業者の制限) 第百二十一条 カジノ事業者は、次に掲げる者をカジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為区画内関連業務に従事させてはならない。 一 十分な社会的信用を有する者でない者 二 第四十一条第二項第二号イ(1)、(5)、(7)若しくは(8)又は第百十六条第二項第二号に掲げる者のいずれかに該当する者 2 カジノ事業者は、その雇用する者その他の者をカジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為区画内関連業務に従事させたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。 一 従事させた者の氏名、住所及び生年月日 二 従事させた者が従事する業務の内容 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項 3 カジノ事業者は、前項の規定による届出をする場合には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 4 カジノ事業者は、第二項の規定により届出をした者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した書面により、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。 一 当該者がカジノ業務(特定カジノ業務を除	第百二十条 確認特定カジノ業務従事者につい	第百二十条 確認特定カジノ業務従事者につい

く。又はカジノ行為区画内関連業務に従事しなくなったとき。

二 第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

(証明書の携帯等)

第二百二十二条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に、これらの業務に従事する者であることその他カジノ管理委員会規則で定める事項を証する証明書を携帯させなければ、当該者をその業務に従事させてはならない。

(措置)

第二百二十三条 カジノ事業者は、第二百十四条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条及び前二条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二百十四条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条及び前二条の規定の遵守のための従業員に対する教育訓練の実施

二 第二百十四条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条及び前二条の規定の遵守のための行為準則の作成

三 第二百十四条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条及び前二条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八條第三項及び第七十二條第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八條第四項の規定は第二百十四条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条及び前二条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第二百

二十三條第一項第三号」と読み替へるものとする。

第四章 カジノ施設供用事業

(免許)

第二百二十四条 認定施設供用事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、その認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域においてカジノ施設供用事業を行うことができる。

(免許の申請)

第二百二十五条 認定施設供用事業者は、前条の免許を受けようとするときは、第四十条第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びにカジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第四十条第二項第二号、第四号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる書類

二 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画(次条第二項第一号イにおいて「申請認定区域整備計画」という。)に記載された認定施設供用事業者であることを示す書面

三 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 第二百三十条において準用する第五十三条第一項の業務方法書

五 当該申請に係るカジノ施設の使用の権原、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に関し認定設置運営事業者との合意内容を示す書面

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

3 前条の免許の申請は、当該申請に係る特定複合観光施設に係る第三十九条の免許の申請と同時にしなければならない。

(免許の基準等)

第二百二十六条 カジノ管理委員会は、第二百二十四条の免許の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四十一条第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合すること。

二 申請者が、人的構成に照らして、カジノ施設供用事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者がカジノ施設供用事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ施設供用事業に係る収支の見込みが良好であること。

四 定款及び第二百三十条において準用する第五十三条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ施設供用事業を適正に遂行するために十分なものであること。

2 カジノ管理委員会は、第二百二十四条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

一 申請者が次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 申請認定区域整備計画に記載された認定施設供用事業者でない者

ロ 第四十一条第二項第一号ロからへまでに掲げる者のいずれかに該当する者

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げ

る者のいずれかに該当する者があること。

イ 第四十一条第二項第二号イ(9)を除く。又はロに掲げる者のいずれかに該当する者

ロ 心身の故障によりカジノ施設供用事業を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第四十一条第二項第二号イ(9)を除く。又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者のうちに第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。

五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者のうちに第二百三十八條第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。

3 カジノ管理委員会は、第二百二十四条の免許については、その申請に係る特定複合観光施設に係る第三十九条の免許を与えるときでなければ、これを与えてはならない。

(免許の有効期間等)

第二百二十七条 第二百二十四条の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ施設供用事業を行おうとするカジノ施設供用事業者は、当該免許の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとするカジノ施設供用事業者は、第一項の有効期間の満了の前日の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。

4 第二百二十五条及び前条(第二項第一号イを除く。)の規定並びに第二百三十条において準用する

第四十二條の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、第二百二十五條第一項中「第十号及び第十一号」とあるのは「及び第十号」と、同条第二項第一号中「から第十一号まで、第十三号」とあるのは「第十号」と、同条第三項及び前条第三項中「第三十九條の免許」とあるのは「第四十三條第二項の更新」と、同条第一項第一号中「から第五号まで、第七号及び第八号」とあるのは「及び第三号」と、同条第二項第二号中「(9)」とあるのは「(1)及び(9)」と、同項第四号中「第六十條第二項各号に掲げる者のいづれかに該当する」とあるのは「認可主要株主等でない」と、同項第五号中「第二百二十八條第二項において準用する第六十條第二項各号に掲げる者のいづれかに該当する」とあるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替へるものとする。

5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 第二項の更新がされたときは、当該免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

(完成検査)

第二百二十八條 カジノ施設供用事業者は、第二百十四條の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

2 前項の検査の申請は、当該申請に係るカジノ施設に係る第四十四條第一項の検査の申請と同時にしなければならない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の検査の結果、当該カジノ施設が第二百二十六條第一項第一号

(第四十一條第一項第七号及び第八号に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

4 カジノ管理委員会は、第一項の検査については、その申請に係るカジノ施設を第四十四條第一項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

(変更の承認等)

第二百二十九條 カジノ施設供用事業者は、次に掲げる事項の変更(第二号に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一 カジノ施設のカジノ行為区画の位置

二 カジノ施設の構造若しくは設備(専らカジノ事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。)又はこれらの管理方法

三 役員

2 前項の承認(同項第三号に掲げる事項の承認を除く。第四項から第六項までにおいて同じ。)の申請は、当該申請に係る変更と同時に当該カジノ事業者が当該カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の変更をしようとするときは、第四十八條第一項の承認(同項第一号又は第三号に掲げる事項の承認に限る。第四項及び第六項において同じ。)の申請と同時にしなければならない。

3 第二百二十六條第一項及び第二項(第一号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「から第五号まで」とあるのは、「第三号」と読み替へるものとする。

4 カジノ管理委員会は、第一項の承認については、第二項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設に係る第四十八條第一項の承認を

るカジノ施設に係る第四十八條第一項の承認を与えるときでなければ、これを与えてはならない。

5 カジノ施設供用事業者は、第一項の承認を受けたカジノ施設の構造又は設備の変更に係る工事を完成したときは、遅滞なく、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

6 前項の検査の申請は、第一項の承認と同時に第四十八條第一項の承認を受けたカジノ事業者がある場合には、同条第七項の検査の申請と同時にしなければならない。

7 カジノ管理委員会は、第五項の検査の結果、当該カジノ施設が第二百二十六條第一項第一号(第四十一條第一項第七号及び第八号に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

8 カジノ管理委員会は、第五項の検査について第六項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設を第四十八條第七項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

(カジノ事業の免許に関する規定の準用)

第二百三十條 第四十一條第三項、第四十二條及び第四十九條から第五十一條までの規定は、第二百十四條の免許について、第四十五條から第四十七條まで、第四十八條第五項、第六項、第十一項及び第十二項、第五十二條、第五十三條(第一項第一号から第六号までを除く。)並びに第五十七條の規定はカジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用事業について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可主要株主等に関する規定の準用)

第二百三十一條 前章第一節第二款の規定は、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(カジノ施設供用事業者が行う業務の規制)

第二百三十二條 カジノ施設供用事業者は、カジノ施設供用事業者が行う業務(カジノ施設供用業務以外の施設供用業務に係る業務を含む。以下同じ。)を他の者に委託するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ施設供用事業者は、カジノ事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ事業者との緊密な連携の下に、カジノ施設並びに当該カジノ施設供用事業者が管理する部分に係るカジノ施設の構造及び設備を、第四十一條第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するよう維持しなければならない。

(カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約)

第二百三十三條 カジノ施設供用事業者は、その行う業務に關し、第九十四條各号(第一号ホ及びヘを除く。)のいづれにも該当する契約以外の契約(雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この条において同じ。)を締結してはならない。

2 カジノ施設供用事業者は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。締結した契約を更新し、又は変更しようとするときも、同様とする。

一 カジノ施設供用業務に係る契約

二 カジノ施設供用事業者が行う業務の委託に係る契約(前号に掲げるものを除く。)

三 カジノ施設供用事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、その契約の期

間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約

3 前項の認可を受けないで締結した同項各号に掲げる契約は、その効力を生じない。

4 第九十三条第三項及び第四項並びに第九十六条から第九十二条までの規定は、カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定の業務に従事する者の確認)

第百三十四条 カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ施設供用業務(次項及び次条において「特定カジノ施設供用業務」という。)に従事させてはならない。

一次に掲げる事項の監督をする業務(次号に掲げる業務を除く。)

イ 内部監査

ロ 財務

ハ イ又はロに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事

二 次に掲げる業務を統括管理する業務

イ 第百三十二条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条、第九十九条及び第一百条の規定の遵守のために必要な業務

ロ この項の規定、次項において準用する第九十五条、第百十七條及び第百十八條の規定並びに次条の規定の遵守のために必要な業務

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める業務

2 第百十五条から第百二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者(第百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」とい

う。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(従業者の制限等)

第百三十五条 カジノ施設供用事業者は、第百三十一条第一項各号に掲げる者をカジノ施設供用業務(特定カジノ施設供用業務を除く。)に従事させてはならない。

2 第百三十一条第二項から第四項までの規定は、カジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用業務(特定カジノ施設供用業務を除く。)について準用する。

3 第百三十三条の規定は、カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 認可施設土地権利者(認可等)

第百三十六条 第三十九条の免許に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為(それぞれ国、地方公共団体並びに当該特定複合観光施設区域に係るカジノ事業者及びカジノ施設供用事業者(以下この項において「国等」という。)が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。)であつて施設土地権利者の変更を伴うものをしようとする者(国等を除く。)は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けないでした同項に規定する取引又は行為(施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為に限り、政令で定める取引又は行為を除く。)は、その効力を生じない。

3 認定設置運営事業者が第三十九条の免許を受けたときは、当該免許の申請書に記載された施設土地権利者は、その免許の時に第一項の認可を受けたものとみなす。

4 第一項の認可に係る取引又は行為により認可施設土地権利者になった者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

5 第一項に規定する取引又は行為以外の事由により施設土地権利者になった者(以下この条において「特定施設土地権利者」という。)は、当該事由の生じた日から起算して六十日を経過する日(以下この条において「猶予期限日」という。)以内に施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定施設土地権利者が、猶予期限日後も引き続き当該施設土地に関する権利を保有することについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

6 特定施設土地権利者は、前項本文の措置により施設土地権利者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項本文の措置によることなく施設土地権利者でなくなったときも、同様とする。

7 カジノ管理委員会は、第一項の認可を受けることなく同項に規定する取引若しくは行為により施設土地権利者になった者又は第五項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も施設土地権利者である者に対し、施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認可の申請)

第百三十七条 前条第一項又は第五項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

二 申請者が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所

三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の名称及び住所、代表者の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

四 当該申請に係る土地の所在及び面積

五 当該申請に係る施設土地に関する権利の種類及び内容

六 前条第一項に規定する取引若しくは行為又は同条第五項に規定する事由の内容

七 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一次条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の定款(これに準ずるものを含む。)

四 土地の登記事項証明書

五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(認可の基準)

第百三十八条 カジノ管理委員会は、第百三十六

条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一次に掲げる者が十分な社会的信用を有する者であること。

イ 申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)

口 第三百三十六条第一項の認可の申請の場合において、当該認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人

ハ イ又は口に掲げる者(イに掲げる者にあつては、法人であるものに限る。)の役員

二 前条第一項第六号に掲げる内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

2 第六十条第二項の規定は、第三百三十六条第一項及び第五項ただし書の認可の申請について準用する。この場合において、第六十条第二項中「前項第二号」とあるのは「第三百三十八条第一項第一号口」と、「法人等」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

(認可の取消し)
第百三十九条 カジノ管理委員会は、認可施設土地権利者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第三百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第三百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可又は第三百四十一条において準用する第六十一条第一項の承認を受けたこと。

二 前条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。

三 前条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

2 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であつた者は、カジノ管理委員会が指定する期間内に施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第三百三十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により認可が取り消された場合における認可施設土地権利者であつた者に係る前項

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号

特定複合観光施設区域整備法案及び同報告書

の措置について準用する。

(認可の失効)

第百四十条 第三百三十六条第一項の認可について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき、又は同条第五項ただし書の認可について第二号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可を受けた日から起算して六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめカジノ管理委員会の承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る認可施設土地権利者が施設土地権利者でなくなつたとき。

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により認可が失効したときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であつた者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(認可主要株主等に関する規定の準用)
第百四十一条 第六十一条第一項及び第二項の規定は認可施設土地権利者に係る変更の承認について、同条第三項の規定は認可施設土地権利者に係る軽微な変更の届出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「法人等」とあるのは「法人」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第三百三十八条第一項(第二号を除く。)」の規定及び同条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第六章 カジノ関連機器等製造業等
第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等

(定義)
第百四十二条 この章において「カジノ関連機器

等製造業」とは、カジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいう。

2 この章において「カジノ関連機器等製造業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等製造業を行う者をいう。

3 この章において「カジノ関連機器等輸入業者」とは、カジノ関連機器等を輸入し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいう。

4 この章において「カジノ関連機器等輸入業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等輸入業を行う者をいう。

5 この章において「カジノ関連機器等販売業」とは、カジノ関連機器等を販売し、又は貸与する事業をいう。

6 この章において「カジノ関連機器等販売業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等販売業を行う者をいう。

7 この章において「カジノ関連機器等修理業」とは、カジノ関連機器等を保守し、又は修理する事業をいう。

8 この章において「カジノ関連機器等修理業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等修理業を行う者をいう。

9 この章において「カジノ関連機器等外国製造業」とは、外国において、本邦に輸出されるカジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売する事業をいう。

10 この章において「カジノ関連機器等外国製造業者」とは、第百五十条第一項の認定を受けてカジノ関連機器等外国製造業を行う者をいう。

(許可)
第百四十三条 カジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業(以下「カジノ関連機器等製造業等」という。)を行おうとする者は、その種別に応じて、カジノ管理委員会の許可を

受けなければならない。

2 前項の許可(カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。)は、製造所ごとに受けなければならない。

(許可の申請)

第百四十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 許可を受けようとするカジノ関連機器等製造業等の種別

三 カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の所在地並びにその構造及び設備の概要

四 取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別

五 申請者の役員の氏名又は名称及び住所

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 定款及び登記事項証明書
三 第百四十八条第一項の業務方法書
四 貸借対照表
五 収支の見込みを記載した書類
六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類
(許可の基準等)
第百四十五条 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。 四 申請者が当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ関連機器等製造業に係る収支の見込みが良好であること。 五 カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の構造及び設備並びに技術水準が、第五百五十一条又は第五百五十四条の規定を遵守してカジノ関連機器等を製造するために適切なものであり、かつ、カジノ関連機器等製造業を的確に遂行するために十分なものであること。 六 定款及び第四百四十八条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を適正に遂行するために十分なものであること。 2 カジノ管理委員会は、第四百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。 一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。 イ 会社法に規定する会社でない者 ロ 第四十一条第二項第一号ロからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者 ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三	十一 一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。 イ 個人であるときは、次の（1）から（3）までに掲げる者のいずれかに該当する者 （1）第四十一条第二項第二号イ（1）から（5）まで、（7）又は（8）に掲げる者のいずれかに該当する者 （2）この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 （3）心身の故障により当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの ロ 法人であるときは、前号ロ又はハに掲げる者のいずれかに該当する者 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者	のうちに前号イ（3）を除く。）又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。 （許可の有効期間等） 第四百四十六条 第四百四十三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ関連機器等製造業等を行おうとするカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者、カジノ関連機器等販売業者又はカジノ関連機器等修理業者（以下「カジノ関連機器等製造業者等」という。）は、当該許可の更新を受けなければならない。 3 前項の更新を受けようとするカジノ関連機器等製造業者等は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。 4 第四百四十四条及び前条（第二項第一号イを除く。）の規定並びに第四百四十九条において準用する第四十二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第二号イ（1）中「第四百四十一条第二号イ（1）」とあるのは、「第四百四十一条第二号イ（2）」と読み替えるものとする。 5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 6 第二項の更新がされたときは、当該許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。 （変更の承認等） 第四百四十七条 カジノ関連機器等製造業者等は、次に掲げる事項の変更（第二号に掲げる事項に	あつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。 一 取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別 二 カジノ関連機器等製造業の許可に係る製造所の構造又は設備 三 役員 2 第四百四十五条（第二項第一号を除く。）の規定は、前項の承認について準用する。 3 カジノ関連機器等製造業者等は、第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更又はカジノ関連機器等製造業者等の名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 （業務方法書） 第四百四十八条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 カジノ関連機器等製造業に係る業務に關し、その種別に応じたカジノ関連機器等の管理の方法（カジノ関連機器等製造業及びカジノ関連機器等輸入業に係る業務にあつては、第五百五十一条又は第五百五十四条の規定の遵守のための管理の方法を含む。） 二 カジノ関連機器等製造業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ関連機器等製造業に係る業務の適正を確保するための体制の整備に關する事項 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ関連機器等製造業に係る業務の適正な実施を確保
---	---	---	---

するために必要な事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

2 カジノ関連機器等製造業者等は、業務方法書の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

3 カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請が業務方法書に係る第百四十五条第一項第六号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(カジノ事業の免許に関する規定の準用)

第百四十九条 第四十一條第三項、第四十二條、第四十五條から第四十七條まで、第四十八條第六項、第四十九條(第四号を除く。)、第五十一條(第一項第三号を除く。)、第五十二條及び第五十七條の規定は、カジノ関連機器等製造業者等及びカジノ関連機器等製造業並びに第百四十三條第一項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第百五十條 カジノ関連機器等外国製造業を行うとする者は、カジノ管理委員会の認定を受けることができる。

2. 第百四十三條第二項、第百四十四條(第一項第二号を除く。)、及び第百四十五條から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第百四十六條第四項中「第百四十四條」とあるのは、「第百四十四條(第一項第二号を除く。)」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 型式検定等

(型式検定)

第百五十一條 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の型式に合格した電磁的カジノ関連機器等を入力する必要がある。ただし、その型式について次項の検定に合格した電磁的カジノ関連機器等を入力する場合については、この限りでない。

2 カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けることができる。

3 カジノ管理委員会は、前二項の検定(以下この章において「検定」という。)の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならない。

一 当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。

二 当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備、体制及び手続(第百五十三條第三号において「設備等」という。)がカジノ管理委員会規則で定める基準に適合していないこと。

三 申請者がカジノ関連機器等輸入業者である場合において、当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造した者がその製造所及び当該電磁的カジノ関連機器等の種別に係る前条第一項のカジノ関連機器等外国製造業の認定を受けていないこと。

4 検定を受けた者は、当該検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等に、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等である旨の表示を付さなければならない。

5 何人も、検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等以外の機器等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(検定の有効期間)

第百五十二條 検定の有効期間は、電磁的カジノ関連機器等の種別に応じて、カジノ管理委員会規則で定める期間とする。

(合格の取消し)

第百五十三條 カジノ管理委員会は、検定に合格した型式について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、検定の合格を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により当該検定を受けたこと。

二 検定に合格した型式が第百五十一條第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。

三 検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は検査する設備等が第百五十一條第三項第二号のカジノ管理委員会規則で定める基準に適合していないこと。

(自己確認)

第百五十四條 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、非電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、自ら確認をしなければならない。ただし、次項の確認がされた非電磁的カジノ関連機器等を入力する場合については、この限りでない。

一 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、当該非電磁的カジノ関連機器等が技術基準に適合することを確保できるものであること。

二 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が前号の設計に合致するものとなる

ことを確保するための措置に関する事項が定められ、かつ、当該事項が適切なものであること。

2 カジノ関連機器等外国製造業者は、非電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項について、自ら確認をすることができる。

3 前二項の確認(以下この条において「自己確認」という。)をしたカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者(以下この節において「自己確認実施製造業者等」という。)は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

一 当該自己確認実施製造業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 当該自己確認に係る非電磁的カジノ関連機器等の種別

三 第一項第一号の設計及び同項第二号の措置に関する事項

四 当該自己確認の結果

五 前各号に掲げるもののほか、自己確認の方法に関する事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

4 自己確認実施製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項第四号及び第五号に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 自己確認実施製造業者等は、第一項第一号の設計又は同項第二号の措置に関する事項の変更をしようとするときは、改めて自己確認をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

6 カジノ管理委員会は、第三項(前項後段)において準用する場合を含む。次条第一項及び第三

項において同じ。の規定による届出があつたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公示しなければならない。第三項第一号に掲げる事項に係る第四百七十七条第三項(第五百十条第二項において準用する場合を含む。の規定による変更の届出があつたときも、同様とする。

(設計合致義務等)

第百五十五条 自己確認実施製造業者等(カジノ関連機器等輸入業者を除く。は、非電磁的カジノ関連機器等を製造する場合には、当該非電磁的カジノ関連機器等を前条第三項の規定による届出に係る同条第一項第一号の設計(次項及び次条第一項において「届出設計」という。に合致させるようにしなければならない。

2 自己確認実施製造業者等(カジノ関連機器等輸入業者に限る。は、届出設計に合致しない非電磁的カジノ関連機器等を輸入してはならない。

3 自己確認実施製造業者等は、製造し、又は輸入した非電磁的カジノ関連機器等について、前条第三項の規定による届出に係る同条第一項第二号の措置に関する事項に従つて検査をし、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表)

第百五十六条 自己確認実施製造業者等は、届出設計に基づき製造された非電磁的カジノ関連機器等について前条第三項の検査の記録を作成したときは、当該非電磁的カジノ関連機器等にカジノ管理委員会規則で定める表示を付さなければならない。

2 何人も、前項に規定する非電磁的カジノ関連機器等以外の機器等に同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(記録)

第百五十七条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与又は保守若しくは修理その他のカジノ関連機器等の管理に関しカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三節 カジノ関連機器等製造業者等の従業員

第百五十八条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げる業務(第三項において「特定カジノ関連機器等製造業務等」という。に従事させてはならない。

一 カジノ関連機器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務

二 カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与の監督又はその保守若しくは修理その他の管理の監督をする業務

2 前項の確認(カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。は、製造所ごとに受けなければならない。

3 第百十五条から第百二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者(以下この項及び第百二十八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。について、第百二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 指定試験機関

(指定)

第百五十九条 カジノ管理委員会は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。に、検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事

務」という。の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 前項の申請をしようとする者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者(営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 職員、設備、試験の実施方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 申請者が前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

5 カジノ管理委員会は、第二項の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当す

るときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 株式会社(監査役、監査等委員会又は監査委員会を置くものに限る。又は一般社団法人(監事を置くものに限る。若しくは一般財団法人でない者

ロ 第百四十五条第二項第一号ロ又はハに掲げる者のいずれかに該当する者

ハ その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがある者

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 第百四十五条第二項第二号イ(3)を除く。又はロに掲げる者のいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により試験事務を適正かつ確実に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第百四十五条第二項第二号イ(3)を除く。又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者のうちに第百六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。

(指定の有効期間等)

第百六十条 前条第一項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き試験事務を行おうとする指定試験機関は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該指定の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする指定試験機関は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 5 第二項の更新がされたときは、当該指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。 (指定試験機関の役員の選任及び解任) 第百六十一条 指定試験機関は、その役員を選任し、又は解任しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請して、その認可を受けなければならない。	2 試験事務規程で定めるべき事項は、カジノ管理委員会規則で定める。 3 カジノ管理委員会は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。 (指定試験機関の認可主要株主等) 第百六十四条 第三章第一節第二款の規定は、指定試験機関(株式会社であるものに限る。第百九十九条第一項及び第二百五条第一項において同じ。)の認可主要株主等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (特定の業務に従事する者の確認) 第百六十五条 指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、試験事務に関して行われる次に掲げる業務(次項において「特定試験業務」という。)に従事させてはならない。 一 電磁的カジノ関連機器等の型式が第百五十一条第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合するかどうかの判定に関する業務 二 電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理又はその監督をする業務 第百五十五条から第百二十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者(以下この項及び第百二十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。)について、第百二十三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (秘密保持義務等) 第百六十六条 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、試験事務に関し	2 前項の認可を受けなかった役員を選任又は解任は、その効力を生じない。 (事業計画の認可等) 第百六十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定後遅滞なく)、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。 2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならない。 (試験事務規程) 第百六十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この条及び第百二十条第二項第二号において「試験事務規程」という。)を作成し、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。	平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号
一部を休止したとき、前条若しくは第二百十條第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 (公示) 第百七十一条 カジノ管理委員会は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。 一 第百五十九条第一項の規定による指定をしたとき。 二 第百六十八条の許可をしたとき。 三 第百六十九条若しくは第二百十條第一項若しくは第二項の規定により、第百五十九条第一項の規定による指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 四 前条第一項の規定により試験事務を行わないこととするとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき。 (カジノ管理委員会規則への委任) 第百七十二條 この節並びに第二百二條及び第二百十條に規定するもののほか、検定に必要な試験及び指定試験機関に関する事項その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。 第七章 カジノ施設への入場等の制限 (入場制限) 第百七十三條 第六十九條各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。 (カジノ行為の制限) 第百七十四條 第六十九條各号に掲げる者は、カジノ行為を行つてはならない。	2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (試験事務に関する事項の記録等) 第百六十七条 指定試験機関は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、これに試験事務に関する事項でカジノ管理委員会規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならない。 (試験事務の休廃止) 第百六十八条 指定試験機関は、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請して、その許可を受けなければならない。 (指定の取消し等) 第百六十九条 カジノ管理委員会は、指定試験機関について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第百五十九条第一項の規定による指定を取り消し、又は期限を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 偽りその他の不正の手段により第百五十九条第一項の規定による指定又は第百六十条第二項の更新を受けたこと。 二 第百五十九條第四項各号に掲げる基準に適合していないこと。 三 第百五十九條第五項各号に掲げる事由のいづれかに該当していること。 (カジノ管理委員会による試験事務の実施等) 第百七十条 カジノ管理委員会は、第百五十九條第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る指定試験機関が行う試験事務を行わな	2 カジノ管理委員会は、指定試験機関が第百六十八條の許可を受けて試験事務の全部若しくは	九一

2 次の各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、当該各号に定めるカジノ施設において、カジノ行為を行ってはならない。

一 推進法第十七条第一項に規定する本部長、推進法第十八条第一項に規定する副本部長、推進法第十九条第一項に規定する本部員及び推進法第二十二條第二項に規定する事務局長その他の職員 全てのカジノ施設

二 基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員（前号に掲げる者を除く。） 全てのカジノ施設

三 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員 全てのカジノ施設

四 認定都道府県等の職員（当該認定都道府県等に係る認定区域整備計画に関する事務に従事する者に限る。） 当該認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設

五 カジノ事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に限る。） 当該カジノ事業者が設置するカジノ施設

六 カジノ施設供用事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ施設供用業務に従事する者に限る。） 当該カジノ施設供用事業者が管理するカジノ施設

（チップの譲渡等の制限）

第百七十五条 顧客は、チップを他人に譲り渡し、又はチップを他人から譲り受けてはならない。

2 顧客は、チップをカジノ行為区画の外に持ち出してはならない。

第八章 入場料及び認定都道府県等入場料

第一節 入場料及び認定都道府県等入場料の賦課等

（入場料の賦課等）

第百七十六条 国は、入場者（本邦内に住居を有

しない外国人を除く。以下この節において同じ。）に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、三千円の入場料を賦課するものとする。

2 前項の規定は、入場料を納付した者が当該入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時から二十四時間を経過する時（以下この条において「再賦課基準時」という。）までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、適用しない。

3 国は、入場者が再賦課基準時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、当該入場者に対し、第一項に定める額の入場料を再賦課するものとする。

4 第一項の規定は、入場料を再納付した者が再賦課基準時から二十四時間を経過する時（以下この条において「再々賦課基準時」という。）までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、適用しない。

5 国は、入場者が再々賦課基準時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、当該入場者に対し、第一項に定める額の入場料を再々賦課するものとする。

6 第一項の規定は、入場料を再々納付した者が再々賦課基準時から二十四時間を経過する時までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、適用しない。

（認定都道府県等入場料の賦課等）

第百七十七条 認定都道府県等は、入場者に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、三千円の認定都道府県等入場料を賦課するものとする。

2 前条第二項から第六項までの規定は、認定都道府県等の認定都道府県等入場料について準用する。

（入場料及び認定都道府県等入場料の徴収）

第百七十八条 カジノ事業者は、入場者から、そ

のカジノ行為区画への入場の前に、国が賦課する入場料及び認定都道府県等が賦課する認定都道府県等入場料を徴収しなければならない。

2 カジノ事業者は、入場者から、国が再賦課する入場料及び再々賦課する入場料並びに認定都道府県等が再賦課する認定都道府県等入場料及び再々賦課する認定都道府県等入場料を徴収しなければならない。

（入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付等）

第百七十九条 カジノ事業者は、政令で定めるところにより、各月ごとに、前条の規定により徴収すべき入場料の額に相当する額（以下この章において「入場料納入金」という。）及び認定都道府県等入場料の額に相当する額（以下この章において「認定都道府県等入場料納入金」という。）を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2 国は、認定都道府県等入場料納入金の納付があつたときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等入場料納入金として納付された額を、当該納付があつた月の翌々月の末日までに認定都道府県等に払い込むものとする。

3 カジノ事業者は、第一項の規定により国に納付した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金のうち入場者から徴収できなかった入場料又は認定都道府県等入場料に相当する部分については、当該入場者に対して求償権を有する。

（証券）

第百八十条 カジノ管理委員会及び認定都道府県等は、それぞれ、カジノ事業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者が入場料及び認定都道府県等入場料を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証券を交付しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項の証券をそのカジノ行為区画に入場しようとする者に見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 第一項の証券は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

4 カジノ事業者は、第三十九条の免許が取り消され、又は失効したときは、遅滞なく、第一項の証券を、それぞれ、カジノ管理委員会及び認定都道府県等に返納しなければならない。

（入場料及び認定都道府県等入場料の納付義務等）

第百八十一条 入場者は、カジノ行為区画に入場しようとするときは、その入場の前に、国が賦課する入場料及び認定都道府県等が賦課する認定都道府県等入場料をカジノ事業者に納付しなければならない。

2 入場者は、国が再賦課する入場料及び再々賦課する入場料並びに認定都道府県等が再賦課する認定都道府県等入場料及び再々賦課する認定都道府県等入場料をカジノ事業者に納付しなければならない。

3 カジノ事業者は、入場料及び認定都道府県等入場料の全部又は一部を立て替え、又は補填してはならない。

（政令への委任）

第百八十二条 この節に定めるもののほか、入場料及び認定都道府県等入場料に関する事項は、政令で定める。

第二節 申告及び徴収

（入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告等）

第百八十三条 カジノ事業者は、各月ごとに、当該月に係る第百七十九条第一項の規定により納付すべき入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の額その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申告書を、その翌月の政令で定める日までにカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項の申告書の記載に誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならぬ。

3 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めるときは、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額を決定し、第五項に規定する場合を除き、カジノ事業者に納入の告知をするものとする。

4 前項の納入の告知を受けたカジノ事業者は、同項の規定によりカジノ管理委員会が決定した額の入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金(第一項の規定による申告に基づき納付した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金)があるときは、その額を控除した額を、その告知を受けた日から起算して十五日以内に国に納付しなければならない。

5 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が第一項の規定による申告に基づき納付した入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金の額が第三項の規定によりカジノ管理委員会が決定した額を超えるときは、その超える額又は入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金に係る過誤納金について、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、入場料納入金、認定都道府県等入場料納入金その他この節の規定による徴収金(以下この節において単に「徴収金」という。)のうち未納のものがあるときはこれに充当し、なお残余があればその時以後に納付すべき徴収金の額から順次控除するものとする。ただし、当該残余について、カジノ事業者がカジノ事業を廃止したときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

6 カジノ管理委員会は、前項の規定による充当、控除又は還付をしたときは、その旨をカジノ事業者者に通知しなければならない。

(加算金)

第百八十四条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が前条第四項の規定により入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しなければならぬときは、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て)に百分の十を乗じて得た額の加算金を徴収する。ただし、カジノ事業者が、天災その他やむを得ない理由により、同条第一項の申告書を提出することができず当該入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しなければならなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金が千円未満であるときは、同項の加算金は、徴収しない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の規定により加算金を徴収するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ事業者に対し、期限を指定して、その納付すべき加算金の額を通知しなければならない。

(特別加算金)

第百八十五条 前条第一項本文に規定する場合において、カジノ事業者がその入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき申告書を提出していたときは、政令で定めるところにより、当該カジノ事業者に対し、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額(その入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定

めるところにより計算した金額を控除した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に係る加算金に代え、当該基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額に百分の三十五を乗じて得た額の特別加算金を徴収する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により徴収する特別加算金について準用する。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第百八十六条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が徴収金を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該カジノ事業者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の規定による督促を受けたカジノ事業者がその指定の期限までに徴収金を完納しないときは、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ。

(延滞金)

第百八十七条 カジノ管理委員会は、前条第一項の規定による督促をしたときは、当該督促に係る入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額につき年十四・五パーセントの割合で納付期限の翌日から起算してその完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した額の延滞金を徴収する。ただし、督促に係る入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額は、その

納付のあつた入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定により計算した延滞金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、徴収しない。ただし、第四号に掲げる場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所が不明のため、公示送達の方法により督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第百八十八条 徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続等)

第百八十九条 徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(時効)

第百九十条 徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 カジノ管理委員会が行う徴収金の納入の告知又は第百八十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を生ずる。
(政令への委任)

第百九十一条 この節に定めるもののほか、入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告及び徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 国庫納付金及び認定都道府県等納付金

第一節 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付等

第百九十二条 カジノ事業者は、政令で定めるところにより、各月ごとに、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額の合計額(以下この章において「国庫納付金」という。)を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額とハに掲げる額の合計額(以下この節において「カジノ行為粗収益」という。)の百分の十五に相当する額

イ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客から交付等を受けたチップの価額(それと引換えに第七十三条第十項に規定する現金又はカジノ管理委員会規則で定めるものを交付したチップの価額を除く。)の総額

ロ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額(第七十三条第八項に規定する現金による支払、カジノ管理委員会規則で定める支払手段による支払若しくはカジノ行為関連品類による支払又は同条第九項に規定するクレジットカードの利用による支払を受けて交付等をしたチップの価額を除く。)の総額

ハ 当該カジノ事業者が当該各月に行わせた顧客相互間のカジノ行為により得られた利

益に相当する額

二 カジノ管理委員会が行うカジノ施設に關する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額

2 カジノ行為粗収益が零を下回るときは、その翌月に納付すべき国庫納付金のうち、前項第一号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額は、零とする。この場合において、零を下回る額は、その翌々月に納付すべき同号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額の計算上控除するものとする。ただし、控除してもなお控除しきれない部分の額があるときは、当該控除しきれない部分の額は、その翌々月の翌月以後の各月に納付すべき国庫納付金のうち、同号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額の計算上順次控除するものとする。

(認定都道府県等納付金の納付等)

第百九十三条 カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金として、政令で定めるところにより、各月ごとに、当該月のカジノ行為粗収益の百分の十五に相当する額(以下この章において「認定都道府県等納付金」という。)を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定は、認定都道府県等納付金について準用する。

3 国は、認定都道府県等納付金の納付があつたときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等納付金として納付された額を、当該納付があつた月の翌々月の末日までに認定都道府県等に払い込むものとする。
(政令への委任)

第百九十四条 この節に定めるもののほか、国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付に關し

必要な事項は、政令で定める。

第二節 申告及び徴収

第百九十五条 前章第二節の規定は、国庫納付金及び認定都道府県等納付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十章 カジノ事業者等の監督

(監督)

第百九十六条 カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び經理の監査をしなければならない。

(カジノ事業者が行う業務等に関する報告の徴収等)

第百九十七条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該カジノ事業者について第三十九条の免許を受けた後も引き続き第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいづれにも該当していないかどうか(次項において「免許基準適合性等」という。)又は当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一 議決権等の保有者

二 出資、融資、取引その他の關係を通じて当該カジノ事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者

三 カジノ施設供用事業者

四 認可施設土地権利者

五 カジノ関連機器等製造業者等

六 当該カジノ事業者から業務の委託を受けた者(当該者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。)

七 当該カジノ事業者の契約(第六十五条第一項に規定するカジノ施設利用約款に基づく契

約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。)の相手方(前号に掲げる者を除く。)

八 出資、融資、取引その他の關係を通じて前二号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者

九 特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた者

十 第二十八条第十五項の監査証明又は第六十七条第三項の監査を行った公認会計士又は監査法人

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の關係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に關し質問させ、当該カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る同項第一号から第九号までに掲げる者若しくはこれらの者の従業者の營業所若しくは事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験に必要な限度において非電磁的カジノ関連機器等を無償で収去させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問、立入検査及び収去について準用する。

(カジノ施設供用事業者が行う業務等に関する報告の徴収等)

第百九十八条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ施設供用事業者若しくは当該カジノ施設供用事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該カジノ施設供用事業者について第二百二十四条の免許を受けた後にも引き続き第二百二十六条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいづれにも該当していないかど

うか(次項において「免許基準適合性等」という。又は当該カジノ施設供用事業者が行う業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 一 議決権等の保有者 二 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ施設供用事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者 三 カジノ事業者 四 認可施設土地権利者 五 当該カジノ施設供用事業者から業務の委託を受けた者(当該者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。) 六 当該カジノ施設供用事業者の契約(雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。の相手方(前号に掲げる者を除く。)) 七 出資、融資、取引その他の関係を通じて前二号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者 八 第二十八条第十五項の監査証明を行った公認会計士又は監査法人 2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ施設供用事業者が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該カジノ施設供用事業者若しくは当該カジノ施設土地権利者若しくはこの施設の設置に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。 (認可主要株主等の業務等に関する報告の徴収等) 第百九十九条 カジノ管理委員会は、この法律の	施行に必要な限度において、カジノ事業者、カジノ施設供用事業者若しくは指定試験機関の認可主要株主等又はその従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該認可主要株主等について第五十八条第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。第二百五条第二項において同じ。の認可を受けた後も引き続き第六十条第一項各号(第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。))に掲げる基準に適合しているかどうか及び第六十条第二項各号(第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。))に掲げる者のいづれにも該当しないかどうか(次項において「認可基準適合性等」という。))又は当該認可主要株主等の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、認可基準適合性等若しくは当該認可主要株主等の業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該認可主要株主等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。 (認可施設土地権利者の業務等に関する報告の徴収等) 第二百条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、認可施設土地権利者又はその従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該認可施設土地権利者について第百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けた後も引き続き第百三十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二	項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しないかどうか(次項において「認可基準適合性等」という。))又は当該認可施設土地権利者の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、認可基準適合性等若しくは当該認可施設土地権利者の業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該認可施設土地権利者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。 (カジノ関連機器等製造業者等の業務等に関する報告の徴収等) 第二百一条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ関連機器等製造業者等若しくは出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ関連機器等製造業者等の事業活動に支配的な影響力を有する者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該カジノ関連機器等製造業者等について第百四十三条第一項の許可を受けた後も引き続き第百四十五条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事項において「許可基準適合性等」という。))又は当該カジノ関連機器等製造業者等の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、許可基準適合性等若しくは	当該カジノ関連機器等製造業者等の業務若しくはその財産に関し質問させ、当該カジノ関連機器等製造業者等若しくは出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ関連機器等製造業者等の事業活動に支配的な影響力を有する者若しくはこれらの者の従業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験に必要な限度において非電磁的カジノ関連機器等を無償で収去させることができる。 3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問、立入検査及び収去について準用する。 (指定試験機関の業務等に関する報告の徴収等) 第二百二条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは当該指定試験機関に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該指定試験機関について第百五十九条第一項の規定による指定を受けた後も引き続き同条第四項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第五項各号に掲げる事由のいづれにも該当しないかどうか(次項において「指定基準適合性等」という。))又は当該指定試験機関の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 一 議決権若しくは株式の保有者(当該指定試験機関が株式会社である場合に限る。))又は社員(当該指定試験機関が一般社団法人である場合に限る。))若しくは評議員(当該指定試験機関が一般財団法人である場合に限る。)) 二 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該指定試験機関の事業活動に支配的な影響力を有する者 2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する
--	--	---	--

者の関係者に対し、指定基準適合性等若しくは当該指定試験機関の業務若しくはその財産に關し質問させ、又は当該指定試験機関若しくは当該指定試験機関に係る同項各号に掲げる者若しくはこれらの者の従業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

(カジノ管理委員会の職員の権限)

第二百三条 カジノ管理委員会の職員は、第七十三条第十三項又は第七十四条第七項の規定の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくはその従業者若しくはこれらの関係者に質問し、又はカジノ施設に立ち入り、カジノ関連機器等その他の物件を検査することができる。

2 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

(カジノ事業者に対する監督処分)

第二百四条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が行う業務又は当該カジノ事業者の財産の状況に照らし、そのカジノ事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、業務方法書の変更、業務の運営若しくは財産の状況の改善計画の提出その他の当該カジノ事業者が行う業務の運営若しくは当該カジノ事業者の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ事業者若しくはカジノ行為区画内関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、期限を付して、そのカジノ事業

又はカジノ行為区画内関連業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 当該カジノ事業者が行う業務に關し他の法令の規定に違反したとき。

三 第四十一条第三項の規定により第三十九条の免許に付された条件又は第九十一条第四項の規定により同条第一項の承認に付された条件に違反したとき。

3 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第三十九条の免許又は第九十一条第一項の承認を取り消すことができる。

4 カジノ管理委員会は、カジノ事業者がカジノ事業の健全な運営に著しく支障を及ぼすおそれのある方法で第九十一条第一項の承認に係るカジノ行為区画内関連業務を行ったときは、当該承認を取り消し、又は当該カジノ行為区画内関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可を受けた契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 当該契約に係る業務に關し他の法令の規定に違反したとき。

6 カジノ管理委員会は、第一百条第一項の認可を受けた許諾に係る再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 当該再委託に係る業務に關し他の法令の規定に違反したとき。

7 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ業務従事者が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定カジノ業務従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定カジノ業務従事者についての第一百十四条の確認を取り消すことができる。

8 カジノ管理委員会は、カジノ事業者の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ事業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(認可主要株主等に対する監督処分)

第二百五条 カジノ管理委員会は、カジノ事業、カジノ施設供用事業又は指定試験機関が行う試験事務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらを行うカジノ事業者、カジノ施設供用事業者又は指定試験機関(以下この条において「カジノ事業者等」という。)の認可の条において「カジノ事業者等」という。)の認可主要株主等に対し、監督上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ事業者等の認可主要株主等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可を取り消すことができる。

3 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可主要株主等であつた者は、カジノ管理委員会が指定する期間内に、カジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 第二項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可に係る認可主要株主等で

あつた者は、前項の措置によりカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項の措置によることなくカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときも、同様とする。

5 カジノ管理委員会は、第三項のカジノ管理委員会が指定する期間の経過後もカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である者に対し、当該カジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(カジノ施設供用事業者に対する監督処分)

第二百六条 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者が行う業務又は当該カジノ施設供用事業者の財産の状況に照らして、そのカジノ施設供用事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ施設供用事業者に対し、業務方法書の変更、業務の運営若しくは財産の状況の改善計画の提出その他の当該カジノ施設供用事業者が行う業務の運営若しくは当該カジノ施設供用事業者の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ施設供用事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該カジノ施設供用事業者に対し、期限を付して、そのカジノ施設供用事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 当該カジノ施設供用事業者が行う業務に關し他の法令の規定に違反したとき。

三 第三百三十条において準用する第四十一条第三項の規定により第二百二十四条の免許に付された条件に違反したとき。 3 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二百二十四条の免許を取り消すことができる。	においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ施設供用事業者に対し、当該役員員の解任を命ずることができる。 8 カジノ事業者は、その使用するカジノ施設に係るカジノ施設供用事業者が第一項又は第二項の規定によりそのカジノ施設供用事業の全部又は一部の停止を命じられたときは、当該停止の期間中は、当該カジノ施設(当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。)においてカジノ事業及びカジノ行為区画内関連業務を行うことができない。	施設土地権利者である者に対し、当該認可に係る施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。 (カジノ関連機器等製造業者等に対する監督処分) 第二百八条 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等の業務又は財産の状況に照らし、そのカジノ関連機器等製造業者等の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ関連機器等製造業者等に対し、当該カジノ関連機器等製造業者等の運営若しくは当該カジノ関連機器等製造業者等の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ関連機器等製造業者等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	製造業務等従事者についての第五百五十八条第一項の確認を取り消すことができる。 4 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又はカジノ関連機器等製造業者等が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該カジノ関連機器等製造業者等に対し、当該役員員の解任を命ずることができる。
4 カジノ管理委員会は、第三百三十三条第二項の認可を受けた契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 二 当該契約に係る業務に關し他の法令の規定に違反したとき。	(認可施設土地権利者に対する監督処分) 第二百七条 カジノ管理委員会は、カジノ事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、認可施設土地権利者に対し、監督上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	2 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第四百三十三条第一項の許可若しくは第五百五十一条第一項の検定の合格を取り消し、又は期限を付して、そのカジノ関連機器等製造業者等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	第二百九条 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等外国製造業者(第四百二十二条第十項に規定するカジノ関連機器等外国製造業者をいう。以下この条及び第二百七条第四項第三号において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第五百五十条第一項の認定又は第五百五十一条第二項の検定の合格を取り消すことができる。
5 カジノ管理委員会は、第三百三十三条第四項において準用する第百条第一項の認可を受けた許諾に係る再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 二 当該再委託に係る業務に關し他の法令の規定に違反したとき。	2 カジノ管理委員会は、認可施設土地権利者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、第三百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可を取り消すことができる。 3 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であつた者は、カジノ管理委員会が指定する期間内に当該認可に係る施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。	一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 二 カジノ関連機器等製造業者等に關し他の法令の規定に違反したとき。	二 カジノ関連機器等外国製造業者(第四百二十二条第九項に規定するカジノ関連機器等外国製造業者をいう。)に關し他の法令(外国の法令を含む。)の規定に違反したとき。
6 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ施設供用業務従事者が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又はカジノ施設供用事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定カジノ施設供用業務従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定カジノ施設供用業務従事者についての第三百三十四条第一項の確認を取り消すことができる。	4 第二項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可に係る認可施設土地権利者であつた者は、前項の措置により当該認可に係る施設土地権利者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項の措置によることなく当該認可に係る施設土地権利者でなくなったときも、同様とする。	3 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又はカジノ関連機器等製造業者等が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定カジノ関連機器等	四 カジノ管理委員会が、必要があると認め、カジノ関連機器等外国製造業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
7 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又はカジノ施設供用事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合	5 カジノ管理委員会は、第三項のカジノ管理委員会が指定する期間の経過後も当該認可に係る		五 カジノ管理委員会が、必要があると認め、その職員に、カジノ関連機器等外国製造

業者の製造所その他のカジノ関連機器等を業務上取り扱う場所においてその構造若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は従業者その他の関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由がないのに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。	とき、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができると。	八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 第十一章 カジノ管理委員会 (設置) 第二百十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。 2 カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。 (任務) 第二百十四条 カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とする。 (所掌事務) 第二百十五条 カジノ管理委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者 四 指定試験機関の役員又は職員 五 認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者 六 第三号に規定する事業者の団体の従業者 (任期等) 第二百十八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員長及び委員は、再任されることができると。 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができると。
(指定試験機関に対する監督処分) 第二百十條 カジノ管理委員会は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をし、又はその必要の限度において、期限を付して当該試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができると。 2 カジノ管理委員会は、指定試験機関が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第五百九十九条第一項の規定による指定を取り消し、又は期限を付して、その試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができると。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 二 試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。 三 試験事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。	(監督処分の通知等) 第二百十一條 カジノ管理委員会は、第四十九條(第三百十條)において準用する場合を含む。)、第九十一條第七項、第九十八條(第一百一條第三項(第三百三十三條第四項)において準用する場合を含む。))及び第三百三十三條第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第九十九條(第九十三條第二項)において準用する場合を含む。)、第二百四條若しくは第二百六條(第八項を除く。))の規定による処分又は第七條第一項の規定によるカジノ事業者若しくはカジノ施設供用事業者に対する命令をしたときは、直ちに、国土交通大臣に当該処分の内容及び理由を通知しなければならない。 2 カジノ管理委員会は、前項に規定する処分(第九十八條、第二百四條第五項及び第六項並びに第二百六條第四項及び第五項の規定による処分を除く。))をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (聴聞の特例) 第二百十二條 カジノ管理委員会は、第二百四條第一項、第二項若しくは第四項の規定によりカジノ事業者若しくはカジノ行為区画内関連業務の停止を命じようとするとき、第二百六條第一項若しくは第二項の規定によりカジノ施設供用事業者の停止を命じようとするとき、第二百八條第一項若しくは第二項の規定によりカジノ関連機器等製造業者の停止を命じようとするとき、又は第二百十條第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の試験事務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十	一 カジノ事業の監督に關すること。 二 カジノ施設供用事業の監督に關すること。 三 カジノ関連機器等製造業者等の監督に關すること。 四 カジノ施設の適正な利用に關すること。 五 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に關すること。 六 所掌事務に係る國際協力に關すること。 七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。))に基づきカジノ管理委員会に属させられた事務 (職權行使の獨立性) 第二百十六條 カジノ管理委員会の委員長及び委員は、獨立してその職權を行う。 (組織等) 第二百十七條 カジノ管理委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。 2 委員のうち二人は、非常勤とすることができると。	5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が
4 カジノ管理委員会は、指定試験機関の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当する	とき、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができると。	第二百十三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九號)第四十九條第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。 2 カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。 (任務) 第二百十四條 カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とする。 (所掌事務) 第二百十五條 カジノ管理委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者 四 指定試験機関の役員又は職員 五 認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者 六 第三号に規定する事業者の団体の従業者 (任期等) 第二百十八條 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員長及び委員は、再任されることができると。 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができると。
4 カジノ管理委員会は、指定試験機関の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当する	とき、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができると。	第二百十三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九號)第四十九條第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。 2 カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。 (任務) 第二百十四條 カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とする。 (所掌事務) 第二百十五條 カジノ管理委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者 四 指定試験機関の役員又は職員 五 認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者 六 第三号に規定する事業者の団体の従業者 (任期等) 第二百十八條 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員長及び委員は、再任されることができると。 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができると。

得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第二百十九条 委員長及び委員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときはを除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 第二百七条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき。
二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 カジノ管理委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第二百二十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二百二十一条 委員長は、カジノ管理委員会の会務を総理し、カジノ管理委員会を代表する。

2 カジノ管理委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。(会議)

第二百二十二条 カジノ管理委員会の会議は、委員長が招集する。

2 カジノ管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 カジノ管理委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第二百十九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。(専門委員)

第二百二十三条 カジノ管理委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、カジノ管理委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。(事務局)

第二百二十四条 カジノ管理委員会の事務を処理させるため、カジノ管理委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)
第二百二十五条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。(秘密保持義務)

第二百二十六条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)
第二百二十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(公務所等への照会)
第二百二十八条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(調査の委託)
第二百二十九条 カジノ管理委員会は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる調査の一部を、その調査を適切に行うことができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に適合する者に委託することができる。

一 第一百五十九条第一項の規定による指定(第百六十条第二項の更新を含む。)の申請、第百六十一条第一項の認可の申請、第百六十四条において準用する第五十八條第一項又は第四項ただし書の認可の申請又は第百六十五条第一項の確認の申請に対する審査のために必要な調査

二 第二百三十四条第一項各号に掲げる処分に係る申請に対する審査のために必要な調査

三 前章(第二百一十一条及び第二百二条を除く。)の規定による監督のために必要な調査

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその従業者又はこれらであつた者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその従業者であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(規則の制定)

第二百三十条 カジノ管理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、カジノ管理委員会規則を制定することができる。

第十二章 雑則
(国庫納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当)

第二百三十一条 政府は、第百九十二条第一項に規定する国庫納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第三条の国の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

(認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当)
第二百三十二条 認定都道府県等は、第百九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第四条の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

(手数料の徴収)
第二百三十三条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第四十二条第三項(第百三十条及び第百四十九条(第百五十条第二項において準用する場合を含む。))において準用する第一項第二号において同じ。)において準用する場合を含む。)の再交付を申請する者

二 第四十四条第一項、第四十八条第七項、第

百二十八条第一項又は第百二十九条第五項の検査を受ける者

三 第四十八条第一項(第四号を除く。)、第七十四条第二項、第百十八条第一項(第百三十四条第二項及び第百五十八条第三項において準用する場合を含む。)、第百二十九条第一項(第三号を除く。)、又は第百四十七條第一項(第三号を除く。)、第百五十条第二項において準用する場合を含む。の承認を申請する者

四 第五十二條第一項(第五十三條第二項(第百三十条において準用する場合を含む。)、第五十四條第二項、第百三十五條第二項、第百五十六條第二項、第百三十三條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第六十七條第一項又は第百四十八條第二項(第百五十條第二項において準用する場合を含む。))の認可を申請する者

五 第百五十一條第一項又は第二項の検定を受ける者

六 第百五十九條第一項に規定する試験を受ける者(次項に規定する者を除く。)

2 指定試験機関が行う第百五十九條第一項に規定する試験を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(審査費用の徴収)

第二百三十四條 次に掲げる処分に係る申請をする者は、次項から第四項までに定めるところにより、その審査に要する費用を国に納付しなければならない。

一 第三十九條若しくは第百二十四條の免許又は第百四十三條第二項若しくは第百二十七條第二項の更新

二 第四十五條第一項(第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第四

十六條第一項(第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項(第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項(第四号に係る部分に限る。)、第六十一條第一項(第百三十一條及び第百四十一條において準用する場合を含む。)、第九十一條第一項若しくは第六項、第百二十九條第一項(第三号に係る部分に限る。))又は第百四十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)、第百五十條第二項において準用する場合を含む。の承認

三 第五十八條第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第百三十一條において準用する場合を含む。)、第九十五條第一項、第百条第一項(第百三十三條第四項において準用する場合を含む。)、第百三十三條第二項又は第百三十六條第一項若しくは第五項ただし書の認可

四 第百十四條、第百三十四條第一項若しくは第百五十八條第一項の確認又は第百十七條第二項(第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。))の更新

五 第百四十三條第一項の許可又は第百四十六條第二項の更新

六 第百五十條第一項の認定又は同條第二項において準用する第百四十六條第二項の更新

2 前項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。

3 第一項の審査に際し、前項の概算額の算定の基礎となつた調査の範囲を超えてカジノ管理委員会において追加の調査が必要となつた場合には、第一項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付し

なければならない。

4 前二項の規定により概算額として納付された額が第一項の費用の額に比し不足があるときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、そのカジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。

5 カジノ管理委員会は、第二項若しくは第三項の概算額又は前項の不足額の納付がそれぞれ前三項の政令で定めるところによりされなかつたときは、その申請を却下することができる。

6 第百八十六條から第百九十一條までの規定は、第一項に規定する者が納付すべき第四項の不足額について準用する。

7 カジノ管理委員会は、第二項若しくは第三項の概算額又は第四項の不足額を第一項に規定する者に通知するときは、その総額のほかその内訳を通知しなければならない。ただし、同項の審査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときと認める場合には、当該内訳を通知することを要しない。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の費用の納付に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

(外国執行当局への情報提供)

第二百三十五條 カジノ管理委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定するカジノ管理委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報(当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特

定された後のものに限る。))又は審判(同項において「捜査等」という。))に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 カジノ管理委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 カジノ管理委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に掲げる場合に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に掲げる場合に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第十三章 罰則

第二百三十六條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十條第二項の規定による設置運営事業の停止の命令に違反して、設置運営事業(カジノ行為業務に係る部分に限る。))を行つたとき。

二 偽りその他不正の手段により第三十九條の免許を受けたとき。

三 偽りその他不正の手段により第四十三条第二項の更新を受けたとき。 四 偽りその他不正の手段により第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けたとき。 五 第五十七条の規定に違反して、自己の名義をもって他の者にカジノ事業を行わせたとき。 六 第九十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる業務以外のカジノ業務(カジノ行為業務に係る部分に限る。)を委託したとき。 七 第二百四十四条第一項又は第二項の規定によるカジノ事業の停止の命令に違反して、カジノ事業(カジノ行為業務に係る部分に限る。)を行つたとき。 八 第二百六条第八項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定により停止を命じられたカジノ施設供用事業に係るカジノ施設(当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。)においてカジノ事業(カジノ行為業務に係る部分に限る。)を行つたとき。	四 第四十八条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。 五 第四十八条第十一項の規定に違反したとき。 六 第六十九条の規定に違反して、同条各号に掲げる者をカジノ施設に入場させ、若しくは滞在させたとき、又は第七十三条第一項の規定に違反して、第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者にカジノ行為を行わせたとき。 七 第七十三条第二項の規定に違反して、同項に規定する場所以外のカジノ行為区画の場所においてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせたとき。 八 第七十四条第一項の規定に違反したとき。 九 第七十四条第二項の規定に違反してカジノ関連機器等の変更をしたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。 十 第七十四条第六項の規定に違反したとき。 十一 第二百二十四条の免許を受けないでカジノ施設供用事業を行つたとき(その行為が第三百三十三条第二項の認可を受けた契約(同項第一号に掲げるものに限る。)に基づくものである場合を除く。)、又は偽りその他不正の手段により第二百二十四条の免許を受けたとき。 十二 偽りその他不正の手段により第二百二十七条第二項の更新を受けたとき。 十三 偽りその他不正の手段により第三百三十条において準用する第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けたとき。 十四 第三百三十条において準用する第五十七条の規定に違反して、自己の名義をもって他の者にカジノ施設供用事業を行わせたとき。	十五 第四百三十三条第一項の規定に違反してカジノ関連機器等製造業等を行つたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の許可を受けたとき。 十六 偽りその他不正の手段により第四百四十六条第二項の更新を受けたとき。 十七 偽りその他不正の手段により第四百四十九条において準用する第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けたとき。 十八 第四百四十九条において準用する第五十七条の規定に違反して、自己の名義をもって他の者にカジノ関連機器等製造業等を行わせたとき。 十九 第七百七十九条第一項の規定に違反して、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しなかつたとき。 二十 第九百九十二条第一項又は第九百九十三条第一項の規定に違反して、国庫納付金又は認定都道府県等納付金を納付しなかつたとき。 二十一 第二百四十四条第一項又は第二項の規定によるカジノ事業の停止の命令に違反して、カジノ事業(カジノ行為業務に係る部分を除く。)を行つたとき。 二十二 第二百六条第一項又は第二項の規定によるカジノ施設供用事業の停止の命令に違反したとき。 二十三 第二百六条第八項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定により停止を命じられたカジノ施設供用事業に係るカジノ施設(当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。)においてカジノ事業(カジノ行為業務に係る部分を除く。)を行つたとき。 二十四 第二百八条第一項又は第二項の規定によるカジノ関連機器等製造業等の停止の命令に違反したとき。	2 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第七十三条の規定に違反して、カジノ施設に入場した者(第六十九条第二号に掲げる者に限る。) 二 第七十四条第二項の規定に違反した者 3 第一項(第四号(第四十八条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定は、刑法第八十五条及び第八十六条の規定の適用を妨げない。 第二百三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第十八条第一項の規定に違反して、設置運営事業以外の事業を営んだとき。 二 第六十七条第一項前段の規定に違反したとき、又は同項後段の規定に違反してカジノ行為粗収益の集計に関する手続を変更したとき。 三 第七十条第一項の規定に違反して、同項の確認をしないで、入場者を入場させ、又は退場させたとき。 四 第七十九条の規定に違反して、特定資金移動業務を行つたとき。 五 第八十七条第八項の規定に違反して、返済能力等調査以外の目的のために契約指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供したとき。 六 情を知つて、前号の違反行為をした者から信用情報の提供を受けたとき。 七 第八十七条第九項の規定に違反して、契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供したとき。
---	---	--	---

八 情を知つて、前号の違反行為をした者から信用情報の提供を受けたとき。

九 第八十八条第一項(第九十条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十 第九十一条第一項の規定に違反して同項の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務以外の業務を行ったとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十一 第九十一条第八項の規定に違反して、自己の名義をもつて他の者にカジノ行為区画内関連業務を行わせたとき。

十二 第九十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる業務以外のカジノ業務(カジノ行為業務に係る部分を除く。)を委託したとき。

十三 第九十五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる契約を締結し、若しくは当該契約を更新し、若しくは変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

十四 第一百条第一項の規定に違反して許諾をしたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

十五 第二百二十九条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十六 第三百三十条において準用する第四十一条第三項の規定により付した条件に違反したとき。

十七 第三百三十条において準用する第四十八条第十一項の規定に違反したとき。

十八 第四百四十七条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十九 第四百四十九条において準用する第四十一

条第三項の規定により付した条件に違反したとき。

二十 第二百四条第一項、第二項又は第四項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の停止の命令に違反したとき。

二十一 第二百六条第八項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定により停止を命じられたカジノ施設供用事業に係るカジノ施設(当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。)においてカジノ行為区画内関連業務を行ったとき。

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第二項の規定に違反して、施設供用事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十八条第四項の規定による財務報告書若しくは同条第五項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは同条第八項の規定による財務報告に係る内部統制報告書若しくは同条第九項の規定によりこれに添付すべき書類(いずれも同条第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)の提出をせず、又はこれらに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは忌避したとき。

四 第三十条第一項の規定による指示に違反したとき。

五 第四十条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第四十条第二項(第四十三条第四項において準用す

る場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十二条第一項(第五十三条第二項(第三百三十条において準用する場合を含む。)、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項及び第三百三十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程又は犯罪収益移転防止規程を変更したとき。

七 第五十八条第一項(第三百三十一条及び第六十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になったとき若しくは主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である法人等を設立したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

八 偽りその他不正の手段により第五十八条第四項ただし書(第三百三十一条及び第六十四条において準用する場合を含む。)又は第三百三十六条第五項ただし書の認可を受けたとき。

九 第五十八条第六項(第六十二条第三項(第三百三十一条及び第六十四条において準用する場合を含む。)、第三百三十一条及び第六十四条において準用する場合を含む。)又は第二百五条第五項の規定による命令に違反したとき。

十 第七十三条第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、虚偽のことを告げたとき。

十一 第七十三条第十三項又は第七十四条第七項の規定による命令に違反したとき。

十二 第七十六条第二項第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、虚偽のことを告げたとき。

十三 第七十八条の規定による報告書の提出をせず、又はこれに虚偽の記載をして提出した

とき。

十四 第八十条第一項又は第八十四条第二項の規定に違反したとき。

十五 第八十一条第二項(第八十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十六 第八十四条第一項の規定に違反して、手数料を受領し、又は利息を支払ったとき。

十七 第八十五条第一項の規定に違反して、金を貸し付けたとき。

十八 第八十五条第二項の規定に違反して特定資金貸付契約を締結したとき、又は同条第五項の規定に違反して保証契約を締結したとき。

十九 第八十五条第三項(第九十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求したとき。

二十 第八十六条第一項の規定による調査をせず、又は当該調査の結果に基づく貸付限度額を定めないうで、特定資金貸付契約を締結したとき。

二十一 第八十六条第二項の規定に違反して、特定資金貸付契約を締結したとき。

二十二 第八十七条第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二十三 第八十七条第四項の規定に違反して、顧客からの同意を得ずに、当該顧客に係る信用情報の提供の依頼をしたとき、又は同条第五項の規定に違反して、顧客からの同意を得ずに、特定資金貸付契約を締結したとき。

二十四 第九十一条第四項の規定により付した条件に違反したとき。

二十五 第九十一条第六項の規定に違反して同項に規定する事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

二十六 第九十二条第一項の規定に違反して、入場者に対する物品の給付若しくは役務の提供をさせたとき、又は同条第二項の規定に違反して、物品の給付若しくは役務の提供をしたとき。

二十七 第六十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、虚偽の表示若しくは説明をしたとき、又は同条第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる方法で広告をしたとき。

二十八 第七十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

二十九 第七十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三十 第二百二十五条第一項(第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第二百二十五条第二項(第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三十一 第三百三十三条第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる契約を締結し、若しくは当該契約を更新し、若しくは変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

三十二 第三百三十三条第四項において準用する第百条第一項の規定に違反して許諾をしたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

三十三 第三百三十六条第一項の規定に違反して同項に規定する取引若しくは行為をしたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

三十四 第三百三十六条第七項(第三百三十九条第三項において準用する場合を含む。)又は第二

百七条第五項の規定による命令に違反したとき。

三十五 第四百四十四条第一項(第四百四十六条第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第四百四十四条第二項(第四百四十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三十六 第五百一十一条第一項の規定に違反して、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入したとき。

三十七 第五百一十四条第三項(同条第五項後段において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十八 第八百八十条第二項から第四項までの規定に違反したとき。

三十九 第九百九十七条第一項若しくは第二百一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は第九百九十七条第二項若しくは第二百一条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四十 第九百九十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四十一 第二百二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定に

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(いずれもその違反行為をした者が指定試験機関の役員又は職員である場合を除く。)

四十二 第二百三十三条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四十三 第二百四十四条第一項、第二百六条第一項又は第二百八条第一項の規定による命令(カジノ事業若しくはカジノ行為区画内関連業務、カジノ施設供用事業又はカジノ関連機器等製造業等の停止の命令を除く。)に違反したとき。

四十四 第二百二十九条第二項の規定に違反して、秘密を漏らしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 本人特定事項を隠蔽する目的で、第七十条第四項の規定に違反する行為(本人特定事項に係るものに限る。)をした者

二 第七百七十五条第一項又は第二項の規定に違反した者

第二百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十一条第一項(第三百三十一条、第四百一十一条及び第六百六十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して役員を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

二 第七十条第五項の規定に違反して、入場等回数制限対象者該当性についての確認以外の目的のためにカジノ管理委員会に対し照会をし、又は回答情報を当該確認以外の目的に使

用し、若しくは第三者に提供したとき。

三 情を知つて、前号の違反行為をした者から回答情報の提供を受けたとき。

四 第七十条第六項の規定に違反して、回答情報を使用し、又は第三者に提供したとき。

五 情を知つて、前号の違反行為をした者から回答情報の提供を受けたとき。

六 第九十一条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七 第九十六条第一項(第一百一条第三項、第一百三十三条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及び第三百三十三条第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第九十六条第二項(第一百一条第三項及び第三百三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

八 第四百四十四条、第四百三十四条第一項若しくは第四百五十八条第一項の規定に違反してその雇用する者その他の者を特定カジノ業務、特定カジノ施設供用業務若しくは特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させたとき、又は偽りその他不正の手段によりこれらの規定の確認を受けたとき。

九 偽りその他不正の手段により第九百七条第二項(第九百三十四条第二項及び第九百五十八条第三項において準用する場合を含む。)の更新を受けたとき。

十 第四百四十八条第二項又は第四百四十九条において準用する第五十二条第一項の規定に違反して、業務方法書又は定款を変更したとき。

十一 第九百九十九条第一項若しくは第二百条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は第九百九十九条第二項若しくは第二百条第二項の規定による質問に対し

三 第二百三十九条第一項第六号から第十号まで、第十二号から第十四号まで、第十六号から第二十三号まで、第二十七号、第三十三号、第三十四号、第三十八号及び第四十四号を除く。一億円以下の罰金刑

改正規定に限る。)、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二章、第二百三十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百三十八條(第一号に係る部分に限る。)、第二百三十九條第一項(第一号から第四号までに係る部分に限る。)、第二百四十一條第一号から第四号までに係る部分に限る。並びに第二百四十三條第一項(第一号(第二百三十六條第一項第一号に係る部分に限る。)、第二号(第二百三十七條第一項第一号及び第二百三十八條第一号に係る部分に限る。)、第三号(第二百三十九條第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。))及び第四号(第二百四十一條第一号から第四号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第二項(第二百三十六條第一項第一号に係る部分に限る。))並びに附則第十四條(前号に掲げる改正規定を除く。))の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第二百十七條第三項の規定によるカジノ管理委員会の委員長及び委員の任命に關し必要な行為は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命されるカジノ管理委員会の委員の任期は、第二百十八條第一項本文の規定にかかわらず、四人のうち、二人は三年、二人は五年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後最初にされる第九條第十一項の認定の日から起算して五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ただし、同項第七号に規定する認定区域整備計画の数については、当該認定の日から起算して七年を経過した場合において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 第五条 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 カジノ管理委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「個人情報保護委員会委員長」を「個人情報保護委員会委員長」に、「個人情報保護委員会委員長」を「カジノ管理委員会委員長」に、「個人情報保護委員会委員」を「カジノ管理委員会委員」に改める。

(登録免許税法の一部改正) 第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号の二の次に次のように加える。

三十四の三 カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定

(一) 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第 号 第三十九條(免許等))のカジノ事業の免許更新の免許を除く。

(二) 特定複合観光施設区域整備法第二百二十四條(免許)のカジノ施設供用事業の免許(更新の免許を除く。)

(三) 特定複合観光施設区域整備法第二百四十三條第一項許可のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業の許可(更新の許可を除く。)

(四) 特定複合観光施設区域整備法第五十條第一項(カジノ関連機器等外国製造業の認定)のカジノ関連機器等外国製造業の認定(更新の認定を除く。)

(行政機関が行う政策の評価に關する法律の一部改正) 第七條 行政機関が行う政策の評価に關する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を加える。

第八條 行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律の一部改正

第十二條本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

別表に次のように加える。

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第 号)	第七十四條第八項	第四條
---------------------------	----------	-----

(個人情報の保護に關する法律の一部改正) 第九條 個人情報の保護に關する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一号中「又は国家公安委員会を「国家公安委員会又はカジノ管理委員会」に改める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に關する法律の一部改正) 第十條 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に關する法律(平成十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九條本文中「個人情報保護委員会規則」の下

に「カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。
(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十一條 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第四十七号を第四十八号とし、第四十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十号中「第二十二條第一項第十五号」を「第二十二條第一項第十六号」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第 号)第二條第九項に規定するカジノ事業者

第四條第一項中「第二條第二項第四十三号」を「第二條第二項第四十四号」に、「第二條第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二條第二項第四十五号から第四十八号まで」に改め、同條第二項及び第五項の表国等(人格のない社団又は財団を除く)の項中「第二條第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二條第二項第四十五号から第四十八号まで」に改める。

第七條第二項中「第二條第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二條第二項第四十五号から第四十八号まで」に、「別表第二條第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二條第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第八條第一項及び第十二條第一項中「第二條第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二條第二項第四十五号から第四十八号まで」に改める。

第十三條第一項中「事項」の下に、「特定複合観光施設区域整備法第九條第一項の規定による届出に係る事項」を加える。

第二十二條第一項第一号中「第四十六号」を

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号

特定複合観光施設区域整備法案及び同報告書

「第四十七号」に改め、同項第十二号中「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改め、同項第十三号中「第四十七号」を「第四十八号」に改め、同項第十四号中「第四十一号」を「第四十二号」に、「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改め、同項第十七号中「第二條第二項第四十五号」を「第二條第二項第四十六号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第二條第二項第四十四号」を「第二條第二項第四十五号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第二條第二項第四十号」を「第二條第二項第四十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第二條第二項第四十号に掲げる特定事業者 カジノ管理委員会
第二十二條第四項中「第二條第二項第四十一号」を「第二條第二項第四十二号」に改める。
第二十三條第一項第一号中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同号イ中「大臣」の下に「又は委員会」を加え、同号ロ中「第二條第二項第四十号」を「第二條第二項第四十一号」に改め、同号ホ中「第二條第二項第四十五号」を「第二條第二項第四十六号」に改める。

別表第二條第二項第四十号に掲げる者の項中「第二條第二項第四十号」を「第二條第二項第四十一号」に改め、同表第二條第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二條第二項第四十一号」を「第二條第二項第四十二号」に改め、同表第二條第二項第四十二号に掲げる者の項中「第二條第二項第四十二号」を「第二條第二項第四十三号」に改め、同表第二條第二項第四十三号に掲げる者の項中「第二條第二項第四十四号」を「第二條第二項第四十五号」に改め、同表第二條第二項第四十五号に掲げる者の項中「第二條第二項第四十六号」を「第二條第二項第四十七号」に改め、同表第二條第二項第四十七号

十七号に掲げる者の項中「第二條第二項第四十七号」を「第二條第二項第四十八号」に改め、同

第二條第二項第四十号に掲げる者

特定複合観光施設区域整備法第二條第八項に規定するカジノ業務(同条第七項に規定するカジノ行為を除く。)

(産業競争力強化法の一部改正)

第十二條 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第三項本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加え、同項ただし書中「個人情報保護委員会」を「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正)

第十三條 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号中「第二條第二項第四十一号」を「第二條第二項第四十二号」に改める。

(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部改正)

第十四條 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五條第一項に次の一号を加える。

四 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第 号)第九條第十二項(同法第十條第四項、第十一條第三項、第十九條第二項及び第三十五條第三項において準用す

表第二條第二項第三十九号に掲げる者の項の次に次のように加える。

チップ(同法第七十三條第六項に規定するチップをいう)の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引

る場合を含む。又は第三十七條第四項の規定により意見を述べることを。

第十九條第二項中「国務大臣」の下に「及びカジノ管理委員会委員長」を加える。

第十五條 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第三項本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加え、同項ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第十六條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「取扱いの確保」の下に「カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保」を加える。

第四條第三項第五十九号の二の次に次の一号を加える。

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第 号)第二百十五條に規定する事務

第十六條第一項中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を加える。

第六十四條の表個人情報保護委員会の項の次に次のように加える。

カジノ管理委員会

特定複合観光施設区域整備法

理 由

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定複合観光施設区域整備法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定複合観光施設区域制度

- (一) 特定複合観光施設区域の整備について、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、その際の地域の合意形成等について規定すること。
- (二) 国土交通大臣は、認定区域整備計画の数

が三を超えることとならないよう区域整備計画を認定することとするほか、特定複合観光施設設置運営事業者の監督等の制度を規定すること。

2 カジノ規制

- (一) 特定複合観光施設設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、カジノ事業を行うことができることとし、主要株主等その他の関係者についても、免許制等の下で所要の規制を設けること。
- (二) カジノ行為の種類及び方法、カジノ関連機器等について、所要の規制を設けること。

- (三) 日本人等のカジノ施設への入場回数について、連続する七日間で三回、連続する二十八日間で十回に制限するとともに、二十歳未満の者、暴力団員等に対し、カジノ施設への入場等を禁止すること。
- 3 入場料・納付金

- (一) 日本人等の入場者に対し、国と認定都道府県等がそれぞれ三千円の入場料を賦課すること。

- (二) カジノ事業者に対し、国庫納付金として、カジノ行為粗収益の十五パーセントに相当する額及びカジノ管理委員会の経費のうちカジノ事業者に負担させることが相当なものの額の合計額を、認定都道府県等納付金として、カジノ行為粗収益の十五パーセントに相当する額をそれぞれ納付させること。

4 カジノ管理委員会

- (一) 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置し、委員長及び四名の委員について

は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

- (二) カジノ管理委員会のカジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会等に関する規定を設けること。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成三十年六月十五日

内閣委員長 山際大志郎
衆議院議長 大島 理森殿

健康増進法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康増進法の一部を改正する法律

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 特定給食施設等
第一節 特定給食施設における栄養管理(第二十条―第二十四条)を「第五章 受

定給食施設(第二十条―第二十四条) 動喫煙防止(第二十五条―第二十五条の六)に、

「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 特定給食施設

第五章第一節の節名を削る。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第二十五条に見出しとして「(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)」を付し、同条中「受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)」を「望まない受動喫煙」に改め、第五章第二節中間条を第二十五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(受動喫煙に関する調査研究)
第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第五章第二節の節名を削る。
第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章 受動喫煙防止
(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

〔関係者の協力〕

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。）を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙・蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条 健康増進法の一部を次のように改正する。

第六章 受動喫煙防止
第二十五条の六（一）を 第二節 総則（第二十五条の五）に、
第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）
に、「第四十条を」「第四十二条」に改める。
第二十五条の前に次の節名を付する。
第一節 総則
第二十五条の二中「次条第二項及び第二十五条の五」を「以下この章に」「を管理する者」を「の管理権原者施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。」に改める。
第二十五条の三第一項中「何人も、」の下に「特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。
第二十五条の四に次の三号を加える。
四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）
五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

第六章中第二十五条の六を第二十五条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条の五を削り、第二十五条の四の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなく、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設の管理権原者等の責務）

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は

当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言）

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

（特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等）

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態に設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁

止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所
二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十六条の十 第一項中「第四十条」を「第四十二条第二号」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

本則に次の二条を加える。

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第三条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四」を「第二十八条」に、「第二十五条の五」第二十五条の十三を「第二十九条」第四十二条に、「第二十六条」第三十三條を「第四十三条」第六十七條に、「第三十四条」第三十五條を「第六十八條」第六十九條に、「第三十六条」第四十二条を「第七十条」第七十八條に改める。

第四十二条第二号中「第二十六条の十第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第三号とし、同条第一号中「第二十五条の九第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽

の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第四十二条を第七十八條とする。

第四十一条中「第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第四十一条を第七十七條とする。

第四十条中「第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第四十条を第七十六條とする。

第三十九条中「第三十七條」を「第七十二条」に改め、同条を第七十五條とする。

第三十八條第二号中「第二十七條第一項(第二十九條第二項)に改め、同条を第七十四條とする。

第三十七條の二第一号中「第二十六条の九」を「第五十一条」に改め、同条第二号中「第二十六条の十四」を「第五十六條」に、「の記載をせず、」を「を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは」に改め、同条第三号中「第二十六条の十六」を「第五十八條」に改め、同条第四号中「第二十六条の十七第一項」を「第五十九條第一項」に改め、同条を第七十三條とする。

第三十七條第二号中「第二十六条第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十五第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条を第七十二条とする。

に改め、同条を第七十二条とする。

第三十六条の二中「第三十二条第二項」を「第六十六條第二項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十六条第三項中「第二十六条の十一第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条第四項中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第七十条とし、第八章中第三十五条を第六十九條とする。

第三十四条中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十七條第一項(第六十三條第二項)に改め、同条を第六十八條とする。

第三十三条中「第二十七條第一項(第二十九條第二項)を「第六十一條第一項(第六十三條第二項)に改め、第七章中同条を第六十七條とする。

第三十二条第三項中「第二十七條」を「第六十一条」に、「第二十九條第一項」を「第六十三條第一項」に改め、同条を第六十六條とし、第三十一条を第六十五條とする。

第三十条中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七條第二号」を「第七十二条第二号」に改め、同条を第六十四條とする。

第二十九條第二項中「第二十六条第二項」を「第四十三條第二項」に、「第二十七條の二」を「第六十一条の二」に改め、「前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り、同条を第六十三條とする。

第二十八條中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第一号中「第二十六条第六項」を「第四十三條第六項」に改め、同条を第六十二条とし、第二十七條を第六十一条とする。

第二十六条の十八第一号中「第二十六条第三項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第二号

第二十六條の十八第一号中「第二十六条第三項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第二号

第二十六條の十八第一号中「第二十六条第三項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第二号

中「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の七」を「第四十九条」に改め、同条第四号中「第二十六条の九」を「第五十一条」に改め、同条第五号中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条第六号とし、第二十六条の十七を第五十九条とし、第二十六条の十六を第五十八条とし、第二十六条の十五を第五十七条とし、第二十六条の十四を第五十六条とする。

第二十六条の十三第一号中「第二十六条の三第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条第二号中「第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の十第一項」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項」に改め、同条第三号中「第二十六条の十第二項各号」を「第五十二条第二項各号」に改め、同条第四号中「第二十六条の八第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第五号中「第二十六条の八第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条第六号中「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十六条の十二中「第二十六条の四第一項各号」を「第四十六条第一項各号」に改め、同条を第五十四条とし、第二十六条の十一を第五十三条とする。

第二十六条の十第一項中「第四十二条第二号」を「第七十八条第三号」に改め、同条を第五十二条とし、第二十六条の九を第五十一条とし、第二十六条の八を第五十条とし、第二十六条の七を第四十九条とし、第二十六条の六を第四十八条とし、第二十六条の五を第四十七条とする。

第二十六条の四第一項中「第二十六条の二」を「第四十四条」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条

第一項」に、「第二十六条の十第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十六条の三「第二十六条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二十六条の十三」を「第五十五条」に改め、同条を第四十五条とし、第二十六条の二を第四十四条とし、第二十六条を第四十三条とし、第六章第二節中「第二十五条の十三」を第四十二条とし、第二十五条の十二を第四十一条とする。

第二十五条の十一第一項中「第二十五条の六第三項、前条」を「第三十条第四項」に改め、同項第一号中「場所」の下に「(次号に掲げる場所を除く。)」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所(同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室(個室を除く。))の場所を除く。

第二十五条の十一第二項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第三項中「特定施設」を「特定施設等」に、「現に運行している自動車」を「一般自動車等(旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。が現に運行している場合における当該一般自動車等)に改め、同条を第四十条とする。

第二十五条の十を削る。

第二十五条の九第一項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(適用関係)

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合にお

いては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

第二十五条の八の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に、「第二十五条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

(喫煙専用室)

第三十二条 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)(へ)のたばこの煙の流出を防止するための

基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。

一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室(前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。)の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を

第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。 5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。 6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができ、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。 7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができ、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。	が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (喫煙目的室) 第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができ、当該場所として定めることができる。	し、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。 一 喫煙目的室(前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。)が設置されている旨 二 その他厚生労働省令で定める事項 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。)の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。 5 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。	煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。 10 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができ、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室設置施設等標識を除去しなければならない。 (喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等) 第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の使用を停止することを勧告することができる。 2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなかつたとき、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設等標識(喫煙目的室設置施設等に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあつては、当該喫煙目的室設置施設等の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなかつたときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の使用を停止することを勧告することができる。
第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなかつたとき、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識(喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなかつたときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の使用を停止することを勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者	2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができ、当該場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙目的室標識」という。)を掲示しなければならない。 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨 三 その他厚生労働省令で定める事項 3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、	6 喫煙目的室設置施設(喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。)の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 7 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。 8 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。 9 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができ、当該喫	第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の使用を停止することを勧告することができる。 2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなかつたとき、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設等標識(喫煙目的室設置施設等に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあつては、当該喫煙目的室設置施設等の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなかつたときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の使用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合
第二十五条の七(見出しを含む。)中「特定施設を「特定施設等」に改め、同条を第三十一条とする。」

第二十五条の六の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「特定施設」を「特定施設等」に改め、「及び施設」の下に「又は旅客運送事業自動車等」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。

第二十五条の六を第三十条とする。
第二十五条の五の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所
イ 特定屋外喫煙場所
ロ 喫煙関連研究場所
二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所
イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫

煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所
第二十五条の五第二項中「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十五条の四第二号中「次号」の下に「及び次節」を加え、同条第四号中「多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるもの」を「第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六号を同条第十四号とし、同条第五号中「特定施設」を「第一種施設」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第四号の次に次の八号を加える。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自

動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うための事業の用に供する自動車をいう。

十 旅客運送事業航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うための事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)及び索道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)並びに軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うための事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による船舶運航事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うための事業の用に供する船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に限る。)をいう。

第六章第一節中第二十五条の四を第二十八条とする。
第二十五条の三第一項中「第二十五条の五第一項」を「及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)」の第二十九条第一項に改め、同条第二項中「多数の者が利用する施設」を「特定施設等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の二中「(管理権原者(施設)を「及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等)」に改め、同条を第二十六条とする。

二四

附則

附則第七条の規定
公布の日

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 既存特定飲食提供施設についてのこの法

律の施行の日から受動喫煙（第三条の規定による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。附則第五条第一項を除き、以下同じ。）の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間における新法第二十九条第一項第二号、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
第三十三条第五項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
第三十三条第六項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
第三十三条第七項	喫煙専用室設置施設等の	喫煙可能室設置施設の
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室設置施設等に	喫煙可能室設置施設に
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
第三十四条の見出し	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
第三十四条第一項	喫煙専用室設置施設等の	喫煙可能室設置施設の
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
	喫煙専用室設置施設等に	喫煙可能室設置施設に
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
	喫煙専用室が	喫煙可能室が
第三十四条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設

2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に

掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が

2 前項の「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が

五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上を有する会社
ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総額又は総額の三分の二以上を有する会社(イに掲げるものを除く。)

3 喫煙可能室設置施設(第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条及び附則第四条第二項第三号において同じ。)の管理権原者(新法第二十六條に規定する管理権原者をいう。次条第一項及び附則第四条において同じ。)は、前項に規定する既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等(新法第三十條第一項に規定する管理権原者等をいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

5 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。次条第三項において同じ。)は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかつた者

二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置)

第三條 新法第三十三條第一項に規定する第二種施設等(以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。)の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ(新法第二十八條第一号に規定するたばこ(以下この項において「たばこ」という。))のうち、当該たばこから発生した煙蒸気を含む。)が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。)のみの喫煙(新法第二十八條第二号に規定する喫煙をいう。)をすることができ、場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九條第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條第一項第二号イ及び第五号並びに第三十三條の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第三十三條第一項	たばこ	指定たばこ(たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。)
第三十三條第二項	専ら喫煙	喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。)
第三十三條第二項	を専ら喫煙	を喫煙
第三十三條第二項	この節	この条及び次条第一項
第三十三條第二項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三條第二項	専ら喫煙	喫煙
第三十三條第二項	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
第三十三條第三項	この節	この条及び次条第一項
第三十三條第三項	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第三十三條第三項	喫煙専用室()	指定たばこ専用喫煙室()
第三十三條第三項	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第三十三條第四項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
第三十三條第四項	この節	この条及び次条
第三十三條第四項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十三條第五項	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三條第五項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十三條第六項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十三條第六項	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第三十三條第六項	専ら喫煙	喫煙

	喫煙専用室に 喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室に
第三十三条第七項	喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 専ら喫煙 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の 指定たばこ専用喫煙室の 喫煙
第三十四条の見出し	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
第三十四条第一項	喫煙専用室設置施設等の 喫煙専用室の 喫煙専用室に 喫煙専用室標識 喫煙専用室設置施設等に 喫煙専用室設置施設等標識 喫煙専用室が 喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の 指定たばこ専用喫煙室の 指定たばこ専用喫煙室に 指定たばこ専用喫煙室標識 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識 指定たばこ専用喫煙室が 指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第三十四條第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
2	指定たばこ専用喫煙室設置施設等(前項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この条及び次条第二項第四号において同じ。)の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に	
3	偽の答弁をした者は、二十万円以下の過料に処する。 (標識の使用制限に関する経過措置) 第四条 何人も、新法第三十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七條第一項に規定する特定施設等(次条第二項において「特定施設等」という。)において新法第三十三条第二項に規定する喫煙専用室標識(以下この条において「喫煙専用室標識」という。)、新法第三十三条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識(以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。)、新法第三十五条第二項に規定する喫煙目的室標識(以下この条において「喫煙目的室標識」という。)、新法第三十五條第三項に規定する喫煙目的室設置施設標識(以下この条において「喫煙目的室設置施設標識」という。)、附則第一条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する喫煙可能室標識(以下この条において「喫煙可能室標識」という。)、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識(以下この条において「喫煙可能室設置施設標識」という。)、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室標識」という。))若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識(以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)(以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。))又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。 一 第二種施設等の管理権原者が新法第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合	
4	二 新法第二十八條第七号に規定する喫煙目的施設の管理権原者が新法第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合 三 附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者が同条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識を掲示する場合 四 第二種施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を掲示する場合 何人も、新法第三十七條第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。 一 新法第三十三条第四項に規定する喫煙専用室設置施設等の管理権原者が同条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合 二 新法第三十五条第四項に規定する喫煙目的室設置施設の管理権原者が同条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は新法第三十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条	

第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

三 喫煙可能室設置施設の管理権原者が附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合

四 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による勧告若しくは新法第三十四条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合

3 前二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
(特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務)

平成三十年六月十九日 衆議院会議録第三十九号

務に従事する者の望まない受動喫煙(第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。)を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 特定施設等(新法第二十八条第五号に規定する第一種施設を除く。)においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項中「第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項)」を「第四十三条第二項及び第六十一条第一項(第六十三条第二項)」に改める。

健康増進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十三号中「第二十六条第三項を「第四十三条第三項」に改める。
(労働安全衛生法の一部改正)

第十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「事業者は、」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」を「健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙」に改める。
第七十条の三中「(平成十四年法律第百三十三号)」を削る。

第十二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第二十五条の四第三号」を「第二十八条第三号」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「第二十六条第三項(同法第二十九条第二項)を「第四十三条第三項(同法第六十三条第二項)」に、「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同項第三号中「第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項)を「第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項)」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)
第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

理 由

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康増進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及等の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。

2 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎を第一種施設と、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設を第二種施設と定めるとともに、旅客運送事業自動車等について定めること。

3 多数の者が利用する施設等において、施設等の区分に応じ、喫煙をすることができるところを定め、何人も、その場所以外の場所で喫煙をしてはならないものとする。

4 第二種施設等の管理権原者は、当該施設等の

の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を専ら喫煙をすることができ、当該場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないものとする。

5 多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所に喫煙器具及び設備を設置してはならないこととする。喫煙可能な場所に二十歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

6 この法律の施行の際現に存する飲食営業が行われている施設のうち、資本金の額、客席の部分の床面積等に関する一定の要件を満たす施設等の管理権原者は、受動喫煙の防止に関する国民の意識や当該施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案して別に法律に定める日までの間、当該施設の屋内の全部又は一部の場所であつて、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を喫煙をすることができ、当該場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないものとする。

7 第二種施設等の管理権原者は、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該施設等の屋内の一部の場所であつて、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を指定たばこのみの喫煙をすることができ、当該場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないものとする。

8 この法律は、一部を除き、平成三十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めることは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿

厚生労働委員長 高島 修一

附帯決議

健康増進法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

二 飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すよう、速やかに検討すること。

三 指定たばこについては、WHOでは紙巻きたばこ同様の扱いであることに鑑み、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、紙巻きたばこと同様に取り扱うなど、必要な措置を速やかに講ずること。

四 第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子ども

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

の受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。

五 保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の更なる充実・強化に努めるとともに、運用における手続の簡素化、管理権原者が適切に退出命令を発出できるなど受動喫煙防止対策の実効性の確保を図ること。

六 第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図ること。

七 喫煙可能な場所・空間において従業員の受動喫煙をできるだけ避けるよう必要な措置を講ずること。

八 FCTC枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成三十年六月十五日

衆議院議長 大島 理森殿

参議院議長 伊達 忠一

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第十四項中「次条第十四項」の下に「及び第百五十条第八項」を加える。

第百五十条第一項中「衆議院(小選挙区選出議員)の下に」又は「参議院(選挙区選出議員)を加え、」候補者届出政党はをそれぞれ候補者届出政党又は参議院(選挙区選出議員)の候補者はに改め、「政見」の下に「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては」を加え、「又は候補者届出政党」を又は次に掲げるものに改め、同項に次の各号を加える。

一 候補者届出政党

参議院(選挙区選出議員)の候補者のうち、次に掲げる者

イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の(1)又は(2)に該当するものの同条第一項に規定する推薦候補者

(1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

口 第二百一条の六第三項(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体でイ(1)又は(2)に該当するものの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

第百五十条第二項中「候補者届出政党」を「前項各号に掲げるもの」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(比例代表選出議員)」に、「当該公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。)」を「それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者」に改め、同条第四項中「の放送」の下に「のうち衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党の放送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三項」を「第一項の放送のうち参議院(選挙区選出議員)の選挙における候補者の放送又は第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、「候補者」の

下に「衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を加え、同条第六項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 参議院選挙区選出議員の候補者のうち第一項第二号イ又はロに掲げる者は、政令で定めるところにより、その者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)又は(2)に該当することを証する政令で定める文書を当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に提出しなければならない。ただし、当該選挙と同時に行われる参議院(比例代表選出)議員の選挙において、当該政党その他の政治団体が次に掲げる政党その他の政治団体である場合(政令で定める場合を除く)は、この限りでない。

一 第八十六条の三第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をした政党その他の政治団体
二 任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体
で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る)。

7 中央選挙管理会は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる政党その他の政治団体に關し必要な事項を、当該参議院(比例代表選出)議員の選挙と同時に行われる参議院(選挙区選出)議員の選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会)に通知しなければならない。

8 第一項第二号イ(1)に規定する衆議院議員又は

参議院議員の数及び同号イ(2)に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第百九十七条の二第五項中「あらかじめ」を「その者を使用する前(その者を使用する前にこの項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合にあつては、その者に対して第二項の規定により報酬を支給する前)」に改める。

第二百一条の六第四項中「旨を」の下に「参議院(選挙区選出)議員の選挙に関する事務を管理する」を、「選挙管理委員会」の下に「(参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会及び各合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)」を加える。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に

候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができるとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送についての候補者が自ら政見を録音し又は録画する方式の導入

(一) 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、日本放送協会及び民間放送放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者のうち次に掲げる者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。

(1) 推薦団体である政党その他の政治団体で次のア又はイに該当するものの推薦候補者
ア 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

(2) 確認団体である政党その他の政治団体で(1)のア又はイに該当するものの所属候補者

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。

二 議案の可決理由
本案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができるとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、参議院の通常選挙について約五億三千万円の増加となる見込みである。

右報告する。

平成三十年六月十八日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 平沢 勝栄
衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京港区虎ノ門二丁目	千一〇五―八四四五
独立行政法人国立印刷局	二番五号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
四四〇円	四七二円